

平成22年第5回邑南町議会定例会(第7日)会議録

1. 招集月日 平成22年 5 月 27 日 告示
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成22年 6 月 15 日 (火) 午前 9 時 30 分
散会 午後 4 時 42 分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	松 本 正	9 番	亀 山 和 巳
10 番	日 高 學	11 番	石 橋 純 二	12 番	高 本 勝 藏	13 番	山 中 康 樹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	三 上 徹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15 名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	松 本 正	9 番	亀 山 和 巳
10 番	日 高 學	11 番	石 橋 純 二	12 番	高 本 勝 藏	13 番	山 中 康 樹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	三 上 徹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石 橋 良 治	副町長	桑 野 修	総務課長	日 高 禎 治
定住企画課長	東 義 正	財政課長	藤 間 修	情報推進課長	安 原 賢 二
町民課長	表 正 司	税務課長	三 上 俊 二	福祉課長	三 上 洋 司
農林振興課長	坂 本 敬 三	建設課長	田 中 節 也	水道課長	松 川 好 史
保健課長	大 矢 輝 美	会計管理者	藤 田 憲 司	瑞穂支所長	佐々木 孝義
羽須美支所長	福 田 誠 治	教育委員長	河 野 義 則	教育長	土 居 達 也
学校教育課長	細 貝 芳 弘	生涯学習課長	森 岡 弘 典		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 事務局主任 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
7 番	辰 田 直 久	8 番	松 本 正

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成22年第5回邑南町議会定例会議事日程(第7日)

平成22年6月15日(火) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

平成22年第5回邑南町議会定例会(第7日)会議録

平成22年6月15日(火)

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(三上徹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から平成22年第5回邑南町議会定例会第7日目の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(三上徹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。7番辰田議員、8番松本議員お願いをいたします。なお、今日は外が雨で大変蒸しておるということでございますので、まだ冷房が入っておりませんので、暑い方は脱いでいただいて結構でございます。それと、この前保留に、質疑の中で、答弁保留になっておりました、邑南町図書館、図書館ネットワークシステムにつきましては、そこにシステムの概要図を皆さんのところにお配りしております。
- 表町民課長(表正司) 番外。
- 議長(三上徹) はい、町民課長。
- 表町民課長(表正司) 町民課の方から質疑の中で保険税の軽減について、件数の把握しておりませんでしたので、今日改めて報告させていただきたいと思います。施行規則に定めております減免の関係でございますが、合併以後17年度に1件、19年度に1件、20年度に1件、これまで計3件でございます。以上でございます。
- 議長(三上徹) はい、保留になった答弁を、がございました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 一般質問

- 議長(三上徹) それでは日程第2、一般質問。これより一般質問を行います。一般質問は通告順に行います。あらかじめ一般質問の順番を申しあげておきます。1番中村議員、2番松本議員、3番山中議員、4番大屋議員、5番宮田議員、6番日野原議員、7番石橋議員、8番清水議員、9番辰田議員、10番日高勝明議員、11番長谷川議員、12番亀山議員、以上12名でございます。それでは通告順位第1号中村議員登壇をお願いいたします。
- 中村議員(中村昌史) 議長。
- 議長(三上徹) はい、中村議員。

●**中村議員(中村昌史)** 3番中村でございます。今回トップバッターを務めさせていただきます。よろしくお願いをいたします。今回は、小規模校のあり方についてということについて、1点のみ通告をさせていただいております。本定例会には日和小学校を廃校とする条例案が上程されております。このことについては、校舎の耐震性能の問題が発覚したという特別な事情があったとは言え、これだけの短期間に、しかも廃校という苦渋の選択を決断されたことに対し、日和地区の皆さまに敬意を表したいと思ひますとともにご心痛を与えたことに対して深くお詫びをしなければならないとも考えております。そもそもこのようなことは、極めて異常なことであり、今後このようなことがあってはならないと考へ一般質問に取りあげさせていただきました。先ず、今回の耐震問題が発覚するまで、日和小学校の存続について、どのように考へておられたかを問ひます。町長は合併後の町長選挙において存続のいけ、意向を示しておられましたので、そのことに変化はないものと思ひますが、もし、変わっておったということがあればその旨をご答弁ください。教育委員会での考へを伺いたいと思ひます。

●**土居教育長(土居達也)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、教育長。

●**土居教育長(土居達也)** 先ず、始めに日和小学校の児童の皆さん、そして保護者の皆さんまた、地域の皆さんには、耐震の問題に関わって非常に短い時間で、こうした英断をいただきました。このことにつきましてはほんとに敬意を表しますし、心痛を与えましたことに対しては深くお詫びを申しあげたいと思ひます。3番議員さんの質問ですけれども、以前から議会で答弁をしておりましたように、耐震の問題といわゆる統廃合の問題とは次元が違ふ問題だというふうに認識をしておりました。

●**石橋町長(石橋良治)** はい。

●**議長(三上徹)** はい、石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 私に対するお尋ねでございます。私も、あのう、6年前に町長選挙に出るときに、日和の方で確かに一人であっても日和小学校は残したいと、まあ、こういう思いで言ったのは確かでございます。結果的には、それが叶わなかったと言ひますか、こういうことになりましたことにつきましては、特に日和の皆さま方にはお詫びを申しあげたいというふうに思ひます。まあ、しかしながらですね、その後教育委員会に対してもやはり小規模校のあり方、こういうものをやはり是非議論して欲しいということも、まあ、常々議会を通じて言っておった経過がございます。私は今もやはり小規模校は小規模校なりの良さもある、そういったこともしっかり議論しながら適正規模はいかが、どういったものなのかと、こういうことをですね、今回の問題を契機にしっかり教育委員会として議論をいただき、そしてまたいずれはオープンにしていろんな方々と更に交えて、そういった結論を導いていく、まあ、こういうことは是非必要だというふうに思っておりますので、教育委員会には特にこのことについてはお願いをしたいなというふうに思っております。それを見てですね、やはり小規模校のあり方についての私としても自分なりの考へ方を固めていきたいなと、こういうふうに思っております。

●**中村議員(中村昌史)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、中村議員。

●**中村議員(中村昌史)** ええっと、教育長の答弁の中で耐震問題等と統廃、統廃合とは異次元の問題なのだというお答えでございましたが、今までの間でですね、教育委員会の中で統廃合のことについて議論をされたことはあります。特に日和小学校のことについて、議論をされたことはありま

すでしょうか。教育委員会として、日和小学校に対して、どういうふうに今後ですね、あのう、今後と言いますか統合、合併後、今回の問題が持ち、持ちあがるまでの間、日和小学校に対してどういうふうなお考えであったのか、ということを伺いたいと思います。

●土居教育長(土居達也) 番外。

●議長(三上徹) はい、土居教育長。

●土居教育長(土居達也) 私が、まあ、あのう、就任する以前のことについて、十分、まあ、あのう、理解してないところですけども、昨年度末のところで、自治会長さん方の会議でですね、ある方が日和小学校の子ども達のことをほんとに真剣に考えてほしいというご発言がありました。それと、平成の25年度には、いわゆる3学級9人以下というふうな実態がありますので、これは、あのう、教育委員会と町長との懇談会の中で、これは、あのう、統廃合ということを出すということではなくてですね、学校のあり方ということについて検討していくべきという共通の認識をしておりました。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) 町長は、日和小学校は残したいんだというお考えであったというふうに理解をいたします。で、教育委員会としては、統廃合については今から検討するんだという段階であったということよろしゅうございますか。

●土居教育長(土居達也) 番外。

●議長(三上徹) はい、土居教育長。

●土居教育長(土居達也) 本格的にはその、そのとおりでございます。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) ええっと、昨日のですね、教育民生常任委員会で、日和小学校視察さしていただきました。この日和小学校の校舎は、ええっと昭和38年の建設だそうございまして、竣工後もう50年近くが経過しております。以前から構造強度の上での不安の声やそれから老朽化による雨漏りの問題等の不都合があったように聞いております。積極的に存続を維持するということのためには、校舎の建て替えとかというふうなことを視野に入れた、耐力度調査などをですね、早くから実施されるべきではなかったかと思いますが、そういうお考えが、お考えはありませんでしたでしょうか。無かったとすればなぜでしょうか。それから、あのう、この問題が生じてから先ほど教育長が言われました、平成25年3学級9人というような生徒数の推移の予想が提示をされましたが、このことは、あのう、以前から分かっておったことではないかと思います。既に、あのう、保育所の統合がですね、決定していたという特別な事情はあるとは思いますが、学校を存続され、する、させるために、生徒数の減少にお、減少に、歯止めを掛けるための施策、取り組みというふうなものはなされたでしょうか。以上2点をお伺いします。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、細貝教育、学校教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 先に、あのう、耐力度調査のご指摘でございますが、邑南町が誕生するまで合併来、振興計画等に基づきまして地震対策等を進めてきております。で、合併後は非常に財政厳しい中で、国の指導等もありまして、平成18年だったと思うんですが、優先度順位の調査というのをしております。これは、あのう、国交省の事業を導入しましてやりまして、そのとき

には日和小学校は1番から5番までの段階があるわけですが、4番の段階ということで非常に、あのう、危険度の低いという数値でありました。その後、ご承知のように構造耐震指標等に基づきまして調査をしたところ極めて危険であるという0.05という数値が出てきたわけでございまして、縷々邑南町に至るまでそういう対応については協議等ずっと重ねてきている状況です。以上です。

●土居教育長(土居達也) 番外。

●議長(三上徹) はい、土居教育長。

●土居教育長(土居達也) 議員さんの仰るとおり、平成の20年の時点で、出生の数だけで見ますと、今のような状況になるということは、推測できたのとおりです。ただ、どういった人数が子ども達にとって相応しいのかあるいは、その統廃合に関わる問題はいわゆる日和小学校だけの問題に留まらない、そういう影響もあるということで、要するに慎重に、慎重に考えたためにそういうことへ踏み切ることができなかったのではないかというふうに思っております。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) 先ず最初に、あのう、課長が答弁いただきました、あのう、ことについてですが、あのう、優先度調査というのは耐震診断を行う前提として、行うものであります。で、私が言いたいのはですね、あのう、耐力度調査というのは、あのう、今回の耐震診断とは関、関係なくてですね、耐震問題が起こる以前から、学校の、の老朽化とかいうふうなところを点検するために、点数をつけて何点以上になると、もうこれは危険ですよ、建て替えた方が良いですよというような調査であります。私が聞きたかったのはそういう調査をされなかったのか、なぜなのかということでございます。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、細貝学校教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) このことにつきましては議員専門官でございますのでご承知だと思いますが、耐力度調査もですね、相当な金額を要するものでございまして、過去財政が非常に厳しい中で財政状況を見ながらあるいは制度事業を導入しながらやってきております。で、今回ですね、そういうものも、交付金等においてサポートができるようなことになりましたので、やっておりまして、優先度で言いますと非常に安全安心の児童の確保という視点からは、あのう、急務ではありましたが、いかんせん、まあ、財政が厳しかったということでご承知置きたいと思います。以上です。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) ええっと、耐力度調査については、まあ、財政の問題で取り組みなかったと、それから生徒数の減少については、慎重に検討をした結果、検討を進めた結果、遅れてしまったんだというお答えだったと思いますが、学校の存続の問題というのは、あのう、一刻を争うと言いますか、あのう、何年も待ってですね、5年先や10年先に、今、まあ、決めましようとかっていうふうなことにはならないと思うんですね、この日和小学校の場合は特に。子どもの減少ということが目に見えておりましたんで、そういう意味でいうと、その、まあ、存続ということ、町長は、あのう、唱えておられたわけですが、それに対する、まあ、対応がなされてなかったというふうに判断せざるを得ないと思います。これは、まあ、慎重に協議をしたんだというふうに仰るかとは思

いますが、怠慢だったんじゃないかというふうに言われても仕方ありません、ないことであろうというふうには私は考えます。これらのことを踏まえてですね、今回の決定に至るまでの経過、今までの経過ですね、それと日和小学校を廃校にするんだという結果について、どういうふうに、こういうやり、こういうやり方で、日和小学校の廃校が決まったということについてですね、どういうふうに今考えておられるか、あのう、町長最初の答弁の中でもちょっと仰いましたけども、あのう、こういうことが2度とあってはならないというふうには私は考えるものです。ですから、そういう意味で、経過及び結果について今現在、思っておられることをお聞かせください。

●議長(三上徹) どっちから。どっちでもええですか。はい。

●土居教育長(土居達也) 番外。

●議長(三上徹) はい、土居教育長。

●土居教育長(土居達也) 学校の、まあ、存続統廃合の問題は非常に、まあ、あのう、重要な問題ありますので、慎重にならざるを得なかった、そのために遅れたということに、結果的になったと思います。まあ、そのことによって、十分審議をされない、あるいはそういった、あのう、共通の理解というんですか、そういうものをほんとにこう心からですね、も、これはやむないんだというものをほんとに、こう底に落ちてですね、そういうふうな形にならなかったということについてはほんとに日和の皆さん方にはもうしえ、申しわけなく思います。今後そういうことがないようにするためにどういうふうにしていくかということを教育委員会は、本気になってですね、考えていかなきゃならないというふうに思っております。そのためには教育委員会の中でしっかり審議し、そしてこれから邑南町全体としてどういうふうにしていくのかということを検討をしていきたい、議員の、議会にもお諮りしていきたいというふうに思っております。

●議長(三上徹) 今回に至るまではええんかいの、今後じゃなしに。

●土居教育長(土居達也) はい、あのう、至るまでのところですけども、これは、あのう、あのう、縷々ご説明をしてきましたけども、今回については特に、あのう、子ども達、新築するにしても補強するにしても2年間の、まあ、期間が必要だということになります。で、その2年間を体育館に区切りをしてですね、そうした、まあ、あのう、十分、あのう、配慮してますけども、客観的に見れば不十分でない部分もあります。そういう中で6年間の2年間を子ども達に強いるということは教育的なことを考えてこれはできない、そういうことで地域の皆さん、保護者の皆さんにご理解をいただいてきました。その中で、1年でそれを終えるためには、複式学級を単式の教育課程に変えてですね、そして単式の学級に移れるように、そのするためには1年間が必要ですので、遅くても5月の末までにはそうした決断をしなきゃならない、そのために急いでの判断が必要だったということでございます。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) いずれにいたしましても、この問題につきましては、地元日和地区の皆さま方が結論を出されておりますので、この方向で進んでいくものだろうと思って、思います。先ほど教育長が言われ、言われましたように、できれば緊急避難的にですね、あのう、矢上小学校にでもこう通わせておってですね、その間に日和小学校の今後について、時間をかけて慎重に協議をするということが理想であったのであろうとは思いますが、まあ、言われましたように教員の加配の問題で、難しいということのようであります。最初に申しましたようにですね、日和地区の皆さまに対する敬意とそれからお詫びの気持ちを忘れないようにしなければならぬと思います。そして今

回の教訓を今後に生かしていかなければなりません。そこで先ほど教育長も言われました、あのう、小規模校のあり方についてということで一般論に入りたいと思います。邑南町は他にも小規模校がありますが、それらに対する今後の方針をお伺いしようと思ったんですけども、今までの答弁の中で、今協議中あるいは今から協議をするんだということでございますので、この質問についてはお答えが分かっておりますので割愛をいたします。3月の定例会ですとね、教育委員会から示されました教育方針、これは素晴らしい内容でありました。子ども達に地域の中で社会性を持たせ、地域と学校が有機的に連携して地域の子どもの地域で育てるという教育ほう、教育を目標とされております。私も全く同様に考えるもので、今後の邑南町の教育に期待するところであります。そこで問題になりますのが、地域と学校が、有機的に連携し、地域の子どもの地域で育てるそのためのすね、適正な小学校区の規模、すなわち地域とはどの範囲を考えておられるのか、ということをお聞かせください。

●土居教育長(土居達也) 番外。

●議長(三上徹) はい、土居教育長。

●土居教育長(土居達也) あのう、まあ、地域の範囲がどのぐらいかということの前に、やっぱり地域で育てるということの意味を少し、あのう、お話をさしていただいて、お答えしたいと思いますけども、あのう、地域で育てるというのは地域の大人と地域の子どもの交流し合うという部分があるというふうに考えていただきたいと思います。その地域にはもちろん学校にもですね、多様な子ども達があります。同級生あるいは先生、いわゆる上級生、下級生、そういう多様な人間関係の中で子ども達は育っていくということがあります。それ以上に地域には多様な、いろんな立場の大人の方がいられます。いろんな立場を占めておられる方もいます。いろんな職業をもっとられます。いろんな職場があります。そういう中の地域の大人と交流し、あるいは共同の体験をする中で子ども達は、人のことがよく分かるようになる、あるいは人の身になって物を見たり考えたりするようになることができる。あるいは相手がどういうことを考えてどういうことをして欲しいのかが分かるようになる。まあ、そういった資質能力を育てる場に地域はほんとに相応しいもんだというふうに思っております。そういうふうに考えたときに日常的な中で、繋がりができる、あるいは地域の大人が地域についてよく語れるそういう広さというものがあると思います。小学校で言えば、発達段階から言えば小学校の回り、あるいは小学校区、まあ、この小学校区がみな、あのう、違うと思いますけども、私は日常的というよりは、大人の方がですね、興味関心を自分の村の、自分の町の学校なんだという意識が持てる範囲ということが地域だというふうに言えるんじゃないかなあと思います。これは、あのう、中学校区も同じですけども、中学生の発達段階で言えば、これ町だけでなくても広い範囲でなければならないようなこともあると思います。一概に、広さというのを規定できるもんじゃないですが、やはり発達段階があるんじゃないかなあというふうに私は思っております。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) 地域での多様な大人と交流を持つことによって人のことを考えたり、人のことを慮る心を養う、つまり社会性を持たせるということだろうと思いますね。で、その範囲は地域の大人が地域を語れる範囲だというふうに、今、教育長仰いました。昨年9月の定例会で、私が町長に質問をいたしました、あのう、質問に対して町長は公民館単位程度の自治組織を考えたいというふうに言われました。また、この教育方針の中にもですね、公民館の果たす役割として、情報提

供や交流の場づくり、各関係する機関との連携を図るために公民館が中心的な役割を果たしていかなければならないというふうに書いてあります。そうして考えますとですね、公民館を、まあ、中心とした地域づくりというふうなものを、町長の方もお考えであると、で、教育委員会の方でお考えであるということになればですね、必然的に、まあ、公民館単位の学校区というふうなものが想定されると考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

●土居教育長(土居達也) 番外。

●議長(三上徹) はい、土居教育長。

●土居教育長(土居達也) 小学校、まあ、公民館と、あのう、邑南町の場合は小学校区と公民館区というのはある程度合致をしておると思います。で、その中に一つ小学校があるということが一番かというごい、あのう、ご質問じゃあないかと思ひますけども、それは、あのう、今の学校なり地域教育というシステムの中で考えた時には、かう、あのう、そういうお考えになると思ひます。ただ学校が、地域、いわゆる全てを負って地域との大人との関わりをすべて負っていくという考えではない考え方もできるんじゃないかというふうに私は思っております。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) ええっと、最後のところがちょっと理解しかねたんですが、学校が全てを負ってというところ、ちょっと、理解が難しいんですけども分かりやすくご説明をお願いします。

●土居教育長(土居達也) 番外。

●議長(三上徹) はい、土居教育長。

●土居教育長(土居達也) これは例えばのお話なんです、例えば、あのう、小学校、学校はいわゆる教科の学習を中心にやる、で、例えば教科の社会科、低学年あるいは中学年の社会科の時に地域の人に拘わって貰わなきゃならないようなことは、それは地域の中でできるわけですけども、そう、そういうばっかりじゃあなくてですね、いろんな交流の仕方があると思ひます。地域によって。これ、あのう、あのう、議員さんもお分りのように口羽小学校の時に通学合宿を始めました。これは学校の先生できるだけでないということで最初からお願いをさせていただきました。それは地域の方と子どもが直接触れ合うということに学校の先生が立ち入らない方がより効果があるというふうに考えたわけです。そういうときに地域の中でできる部分について公民館等中心にしながら、つけていける力と学校でつける力ということを分けて考えても良いんじゃないかという、まあ、あのう、一つの考え方であります。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) ですから、公民館単位で、公民館単位の範囲で学校との関わり方を持つこともあり、あり、可能ですし、ですから、別に公民館単位と小学校区が合致してなくても、例えば二つの公民館の範囲が一つの小学校区になっておれば、この一つの公民館でやる子どもとの関わりを持つような事業は、その公民館と学校とでやると、こちらはこちらでも、またやるという、いうようなお考えだというふうに解釈して良いですか。

●土居教育長(土居達也) 番外。

●議長(三上徹) はい、土居教育長。

●土居教育長(土居達也) はい、あのう、例えば、まあ、あのう、日和小学校のこれからのことを、ですけども、日和の子どもはやはり日和の子どもなんです。日和の地域にとっては大事な宝だと思

います。で、日和の地域の子ども達にこれだけはやっぱり伝えたいとかこういう力つけないといけないことは、まあ、学校との繋がりの中では十分できない、なるわけですので、やはり土曜とか日曜とか長期の休みを使ってそうしたことを地域と一緒にですね、やれるようにしていくということを考えていかにやいけないというふうに思っています。で、それを、他の地域でもそういったことができないんじゃないかと、できるのではないかと案でございます。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) 説明の内容はよく分かりました。あのう、先ほど教育長の答弁の中で地域の大人が自分の学校、自分の地域の学校だと思えるという範囲というふうなところ、ことも仰いましたが、あのう、まあ、地域によって、その組織であるとか取り組みであるとかあるいは地理的条件なども違いますので、一概には言えないかも知れません。ですが、そういう先ほどのですね、地域の学校、地域の子ども達という認識が持てる範囲というのが、まあ、教育長言われるように自ずと存在するんだと思います。そこが、まあ、子ども達が自分で僕たちは、この地域の一人だという思う、言う思いが持てる地域になるわけで、それが公民館、公民館の単位ぐらいなところが理想なんじゃないかなというふうに私は考えるわけです。実際、あのう、先ほど教育長もちょっと仰いましたが、あのう、私の地元の方では、ふるさと学び合い講座であるとか、夏休みの子ども教室、お絵かきであるとか料理教室だとかいうふうなことだとか、公民館が直接やっておる行事に学校が参加したりというふうなこともありますし、それから、山遊びであるとか川遊びであるとかって、そういうふうなところに、この人が、あのう、指導、この人に指導を上げば適当で、適当ですよというふうな人を公民館を通して紹介をしたりとか、それから公民館だけじゃなくて、地区社協であるとかってというふうなこと一緒にね、先ほど教育長が言われた通学合宿というふうなこともやっております。ほいから一校一菜の取り組みに公民館の野菜づくり教室の皆さんがご協力をいただいたりとか、様々な取り組みを展開しております。またそれ以外にもですね、個人的に、あのう、学校との繋がりをもって、米づくりであるとか野菜作りであるとかというふうなことで、学校との繋がりをもっておられる地域の方たくさんおられます。で、そういった方々は地域の学校なんだと、この学校は地域の学校なんだ、ここの子ども達は地域の子ども達なんだという認識をもっておられると思います。先ほどちょう、教育長も言われましたけども、日和小学校もこういった公民館単位で一つの小学校区でありました。あります、あります。まだ現在あります。そこでも同様な取り組みがなされていると聞いております。廃校後も、先ほど教、教育長が言われたように、そういった地域のですね、あのう、日和の方々が日和の子ども達は日和地域の子どもなんだというふうな認識が持てるような取り組みを来年度以降お願いをしたいというふうに思います。で、まあ、今先ほど言われましたように、本町では、小学校区と公民館の範囲というのが、まあ、重なったところが、まあ、割と多いということでございまして、できうればですね、そういった原則、原則をですね、あのう、継続をしていただきたいというふうにお願いをします。これまでは、ええと、地域と学校という、まあ、観点から質問をさせて貰いましたが、もう1点学校存続していく上で、欠かせないことが生徒の確保という問題であります。この教育方針の中にもですね、力のある学校ということが述べられておまして、全ての子ども達を元気づけ、やる気にさせるような人間関係の絆と多彩な教育活動を組織できる学校、それから違いを認め合う豊かな人間関係というふうなことが謳われております。こういったことを実践していくためには、一定の生徒数の確保っていうのは条件になるものだろうと思うんですが、そういう意味での適正な学校規模について教育委員会で

はどういうふうにお考えかをお伺いします。

●土居教育長(土居達也) 番外。

●議長(三上徹) はい、土居教育、教育長。

●土居教育長(土居達也) あのう、先ほど言いましたように、子ども達は地域の大人を通してですね、いろんなことを学ぶだけじゃあなくて、子ども達同士の繋がりの中で人間関係の築き方とかいろんな、まあ、人間関係トラブルがあったときにどうやってそれを修復していつて行くのかとか、そういう人間関係を築く力というんですか、人と繋がっていく力をやはり、あのう、作って行かなきゃいけない、これはほんとに大事な問題だというふうに思います。これは、あのう、子ども達が大人になって地域に帰ってきた時にもあるいは社会に出て働く上でも、これはほんとに必要な力だというふうに思っております。そういうことは、単にいわゆる人間関係を作る、日常生活の中をスムーズにやっていけるというだけではなくて、学習の中でも、子ども達は人に語りかけたり、あるいは語りかけられたりして、自分の思いをですね、伝えなきゃならない、伝えることができるように力をつけていかなきゃならないというふうに思います。そのときに何人が適当、適正なのかということ、あのう、学者というんですか、中でこれがさいだ、あのう、最適であるというふうなことが出ているいうふうに、私は、まあ、あのう、認識していませんが、決まったものは無いと思いますけども、いわゆる諸外国の中では25人ぐらいが一学級適正ではないかというような、あのう、事例もあります。何人からとか何人でないといけないという部分は非常に、あのう、難しいと思います。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) 最初のあたりの質問の答弁の中で、まあ、あのう、適正な人数なども含めて考えなければならないので協議が遅れたというふうな答弁でございましたので、教育委員会の中では、あのう、この先ほど、まあ、あのう、欧米の例で25人というふうな、あのう、具体的な数値が出ましたけども、あのう、人数がどれぐらいなら良いんだろうかなというふうな協議は、まだなされておない、いないというふうに考えてよろしいですか。

●土居教育長(土居達也) 番外。

●議長(三上徹) はい、土居教育長。

●土居教育長(土居達也) 私はこれからの議論だというふうに思っております。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) これからの議論の中で考えていつていただきたい点を、何点か質問をしたいと思います。まあ、あのう、過疎化少子高齢化ということで、まあ、生徒数の減少は、全国的にですね、まあ、なかなかこれを止め、止めるということは難しい問題のようですけども、これを、まあ、かといってですね、減るに任せるというようなことではあんまりにも無策なのではないかというふうに考えます。適正規模が何人かというふうなところは、あのう、我々、専門分野でございませんで、これぐらいが良いんじゃないですかというふうなことは、なかなか私も言えませんが、そこ、そこは教育委員会の中でしっかり議論をしていただいてですね、あるいは逆にいうとこれぐらいの人数だったらこういうやり方をして、あのう、先ほど言われた、あのう、生活の中で思いを伝える力をつけるというためにこういうその教育手法もあるんじゃないかということも検討していつていただきたいというふうに思いますけども、この取りあえずですね、今、子どもが減って

おるということを放置をしておくということは、あまりにも無策であるということで、減少に歯止めをかけるための施策というふうなことを考えていかなきゃならんんじゃないかというふうに思います。そこで、教育委員会の方で具体的に、あのう、他の市町村と比較してですね、この部分は邑南町は、あのう、優れておるというような、いわゆる子育て支援のような施策というふうなことをされておることがありましたら、お聞かせください。

●土居教育長(土居達也) 番外。

●議長(三上徹) はい、土居教育長。

●土居教育長(土居達也) 非常に、まあ、厳しい財政の中で邑南町におきましては、町単の教員を配置をしていただいております。これはもう5年ぐらい続けていただいております。それから昨年度から、各学校に学校図書館司書、これは、あのう、県では、あのう、小規模校は何時間とボランティアでというようなことがありましたけども、邑南町は学校の大小に限らない12校全てに5時間以上の図書館司書を配置させていただいております。あのう、その他学校の先生方の指導力を高めるために島根大学と提携をして、島根大学の先生に授業づくり、学び合い型の授業づくりの指導をやっていただいたり、あるいは夏休み、あるいは長期の休業中の研修等もお金を、予算を付けていただいております。また、あのう、生涯学習の分も含めて言いますと、ブックスタートについても多くのお金を付けていただいております。子ども達が本を読めるような、そういう環境づくりにも随分力を入れていただいております。そういう面で言いますと、まあ、たくさんの、あのう、財政的な支援をしていただいておりますので、そうした効果をあげていかなきゃいけない、まあ、そういったことがやがて邑南町を目指していただけるような、まあ、あのう、ことに繋げていけるように教育委員会としては、あのう、努力していかなきゃいけないというふうに思っております。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) 確かにですね、あのう、それ以外にも例えば就学支援というのが、邑南町独自に上乗せでされておりますし、この4月から中学校に通級指導教室も開設をされました。他の課で言いましても、保健課の方では子宮頸がんのワクチンの接種、ええっとこれは子育ての支援という上では大変有効なことだろうと思います。それから福祉課で言いますとしょう、児童クラブへの通所支援ですね。二人目から半額にするとかっていうような支援であるとか。まあ、あのう、私もですね、あのう、邑南町の取り組みっていうのは評価をしたいというふうに思っております。あのう、進んでいる方なのじゃないかなというふうに、まあ、あまり他の町村のことを詳しくありませんので、比較がなかなか難しいんですが、進んでおるのではないかとこのように私も思っておりますが、まだまだ、様々なことが考えられるんじゃないかと、例えば子どもの医療費の無償化というのが今、通学、就学前ですね、で、そういったものを児童生徒、小中学生まで、無償化にするとか、実際に、あのう、どこの町村だったか忘れちゃったけども、そういったことを行った結果人口が増えたというふうな例もあるようです。邑南町でたちまちそういうふうな結果が出るかどうかというのは分かりませんが、そういった考えられる取り組みは、全て取り組んで行くんだというぐらいな気概ですね、気構えと言いますか、そういったものを検証してみる必要があるのではないかと思います。また、それらの今現在既に実施されておる施策についてもですね、町民である我々は、あのう、よく存じて大変感謝をいたしておりますけども、そのことを町外に対してですね、しっかりアピールして、邑南町で子育てをしませんかというふうな町外へのアピール、例えばホームページであるとか、そういったことが必要であろうというふうに思うんですが、あのう、そういっ

た対外的な取り組みは現在どういうふうにされておるかお知らせください。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、子どもの減少に歯止めをかけるという問題であります。で、いろいろやってるということのご理解はいただいたようでありますけれども、あのう、まあ、基本的には、この次世代育成支援行動計画、これをしっかりやっぱり実行していくということが大事であろうというふうに、まあ、思っております。後期に入っておりますので、これはしっかりやっていく。その中で、まあ、数字を申しますと合計特殊出生率というのがあるわけではありますが、あのう、邑南町の場合は直近の数字で1.73でございます。そこから県が1.57、国が1.31。ただ、まあ、あのう、2.08を越えないとですね、子どもは増えないというような一つの、まあ、目安もあるわけではありますが、まあ、これだけ取ってみても、まあ、邑南町で子育てをすれば、たくさん、まあ、子どもを産んでいただけるような環境には、なっているのではないかなあというふうには思っております。ただ問題は、あのう、出会いの場の問題でございまして、まあ、町政座談会でもそういった類のご意見をいろいろいただきました。まあ、未婚の方に対するそういった出会いの場については是非行政も汗をかいて欲しいということがありましたので、まあ、お答えとしては行政が直接そういったことにタッチすることはなかなかこれまた抵抗もあるという中で、やはり、あのう、民間団体がやっていただけるということになればそれは是非、支援もしていかなきゃならんと、まあ、こういう気持ちでおるとということもお話させていただきました。まあ、したがって出会いの場を作る、そして産み育てる、そこから学ぶ。まあ、特に今増えている様相は全国的に考えますと教育が進んでいるところ、医療が進んでいるところ、それはやはり増えているようなところがございまして、ただ残念ながら島根県の場合は増え、増えているところは東出雲町とそれから斐川町でございまして、これはやっぱり松江市に隣接してる、出雲市に隣接してるから、いわゆるベッドタウンとしての要素が非常に強いんだろうと思います。まあ、ここが浜田市がもっともっとですね、仮にですよ、人口増でかなり大きな中核都市になれば、それはそれで、また増える要素もあるんじゃないかと思っておりますが、残念ながら西部についてはそういったダム効果のあるような市はございません。ですから、まあ、町独自としてしっかり頑張っていかなきゃならん。そういう思いの中でやはり、あのう、我々これだけやってるんだから、しっかりですねアピールする必要があるんだろうと思います。まあ、この点についてはご指摘のようにまだまだ行政としては不十分だろうと思います。教育委員会でやってる施策、それから町長部局、部局でやってる様々な施策、まあ、これを一つしっかり整理統合してあるいは、そういうものを作ってですね、やはり様々なところでアピールしていくことが大事だろうというふうに思っておりますので、その点については頑張っていきたいなと、まあ、こういうふうに思います。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) あのう、具体的な提案といたしましてですね、あのう、町のホームページでございまして、今、その担当課ごとにこうページが分かれているような状況ですね。あのう、この今の少子化に歯止めをかけるという問題については、教育委員会だけで可能なわけではありまして、全町あげて取り組んでいかなきゃならないことだろうと思いますんでそういった問題については、あのう、一つのページとしてですね、邑南町で子育てをしませ、しませんかっというようなページを作るというようなお考えはございませんでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、是非それは作りたい。作っていかなきゃならん項目だというふうに、まあ、理解しておりますので、これは、まあ、あんまり時間を置かずに考えていきたいというふうに、まあ、思っております。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) 是非、早急に取り組んでいただいてですね、あのう、この邑南町の取り組みを町外に対してしっかりアピールをしていくということをお願いをしたい。それから、あのう、最初に申しましたようにまだまだいろいろな施策が考えられるんであらうと思います。そういったこともですね、あのう、各課それぞれで、このことは子育て支援に繋がるんじゃないか、このことはただ、あのう、その単純に担当部署の問題解決のためということだけじゃあなくしてですね、あのう、もっと大きな視野で物事を考えていただきたいというふうをお願いをいたします。まあ、様々聞いてまいりましたが、日和小学校の例を教訓として生かしていくという、そのお考えは教育長ずっと述べておられますので、しっかり生かして行っていただきたいと思いますが、そのためには、あのう、原点に返ってですね、あのう、邑南町ではどういう子どもを育てるのか、そのためにはどういう学校を作るのか、そして、それに対して地域はどう拘わっていくのか、そういったことを、今この教育方針の中に書かれているわけです。このことをですね、もっと町民の皆さんにも、アピールをして、それぞれの地域で、地域の人みんながですね、うちのが、うちの地域の学校は自分の学校なんだ、地域の子どもは自分たちの地域の子どもなんだというふうなことが皆さんが思っただけで済むようなことにできたら良いなと思いますので、しっかり啓発をしていただきたいというふうに思います。で、その上にですね、その地域とはどういう範囲を考えたら良いのか、その中で、まあ、学校を維持継続存続していくためには何をしなければならないのか、そういったことを町、教育委員会、学校、地域が一緒になって考えて共通認識を持つことが必要であらうと思います。そのためには、しっかりきちんとですね、情報を公開して、問題の芽を事前に摘み取るというふうなことが必要ですし、もし、それでもですね、もし、問題が生じた場合にはじっくりと時間をかけて、対策を考えるような体制を望みます。このことについて最初にいくらかご答弁いただきましたけども町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、子どもに対する私の思いでありますけど、やはり邑南町で生まれそして育ちそして邑南町に帰ってやろうと、まあ、こういう郷土愛に満ちた子どもを育てなきゃならんということも考えております。そのためのやはり我々は、どういったことができるのか、これ真剣に考えるときではないかなと思っております。幸いに、あのう、矢上高校の生徒の例を出して恐縮ですけども、昔よりも比べて地元に戻りたいあるいは一旦出て行ってもこっちへ戻って働きたいと、こういう子ども達が増えているというふうに感じておりますので、まあ、そういうことも含めてですね。是非、子どもの増加、若い人の増加になるように頑張っていきたいなと、こういうふうに思います。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●**中村議員(中村昌史)** 是非ですね、あのう、邑南町の教育を明日に、未来に向かって、こう、充実していけるように教育委員会のみならずですね、全町あげて、それから我々住民も含めてですねみんな考えていけるような体制を作っていただきたいということをお願いを申しあげます。まだ時間が若干余裕がありますが、お聞きしたいことを全てお聞きいたしましたので、日和地域の皆さんに敬意を表しつつ質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

●**議長(三上徹)** 以上で中村議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩いたします。再開は10時45分といたします。

—— 午前10時28分 休憩 ——

—— 午前10時45分 再開 ——

●**議長(三上徹)** それでは再開をいたします。続きまして通告順位第2号松本議員登壇をお願いいたします。

●**松本議員(松本正)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、松本議員。

●**松本議員(松本正)** 議席番号8番松本正でございます。私の6月一般質問は通告いたしました二つの質問をいたします。最初に本町における農業問題、政権交代による本町農業政策の対応についてでございます。自民党政権下では所得を安定させるための補助金を受けるには、一定以上の農地を耕作していることなどが条件だったため、小規模な農家は集落営農をつくり、農薬や農地の共同購入を進め、基幹産業である農業を維持してまいりました。本町も国、県の政策に沿った事業を実施されています。政権交代により政府、農林水産省は、これまでの政策を転換し、米農家を対象とした戸別所得補償政策を行うこととなります。なりました。つまり、今後は小規模農家でも直接お金を受け取れるということになり、この新たな政策は本町の農業、農家がどう変わっていくと、町は推定されているのか、また最近の事件とあわせて次のことを質問いたします。一つ目でございます。今年の春先は天候不順で農作物の生産が、生育が悪く価格の高騰がありましたが、5月後半から幾分価格が安定し、消費者にとっては安心していただくところです。また宮崎県で発生した牛、豚の口蹄疫で畜産農家の被害が広まり様々な影響を与えているところです。本県も5月19日に感染拡大を受け独自の対策を発表しましたが、本町の現状と、またどのような取り組みをされているのか質問をいたします。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、坂本農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 先ず、政権交代の影響についてということでございますが、現在の政策は平成17年に策定をされております食料農業農村基本計画、これに基づいて政策が実行されております。この中を少し見てみますと、効率的かつ安定的な農業経営の主体として家族農業経営で33万から37万戸程度、それから集落営農組織が2万から4万程度、法人経営が約1万程度、こういうふうな農業構造を目指すということで農政が展開をされております。この度政権交代によりまして、今年の3月22日でございますが、新しい新食料農業農村基本計画が策定をされております。で、これを見てみますと、農業者の高齢化が進み、農、高齢農業者の大量リタイアが見込まれていると、一方将来の担い手育成は遅れており、新規就農者数も少なく後継者の確保は極めて、まあ、不十分であると。これまでの対策は対象を一部の農業者に重点化、集中的に実施をされてきた。しかしながら農業所得の確保に繋がらなかっただけでなく、生産現場において意欲ある多様な農業者を幅広く確保することができなかったというふうに総括がしてあります。で、新しい計画

ではその対応策として、一つは戸別所得補償制度の導入あるいは農業農村の産業の6次化、いうふうなものを推進を通じて、競争力のある経営体が育成確保されるようにするというのが新しい計画であります。まあ、キーワードを、まあ、両方を取ってみたいとしますと、旧計画の方は効率的かつ安定的な、まあ、農業経営というふうなキーワードだと思います。それから新しい計画については、競争力のある経営体の育成確保というふうな、まあ、キャッチフレーズになるのかなと思いますが、この二つの基本計画は邑南町にとってみますと、さほど大きな違いがあるとは考えておりません。で、従来から、あのう、まあ、合併以降になりますけれども邑南町の支援センターを中心にしまして、一つは農業従事者の確保をどうやっていくのか。二つ目に農業の収支改善をどうやっていくのか。それから約200ヘクタールぐらいの不作付け地がありますけれども、これの活用をどうやっていくのかというふうなことを基本的に進めておりますので、あんまり、その国の農政に振り回されることなく、その三つについては今後とも進めていくべきであろうというふうに思います。で、指摘のように所得補償モデル事業によりまして、補助対象農家は確かに増加をいたします。1反以上主食用があれば、補償の対象にするということでもありますから、しかしながらそれとは別な課題も、またたくさん発生をしておりますので、この政策によりまして、邑南町の農業、まあ、特に、その農業従事者でありますとか、あるいは生産構造といったようなものが大きく変化するということは無いというふうにみております。以上でございます。ええっと、続いて、先ず、あのう、失礼しました。口蹄疫の関係でございます。先ず、宮崎県におきまして、現在10市町、289の農家、それから約20万頭の牛、豚が殺処分の対象となっております。で、非常に、まあ、大きな打撃を受けておられます。心からお見舞いを申しあげる次第であります。邑南町におきましては、この口蹄疫の対象となる家畜でございますが、酪農が11戸、約650頭。それから肉用牛が40戸で約620頭。養豚業が1戸で約5千600頭というふうになっておりまして、まあ、その他に若干の山羊等もおります。島根県内あるいは島根県の隣県において口蹄疫が発生すれば、即日島根県の西部現地対策本部が設置をされます。邑南町におきましてもすぐに対策本部を設置することになります。邑南町が移動制限区域あるいは搬出制限区域に入れば、この県の西部の対策本部に組み込まれて、従事するということになります。またそれ以外におきましても、例えば広島県境あたりで通行制限がある、あるいは、まあ、通称消毒ポイントと言っておりますが、こういうふうなものが設置をされれば邑南町としても協力をせざるを得ない状況になるというふうに思います。町の対策本部であります。これまでは平成19年に制定しております邑南町現地家畜伝染病防疫対策本部設置要綱というものがございました。で、これは口蹄疫の島根県の対策本部ができた場合に、なかなか、このままでは対応しづらいということから、もう少し役場内全町的に対応すべきであろうということから、先頃新しい要綱をへん、作ったところであります。それから関係農家への対策であります。県とJAは既に消毒薬を対象農家に配布しております。邑南町としましても今週あたりのところで消毒薬の追加配布をしたいというふうに考えております。それから対象農家の、まあ、仮に口蹄疫が発生した場合でありますけれども、対象農家の所有地に適当な埋設場所が無い場合に備えて行政としても、埋却地の選定というふうなものを検討していく必要があるのかというふうに現在考えております。以上でございます。

●松本議員(松本正) 議長。

●議長(三上徹) はい、松本議員。

●松本議員(松本正) 町としては今後消毒剤の追加を配布するというのが、今の喫緊のことだと思います。二つ目の質問でございますが、本町は種々、農業政策に取り組まれているところですが、

21年度農業生産販売高の前年対比と米、特定米穀、野菜、果実、乾椎茸、菌茸類、畜産物の分類別の生産販売、生産販売高をお示しいただき、また、このことに対して町長はどのような見解をお持ちになり今後の農業振興に努められるか、質問をいたします。

●石橋町長(石橋良治) 議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) それでは私の方から数字も含めてお答えをさせていただきたいと思います。農産物の販売実績でございますけども、まあ、これいろんなところから調べた若干の推計も入っておりますが、21年度でございますが、米、12億7千180万8千円。これは前年度実績から言いますと、4千755万増えております。それから野菜、花卉でございます。これが、まあ、産直はちょっと除かれておりますけれども、JAの販売ということで、2億5千610万円で、これが前年度に比べて414万増えております。内、まあ、邑智郡の特産でございます白ネギでございますが、これが5千276万円というところでありまして、残念ながらこれは前年度よりも835万円減っております。それから椎茸、乾燥椎茸でございますが、これが720万円、これが前年度よりも120万減っております。また菌床椎茸関係でありますが、8千148万1千円、前年度よりも602万円減っております。椎茸関係は販売実績が減っております。で、酪農でございますけども、まあ、これは郡酪の方で調べさせていただいたんですが、生、生乳、牛乳、生乳の方でございますけど、5億5千948万1千円というところで、これは前年度よりも8千515万5千円増えております。それから仔牛の出荷の方でございますが、これが4千217万7千円、これは前年度よりも611万7千円減っております。で、肉牛の方でございますが、これが、まあ、JAとあるいは個人農家も含めてでございますけど、3千143万4千円というところで、前年度よりも1千142万7千円増えております。ただこれは、あのう、もともと県外へ出荷しておられた農家が21年度から県内市場への変更されたためという特殊要因がありまして、これは前年度それから考えますと前年度とそう変わっておりません。まあ、数字だけ見ますと、総合計で見ますと21年度は20年度よりも1億2千657万7千円、まあ、増えておるとい、まあ、数字が出ております。それから、特定米穀は、あのう、担当課長に調べをさしたんですが、これは、あのう、くず米というのが、まあ、あのう、捉え方でちょっとなかなかこりゃ販売実績が出ないということで大変申しわけございませんが、そういうことでございます。で、こういった数字を踏まえてですね、議員お尋ねの町長として今後の農業振興をどう考えるかということでございます。で、今数字を申しあげましたように、何といたっても米がダントツに、まあ、邑南町は実績が多い、これを是非やはり主力にして、更に良い物を作ってハーフ米も含めてとにかくやっていきたい。それから2番目が畜産関係です。これが6億3千300万ある。これもやはり邑南町としての大きなものを占めておるから、是非これもやっていきたい。それから3番目に野菜、花卉、これが2億5千610万ということで、やはり米、畜産、野菜というのは邑南町のほんとに主力な農産物に変わりはないということありますから、これに対する私どもの、ご支援というのは絶対条件だろうというように思います。まあ、そうした中でやはり私が今後邑南町の農業を考えるということになりますと、従来は、まあ、農業ということで作ってた、作ってた物をですね、いかに今度は販売をするか、食、食べるということの切り口にですね、農と食、そしてそこに学ぶということですね、一つ付け加えて農と食と学ぶということの一つのキーワードにして考えていきたいなあと思っております。で、その具体的な一つとしてはまずは食の安全というものを追求する。これは顧客志向でございます。という中でブランド力をとにかくつけていくんだと、ブランド力を。邑南町の良い物はいっぱいあるわけであ

ります。先般、東京事務所を開設したときに1週間OH!カフェをやりましたけれども、千300人のご来場を、この1週間でいただいたということで、私が行っておりました当日も大変、まあ、邑南町の食べ物は美味しいということの評価をもうすごくいただいております。その中で特に言われたのは食材としては当日出した米粉パン、これは、あのう、当日は日和の米を粉にして出したと、非常にもちもち感があるという、こんなパンは食べたことがないという評価。それから畜産では、まあ、ご存じのように石見和牛肉、これはすごい評価でした。もうほんとに、あのう、他の一流のブランドに負けないと。それから野菜、果物。で、特に野菜は野菜というのはこんなに甘いもんだったんかと、すごく甘いねと、これがほんとの野菜の味だということの評価された。そして果物でありますけども、まあ、当日もスイーツということで出したんですが、あのう、ブルーベリージャムとかあるいはブルーベリーの一つの物をですね、お菓子にして出した。これも非常に、まあ、好評だったということであります。やはりこれだけ東京で認知されつつあるのであれば、それをしっかりですね、売っていく、ブランドとして売っていく、このことが大事だろうと思います。大量生産ということも大事であります但邑南町の農業というのは今申しあげましたように少量多品種で様々な良い物がある、これをいかに食という食べるということに、こう、切り口を考えて売っていく必要があるのではないかなあと、マーケティングの問題も大事だと、まあ、そういった意味では東京事務所というのは非常に、まあ、今後そういった意味の役割があるわけであります。2番目に大事なこと、私は1番大事だと思いますけども、課長も申しあげましたとおりですね、今担い手の年齢は殆ど70歳代であります。ここを何とかしないとですね、いくらブランド力を付けても後が続かない。いかに担い手の確保をしていくか、も、これが最大の私は邑南町の農業を考える上での課題であろうと思います。で、これはま、Uターン、Iターン、それから今いらっしゃる方々含めてですね、特に今は、あのう、若い方々が農業をやってやろうという非常にそういう雰囲気は、私はひしひしと感じられる世の中になってきたと、そういう意味では新たな若者の雇用も含めてですね、定住も含めて、都会から入っていただく、あるいはUターンをしていただく、今いらっしゃる方々に対して農業を学んでいただく。更には集落営農、生産法人、まあ、こういうことに繋がって行けば良いわけではありますが、そのためにはですね、今やっております農業研修制度、これはちょっと不十分だと私、私は今認識をしております。現実問題一応全国公募しますけども、毎年、応募が3、4名、その内で1名ぐらい、こんなもんじゃあ私はニーズは、じゃあニーズはこんなもんじゃあないと思います。東京事務所をやっぱり拠点としてもっともっと中村さんのさっきの話じゃありませんけど、邑南町の食材というものをPRしながら、邑南町で農業をやってみませんか、そのためにはこうし、こういう研修制度がありますよ、こういう農地の貸し借りの制度がありますよ、あるいはこういう初期投資の手当がありますよ、そういうものを総合的にですね、やっぱり考えてやっぱり担い手をどんどん入れていく、作っていくということが一番今肝心なことじゃあないかなあというふうに思っております。これは是非23年度にはバージョンアップで農業研修制度を考えていきたいというふうに思います。それから三つめには、あのう、地産地消でございます。で、これは、あのう、条例を作っていた、認めていただいたということに、あるわけではありますが、何と言ってもここで先ずは内需拡大をやっていききたい。今耕畜連携もその一つだろうと思います。邑南町で作った稲藁、飼料稲を邑南町の畜産の方に、買ってもらって使って貰う、これも畜産、地産地消の一貫だろうと思いますけども、今は現実問題、学校給食で、まあ、健闘しているというような状況だろうと思いますが、これでは不十分。様々な施設があるわけですから、少しでもそこに使っていただくような、予算上の措置、考え方ということが必要だろうと思います。そし

て更には、あのう、私冒頭には学ぶということを言いましたけど、これ実は私、これはまだ、あのう、構想段階で課長会議でも言った、言っていないわけではありますが、地産地消のレストランをなんかこうやっぱり少し幾つか作ってみたいなあ、と、都会ではこれはすごく流行ってます。で、それ、じゃあ誰が作るんかということになります、残念ながら邑南町の今のいらっしゃる方では、やはり人を呼ぶような例えば一流の料理を作っていただくような方はちょっと難しい。で、町の方も、町に今いらっしゃる方も含めてですね、全国公募してシェフの研修制度をやってみたらどうか。学ぶ、で、それが1年間でも2年間でもやって邑南町に店を開いていただく、香夢里を使っている、こういうことも含めてですね、それがこう定住に繋がって行く、地産地消に繋がって行く、契約栽培の農家がまたそれで生き返っていくと、こんなこともですね、一つの仕掛けとしては大事ではないかなというふうに、まあ、思っておりますので、とにかく前向きに外に向かって行くということで、農、食、学、こういうことをキーワード、キーワードにしながら、また頑張っていきたいなあというふうに思っております。

●松本議員(松本正) 議長。

●議長(三上徹) はい、松本議員。

●松本議員(松本正) ただ今、あのう、町長の方から先ず、食の安全、ブランド力を高める、そして二つ目に担い手の確保、それにはまた農業研修制度の充実を図るということ、三つ目には、地産地消、地消で、この邑南町の農産物というものを、次の第三次計画というか、レストランを作って地産地消を売り込むというふうな、今お話をいただきました。この先ほどのその生産販売高のことでございますが、JAの21年度の統計資料によりますと、先ほど町長さんが仰った中の数字とは若干、あのう、販売高が違ってまいりますけども、販売高の合計は前年より108.8%の増ということで、米とか生乳、肉用牛が、この前年より販売高が増額していると、そして特定米穀、雑穀、その他野菜、お茶、葉たばこ、花卉、乾燥椎茸、菌茸類、このあたりが減額になっておるというふうな資料もございます。このあたりは今、あのう、町長からは、そういった販売高のことを聞きましたが、やはり専門の農林振興課の方から、このあたりの、その減額になっている要因というのは、何か質問をさせていただきます。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) ええっと販売額についてでありますけれども、ええっと特にですね、あのう、野菜類におきましては白ネギが500万程度、あのう、マイナスとなっております。ええっとこれは、まあ、直接的な原因とすれば、あのう、生産農家が、あのう、まあ、減ったということにつきます。当然、まあ、あのう、高齢化とともにリタイアされる農家さんがおられますので、その分だけは、あのう、減ってくるということになります。で、まあ、特に邑南町としては白ネギでありますとか、あるいはナス、ピーマン、トマトというふうなところを推奨しておりますが、この白ネギにつきましては昨年度、JAの原村にあります集出荷施設の隣にですね、あのう、白ネギ専用の集出荷調整施設を建設をしております。で、これは将来的には当然、まあ、高齢化とともに出荷農家というのは減ってくるでありますから、で、一番手間のかかるところが出荷の選別でありますとか調整でありますとかいうところが、まあ、一番手間になって、まあ、早めにリタイアをされるということになります。で、それを少しでも防ぐあるいは1戸あたりの生産面積を少しでも増やしていただくというところから、まあ、共同施設を造ったわけではありますが、このあたりを、もうしっかり、あのう、利用していただいでですね、少しでも栽培面積を減らさないようにしたいと

いうふうを考えております。それから米につきましては、今約転作率で言いますと32%ぐらい、米の作付け率で言いますと、まあ、68%というぐらいになりますけれども、来年度以降例えば島根県に同じ量の米の生産数量の提示があったとしても、来年度からは島根県内の配分ルールが、あのう、変わってまいります。で、これは、あのう、中山間地域あるいは一等米比率の高い地域については、転作について有利な、まあ、優遇措置が取られております。で、これを何年間も進めてきました結果、平野部と中山間地で随分こう格差がでてまいりまして、このままでは、あのう、平野部の理解が得られないということから来年度以降、少しそこが恐らく均されるであろうと予測をしております。ということになりますと、邑南町はそういう優遇策に乗って、今68%ぐらいの作付け率でありますけれども、まあ、推計では5ポイント程度は、あのう、落ちるんじゃないか、つまり、68が63、4あたりにですね、低下してくる可能性がある。となるとまたその分だけ転作の面積が増えるわけでありまして、まあ、そこをどうやってまたカバーしていくかということは今から、あのう、考えなくてははいけません。で、農業従事者の数事態は、まあ、高齢化とともに減ってくるのは、まあ、やむを得ないことだとは思いますが、その高齢者にも少しでも長く農業に携わっていただく、それから若い人たちも一昨年行ったアンケートでは、あのう、農業離れというのが進んでおりますが、この若い人たちも少しでも関心をもって貰って、もって貰う。それから、まあ、無駄な投資を避けるとかですね、まあ、こういうふうなことを一体的に取り組みながら、で、農業従事者も減少するということになると思いますので、まあ、先ほども町長が言いましたように今まで以上に新規就農でありますとか、定年帰農というふうな支援もしてまいりたいというふうに思います。

●松本議員(松本正) はい。

●議長(三上徹) はい、松本議員。

●松本議員(松本正) 三つ目のお尋ねをいたします。新政権は農業政策で農業者戸別所得補償制度を23年度から本格化するために、本年度はモデル事業調査を行っています。特に飼料米、こめ粉米の新規需要米の生産を奨励し、助成は主食米の5倍以上、更に製造設備の購入には低利融資や税制優遇制度も導入し、普及に後押しするとあります。この飼料米などは生産者が買い手を示し、補助金の申請をする必要がありますが、本町に從來から生産している米、白ネギ、広島菜、キュウリなどの農産物対策とあわせた農業振興策を示すべきと考えます。そして本町は以前から集落営農、認定農業者を基本とする農業政策を進めてきましたが、この制度が実施されるに対して集落営農組織からは不安の声もあります。農業者、戸別所得補償制度など十分に解析し、今後本町の基幹産業である農業の振興を進めていく政策提言を期待しているものです。現段階でどのような農業、農産物対策と農業振興策があるか質問をいたします。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 先ず、米の戸別所得補償モデル対策についてであります。ええっと、この目的といたしまして、農業従事者の減少、高齢化あるいは農業所得の減少、農村機能の低下というふうなものが危機的な農業状況において、戸別所得補償制度を導入し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えるというふうに国は言っております。で、補償額につきましては、主食用米について一農家、10アールを控除した後の面積に対して、10アールあたり1万5千円が、交付をされるという制度であります。で、更に1万5千円以上の下落があった場合には、更にその差額分が補填をされるという制度になっております。ええっと4月上旬から、島根おち水田農業

推進協議会、まあ、いわゆる水田協と呼んでおりますが、ここによる説明会を開催をしております、現在随時受付を行っております。で、5月31日現在、総農家戸数が水田協のいわゆるその台帳上2千668戸ございます。この内提出率が41.5%、それから加入率が34.6%となっております。まあ、差額がございますが、これは、あのう、10アール未満の農家だというふうに思われます。で、この制度につきましては全国一律の単価設定がされております。ところが地域によっては生産費に随分の差があります。特に中山間地域におきましては全国平均よりも当然生産費が高いわけでありますので、この程度の補償では実をいうと、まあ、試算をしてみますとなかなか、あのう、稲作農家の赤字解消には至っていないというのが現実であります。それから二つ目に生産調整への参加が要件となっておりますが、まあ、仮に、この制度を使わずに生産調整に参加しないというふうな農家が増えれば、いわゆる需給調整の機能がほんとに働くのがどうかというふうなことが非常に不明であります。それから三つ目に助成金の交付によって、生産者へ値下げの圧力があるんじゃないかというふうなことも心配をされておまして、これについては国からもいろいろな流通あるいは米穀団体にそのようなことがないようにという通知はされておりますが、まあ、お金には色がついておりませんので、そのへんは、まあ、不明なところであります。それから、将来不作付け地があれば、この制度の対象にしないということを言っております。今年の場合は改善計画を出せば対象になるわけでありますが、来年あるいは再来年度以降、不作付けがあれば対象にならないという、まあ、大きな課題。で、これは邑南町の農家の殆どにですね、不作付け地が、あのう、存在しております。自己保全でありますとか、調整水田でありますとか。で、こういうふうなことが、非常に不安、課題としてあるということであります。で、集落営農の質問がございましたけれども、この制度に対する集落営農組織の反応でございますが、既に組織化をされている農事組合法人あるいは特定農業団体といったところにおきましては、ある程度の収支改善もその時点でなされておりますので、1反あたり1万5千円入るということになりますと、非常にその収入としては大きく増加するということで、あのう、非常に好意的な意見が多くなっております。ところが今からそういうことに取り組もうという集落についてはですね、これは、まあ、議員さんご指摘のように個人、小さな農家へも補助金がまいります。で、このことによって逆に補助金があるのであればちよっとうちは集落営農を見あわせてもらおうかと、そういうふうな声があがるんじゃないかというふうな、あのう、心配される役員さんもおられます。いわゆる、まあ、組織化の障害になるんじゃないかという意見もございます。それからもう一つ大きな問題は、この所得補償とセットになっております水田利活用自給力向上対策。これはいわゆる、まあ、転作の奨励金にあたるものでございますが、昨年度までは産地確立交付金ということで一定のお金が島根おち水田協にどおんと流れておまして、水田協の中で相談をして、この作物にはいくら付けよう、これにはいくら付けようということで、独自の支援策を展開をしてきておりました。ところが、あのう、この対策で、まあ、良い、良い部分を言いますと、例えばその新規需要米と言われておりますような飼料米あるいは酪農家を買っていただく飼料用の稲であります、これについては1反あたり8万円というかなりの高額が交付されておまして、昨年からは邑南町でも耕畜連携を進めておりますので、この部分については非常に大きな追い風になっております。ところが野菜についてはですね、これも全国一律単価ということで、例えば白ネギには去年までは4万円。これは水田協独自単価設定をしておりましたが、これが来年度以降は1万円程度に下がるということから、野菜作りについては、まあ、特にその生産者の意欲が削がれるのではないかというふうな心配をしております。で、これらの課題につきましては、あのう、邑智郡の農林業振興協議会でありますとか、あるいは県を通じて、国の方

に是非是正をしていただきたいということで、まあ、提言もしているところであります。まあ、しかしながら、この不作付け対策と転作の奨励作物をどうするかという部分については、その国の動向に拘わらずですね、邑南町として、やっぱり何らかの知恵を絞っていかなくてはいけないというふうにと考えております。

●議長(三上徹) 農業の振興策はええんかの、最後に書いてあるの。短く。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) はい、ええっと特にその振興策のポイント先ほど町長が言いました人の確保になると思います。もうこ、これに尽きるのではないかというふうに考えております。で、ええっと平成17年のセンサスではですね、あのう、まあ、働き盛りである30ぐらいから、まあ、80ぐらいまでが農業をされるというふうに思いますが、これの、まあ、販売農家だけを取ってみますと、約千500人おられます。で、これが10年後にどうなるかと言いますと、約25%、4分の1程度が、まあ、リタイアをされて単純計算では千100人程度に下がるというふうに思われます。で、要はその減っていく部分の人確保対策をどうするかという話になりますけれども、例えば、あのう、法人化した、あのう、とこを調査してみますと、法人の設立前と設立後の農業に拘わる人の人数を調べて見たことがあります。例えば、ある法人では設立前が20人ありました。これが設立後に31人に増えております。これは自給農家が参加したり、非、非農家が参加したり、あるいは、あのう、その地区出身の現在は都会に住んでる方が、土日は帰ってきて一緒に参加をされたりというふうな例も出て来ておりますし、別な集落では、あのう、現在の農家だけを見ると非常に、その高齢化が進む、若い人は、あのう、誰も農業をやっていないというような集落でも、実はその中には自給の農家があったり、あるいは非農家の方も随分、その集落の中にはいらっしゃいます。で、問題は、この方たちも何とか農業に関心をもって貰って一緒に、まあ、参加して貰うと、要するに集落ぐるみなの農業を進めていくことによって、20代から80代ぐらいまでが、知恵を出し合いながら農業を進めていくというふうな、あのう、生産スタイルにしたいと思います。それから野菜とか花卉とかいう、まあ、個人の技術なり知識でもって推進していくものにつきましては、先ほども石橋町長言いましたように、あのう、若い世代についてはIターン、Uターンというふうなものも進める、いってまいる。それから定年帰農、定年帰農なり、あるいは、その定年後Uターンされる方もおられますので、そのあたりへの、まあ、支援というふうなものも今島根県でも出ておりますので、そういうふうなものを活用しながら取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

●松本議員(松本正) はい。

●議長(三上徹) はい、松本議員。

●松本議員(松本正) 3月の議会定例会で13番議員さんから個別所得補償モデル事業について一般質問がありましたときに国の動向、島根おち水田農業推進協議会中心に健闘するという答弁がありまして、今、このことを踏まえて、かいけい、関、関係機関からの情報収集や、いろんな健闘をされて、今こうやってお答えいただきましたことを非常に安心しているところでございます。だんだん時間がなくなってきましたのであれですが、島根県内で2010年の飼料米の生産が大幅に拡大するという見通しになって、なったと。作付け面積は前年比約4倍の356ヘクタール、生産量は約6倍の2千406トン、収穫した米はJAグループを通じて県内の養鶏農家などに販売すると、5月26日の山陰中央新報にも載っていました。この補償制度によりですね、飼料米、こめ粉米の生産をする生産者というのが増えると思うんですが、この生産者が買い手も、これは自分で捜さなきゃいけないというふうなことになると思、制度としてはあると思います。そして本町には、地産地

消推進条例というのが、先ほど町長さんも仰いますように制定されておりまして、このこめ粉米をですね、地元で生産したこめ粉米を学校給食に取り入れることはできないかということ、が一つのお尋ねなんです、6月に先ほども、ご報告があったように邑南町サテライトオフィス東京事務所開設されて、非常にレストランで米粉のパンなどの、評判は上々だったというご報告がございましたが、これを学校給食に、米粉パンとは言いませんが、米粉を利用したものを製品を取り入れてですね、町内のこめ粉米生産者の買い手となる手立てとならないかなというふうに思いまして、この質問をした次第ですが、このことは、まあ、簡単な答弁でよろしゅうございますので、学校給食に取り入れられるか、そしてこういった取り入れたときに、この地元の生産者の方の買い手の、買い手の方、町がっていうんじゃないですが、使う方側が何か手立てになる方法はないだろうかということをご質問いたします。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、細貝学校教育課長。簡潔にお願いします。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 学校給食の関係でございますが、現在学校給食におきまして、地産地消の推進について検討して行こうということを考えております。ただ、あのう、議員、あのう、ご存じのように学校給食におきまして米粉を導入する場合にですね、単価の設定というのが非常に問題になります。それをどういうふうに支援していくかということが今後の課題だろうと思いますので、この1年をかけて研究をしてみたいと思います。以上でございます。

●松本議員(松本正) はい。

●議長(三上徹) はい、松本議員。

●松本議員(松本正) まあ、あのう、学校給食の方にも単価の問題があるでしょうが、これは町長部局の方でよく相談をして、いろいろ地産地消でしたら、また学校給食の方にも補助があつてるとかあると思いますのでそのへんの検討をしてください。今、あのう、農業所得補償制度を中心に質問をさせていただきましたけども、高齢化、担い手不足を直面する田舎でございます。所得補償だけでなくですね、やはり、あのう、この所得補償だけで農業農家を守ることが非常に難しい時代っていうか、この時期だと思います。まあ、ここでお願いですが、農、農業のインフラ政策っていうか、そういった、あのう、ものをですね、非常に、その国の今事業仕分けというので、だんだんとそういった事業が減っておりますが、町の方で国、県にそのへんを訴えてですね、田舎の現状を伝えていただいて、農業関係のインフラ整備というものが行える環境を整えて、またそういったことで景気、あのう、を良くしていただきたいというふうに願うものでございます。一つ目の質問の方は終わらせていただきます。二つ目の質問は、国勢調査についてでございます。国勢調査は我が国の人口や世帯の実態を把握し、国や地方公共団体の各種の行政施策の基礎資料を得ることを目的として、5年ごとに実施している国の最も基本的な統計調査です。取り分け平成22年国勢調査は我が国の人口構造が大きく変化する中で、社会経済の諸課題を解決するための重要な役割を果たすことが期待されています。また今回の調査は急速な高齢化、低い出生率とそれに伴う生産年齢人口の減少、産業職業の就業構造の変化、地域文化、地域人口分布の不均等など諸問題が顕在化してきており、この調査結果は社会経済情勢の急激な変化に対応し、対応した施策、住民生活の向上や地域に関連した施策の推進が重要な課題となることから、私は、この度の国勢調査に関心を寄せ次のことを質問いたします。一つ目でございます。平成17年の国勢調査で本町の総人口は1万2千944人でありました。その時点での国立社会保障人口問題研究所からのデーターでは平成22年の将来推計人口は1万2千16人となっておりますが、本年6月1日の本町の総人口実数は1万

2千236人であり、本町の定住対策、少子高齢化対策など積極的に進められた効果が現れてると思います。今回の国勢調査の主要事務スケジュールはどのようなになっているのか質問をいたします。

●東定住企画課長(東義正) 番外。

●議長(三上徹) はい、定住、定住企画課長。

●東定住企画課長(東義正) 国勢調査のスケジュールについてのご質問でございます。現在国で示されておりますスケジュールにつきましては、指導員あるいは調査員が必要ですが、その任命を8月28日までに行うこととなっております。既に指導員の選任はしておるところでございます。それから各世帯へのリーフレットの配布でございますが、9月20日から22日までの間で行われます。その後9月23日から9月30日の間に調査票の配布を行いまして、第1次の回収を10月1日から7日までに行ないます。その後、まあ、みせ、未提出の世帯等がございますので、調査票回収を最終的には10月24日までに行いまして、調査票の、まあ、審査あるいは補記等を施した後に、県への調査票の提出でございますが、だいたい11月中旬頃になるというふうな予定でございます。まあ、第1次の県人口あるいは世帯公表の速報というのは、12月になる見込みです。国の速報は、来年度、来年度平成23年2月頃となります。最終的に集計が確定するのは来年の10月というふうな見込みとなっております。以上でございます。

●松本議員(松本正) はい。

●議長(三上徹) はい、松本議員。

●松本議員(松本正) 調査期間は9月23日から10月24日までということで、実施日が10月1日となりますが、一つお尋ねしたいのは何時の時点まで、この本町に住民票がある方が国勢調査の人口の対象となるのか、このことを質問いたします。

●東定住企画課長(東義正) 番外。

●議長(三上徹) はい、東定住企画課長。

●東定住企画課長(東義正) ええっと、何時までと言いますけども10月1日時点ですね、本町にお住まいをされている方、この方が対象となる、ということでございます。

●松本議員(松本正) はい。

●議長(三上徹) はい、松本議員。

●松本議員(松本正) 10月1日に、ここに住民票がある人は邑南町の人口の、人口になるということで、実数になるということで理解して良いんですね。

●東定住企画課長(東義正) 番外。

●議長(三上徹) はい、東定住企画課長。

●東定住企画課長(東義正) ええっと、あのう、まあ、住民票を基本とするものでありませんで、本町に住んでいる方を対象とするものでありますから、であります、ええっと何日前までというのが今ちょっと把握しておりません。調べて後ほどご報告さし、ご報告したいと思います。

●松本議員(松本正) はい。

●議長(三上徹) はい、松本議員。

●松本議員(松本正) それでは、まあ、そのことはまた後で聞きまして、二つ目の質問の方にいきます。平成12年の国勢調査の総人口は1万3千866人で、年齢3区分別人口、ただし、12年の場合は国勢調査上、年齢不詳というのがありましてね、それを除きます。0歳から14歳は千688人、15歳から64歳は6千920人、65歳以上は5千180人であり、17年は総人口1万

2千940、1万2千944人。年齢3区分別人口は0歳から14歳は千425人、15歳から64歳は6千402人、65歳以上は5千117人となっています。前回の結果からも年少人口の減少が、減少の、年少人口の減少の傾向が著しく、この度の調査結果にも、この傾向が現れるものと思われまゝす。町民一人あたりの地方交付税の影響推計額を、質問いたします。

●藤間財政課長(藤間修) 番外。

●議長(三上徹) はい、藤間財政課長。

●藤間財政課長(藤間修) 町民一人あたりの地方交付税の影響額でございますが、議員ご存じのとおり、あのう、普通交付税の算定には、あのう、基準財政需要額というのがございまして、それから基準財政収入額を引いた額が、算出しますけども、本町の収入の半分以上を占める非常に大きな財源でございます。で、その基準財政需要額を算定する際には町の人口、面積、世帯数、それから道路の延長面積とか、小中学校の数他農家数に至るまでたくさんの測定単位がございます。で、その中に人口測定単位とする部分については5年ごとに行われる国勢調査の人口を使用することになっております。したがって本年度の国勢調査の人口が平成23年度から平成27年度まで5年間の測定単位となりますので、非常に大きな影響があると考えております。町民一人あたりの普通地方交付税の影響推計でございますが、平成21年度の実績で申しますと、交付税の算定を元に計算しますと人口一人について約31万1千円となります。で、5年間で、一人155万5千円程度になるものと考えております。ただこれは、あのう、激変緩和措置がありますし、毎年制度改正がありまして単位費用とか補正係数、これが、あのう、変動することがあります。あのう、近い例では平成19年度に新型交付税と言いまして、大幅な制度改正もございました。まあ、そういったことがありえるということを付け加えておきます。以上でございます。

●松本議員(松本正) はい。

●議長(三上徹) はい、松本議員。

●松本議員(松本正) ただ今一人あたりが31万1千円ということになりますと、町民一人あたりの地方交付税の影響推計額というのは非常に、その大きな財源ということがよく分かります。仮に前回の時に700人、人口が5年間で減つとることになりますと、2億1千700万ぐらいの5年間であるというふうなことになるわけでありまして、非常に大きな財源であります。ちょっと変わった見方で言わしていただきますので、変わつとるなあとあまり思わんでいただきたいんですが、国勢調査のある年にですね、住民票ばっかしではないんですけども、その、ここに邑南町の住所というものを異動される方や他の町村に居住していても、この本町に勤務されている方、それから、こういった方にですね、本町に住所を移してもらえないとか、できれば、この本町の住民になって貰えないだろうかというふうな、その町としてですね、何らかの方法で人口を増やすことはできないだろうか。先ほど聞きましたのは何時の時点で、だったらその人口が増やせるんだということを聞きたくて、まあ、10月1日と言われたので、これはまだ猶予があるのだと思うんですが、これ多分もっと短いと思うんですけども、そういうことで今から国勢調査が始まるその間に何とかそういった、この邑南町の中で勤務をされている方、それからここには住んではないけども、こちらの方で何らかの住所を移せる方とか、そういう方が、一人でも二人でもいれば先ほどの、その住民、交付税の、そのあれが増えてくるというふうなことで、非常に、この町のいろんな財政のことを運営するには良い施策になるではないかなと思ひまして、このことを今質問さしていただきました。少し、このことについて、どう思われるか、ご返答お願いいたします。

●東定住企画課長(東義正) 番外。

●議長(三上徹) はい、東定住企画課長。

●東定住企画課長(東義正) 失礼をいたしました。10月1日現在で、まあ、調べるわけですけども、様々な要因がございますが基本的にはさんかけ、3か月以上本町に住んでいる方、またこれから住み始めてから3か月にはなりません、3か月以上に渡って住む予定のある方等が、まあ、基本的には考えられます。様々、まあ、病院に入院している方とかあるいは寮に入っている学生さんであるとか、まあ、いろんなケースがあるわけですが、まあ、そういったことで基本的には、3か月以上住んでいるあるいは3か月以上に渡って住む予定があるといった方も対象になります。まあ、記入、あのう、調査漏れがないように万全を期したいというふうに思っております。以上でございます。

●議長(三上徹) 以上でなしに。今いう町のね、あのう、町から外へ出とる人、町へ戻したり、ここで働いとる人をここへ住所がで কিনかと、その施策は。

●東定住企画課長(東義正) 町外の方を事前に町内の方に住まわせる努力はどうかという質問だと思いますが、まあ、ちょっと退席しとりましたので分かりませんが、まあ、あのう、あのう、まあ、そういった、ことが果たしてできるかどうか分かりませんがいずれにしても町内に住まわれる方の意志を聞きながら調査漏れが無いような努力はしていきたいというふうに思っております。以上です。

●議長(三上徹) このことについて、聞きよった人じゃあない。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(三上徹) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) 交付税に関わる問題ですけども、意識的に、まあ、そういう一時的な住所を置くという考え方、まあ、これはおた、お互いに自治間、自治体同士の関係で言いますと、非常にそれを、交付税を狙った特別の政策ということはできないというふうに理解をしております。まあ、あのう、将来に向けての定住対策ということでは考えられることでありますけれども、交付税に特化した対策ということは特に考え難いというふうに考えております。

●松本議員(松本正) はい。

●議長(三上徹) はい、松本議員。

●松本議員(松本正) 時間が刻々と迫っておるんですが、まだ聞いてないことがたくさんあります。あのう、平成12年と17年の国勢調査で、今先ほど申しましたように、その人口対比が93.35%なってますね、それから0歳から14歳の年少人口というのが84.42%ということでは、この年少人口が非常に減ってるというところが、あのう、あります。それでですね、その本町に町営住宅があります。これは一部、居住が難しいところもあります。若者が定住するには働く場所ということがよく言われますが、働く場所とまた、この町で快適に生活できる、居住できるその住宅を提供されているかというのも、この住む一つの選択肢になるんじゃないかと思うところでございます。先日、日和小学校にまいりまして、小学校の耐震問題処置の時にですね、住民の方から、この日和の地区に若者住宅を建設してという、発言がありました。現在周辺地域で起こっている年少人口の減少踏まえてですね、周辺地域に町営住宅を新築するか現存する住宅を改修するかして、環境を整え将来的に町全体の年少人口の減少を緩やかにする計画はできないかということが聞きたかったわけでありまして。これはこちらから言いますが、あのう、本年度の建設課の事業の中で、その当初予算では公営住宅の長寿命化計画、はいから6月の補正では総合的な住宅のマスタープランを、本年度中に策定とあります。是非、この中にですね、周辺地域の住宅環境を整備することを考

慮し、年少人口が増えるような住宅計画を策定していただきたいということを思うわけであり  
ます。3番目ですが、国は平成15年。

●議長(三上徹) 時間が過ぎておりますので簡、簡潔に。

●松本議員(松本正) はい、平成15年4月に、その急激な少子化の進行を踏まえて次世代の、この子ども達を増やそうということで、計画が出されました。次世代育成支援対策推進法というものがすいてい、制定されてます。ここで、本町も23年から、22年から25年度で次世代育成支援行動計画というものを作成されたところであります。これを今から積極的に進めていくには、次世代育成支援基金というものが創設できないかということをお尋ねをしたかったんですが、時間が大変過ぎておまして、議長に今ご厚意で言わしていただいておりますが、こういった、その基金がですね、ふるさと基金というのがありますので、そういったものを財源にしてですね、こういうその次世代の、子ども達を今から、育成していくためには何か基金がなかにゃいけない、それでまだ、ふるさと基金というのとはほんとに何に使うかということが、あのう、ふるさと条例の中には書いてあるけれどもまだ具体的に決まってないのでこういったことも入れて考えていただけないだろうかということをお尋ねを、もうちょっと言いたかったんですが、これで私の方が、の、時間はもうありませんので、終わらせていただきますが、もし何か一言でも、言っていただければ幸いです。

●議長(三上徹) 簡単に。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 先ほどの住宅の問題、大変、あのう、大事なことでありますから是非、あのう、マスタープランにそういうことを、え、込めて設けたいと思います。それから基金の問題ですが、まあ、なかなか今、昨今基金を、で運用することは難しい時代ではあります。やはりこういった目的でどうかということをお尋ねを仰るわけでありまして、是非検討もさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

●松本議員(松本正) 大変時間を長く使って申しわけございません。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●議長(三上徹) 以上で松本議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩とさせていただきます。再開は1時15分といたします。

—— 午前11時49分 休憩 ——

—— 午後 1時15分 再開 ——

●議長(三上徹) それでは再開をいたします。続きまして通告順位第3号山中議員登壇をお願いいたします。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(三上徹) はい、山中議員。

●山中議員(山中康樹) 13番自由民主党山中でございます。私、この度の定例会二つの通告をしております。最初に一つ目の通告から入りますのでご答弁のほどをお願いしたいと思います。まず、最初に通告をしておりますのは、集落振興対策助成事業につきまして、これにつきましては、各家庭に、まあ、このような、あのう、助成事業のはいしが、配布をされておまして、そして、まあ、この内容につきましては基本的には、若い世代の定住と集落に活性化をすいす、推進をする上に現在の住宅助成事業ということでございます。これは3年間の要綱ということで、昨年できましたので、まだ今

年と来年1年、この要綱というものは基本的には、あのう、まあ、変えないということが、まあ、鉄則だと思っておりますので、その中途半端な、あのう、この度なぜ、この要綱の見直しを、かというような、まあ、質問と、あのう、執行部の方は、まあ、思われたかも分かりませんが、それにつきましては順次、あのう、その内容を説明したいと思いますが、先ず、最初に、この助成事業の、あのう、この用紙だけでは、まあ、分かり難いというようなことでございますので、担当課の方で、この助成事業につきましての、まあ、事業内容そして、本日までの、あのう、事業成果というものを、あのう、お知らせをいただきたいと思います。

●東定住企画課長(東義正) 番外。

●議長(三上徹) はい、東定住企画課長。

●東定住企画課長(東義正) 事業内容の詳細ということであります。ええと、皆さん方の各家庭に今議員が示されましたチラシをお配りしたとでございます。この事業の目的は、先ほど言われましたように若い世代の方の集落のていしょく、定住、まあ、特に限界集落と言われるようないわゆる高齢化率の非常に高い集落に対して若い方が定住をされて、その集落の活性化を図るということで、この制度を昨年度から実施しているものでございます。まあ、制度の内容につきましては、まあ、チラシを見ていただければ分かると思いますが、簡単に申しますと、いわゆる三世代の方が、家を建てるあるいは増改築をされるといった場合に、助成するもので、まあ、工事費の5%。それから、いわゆる限界集落と言われる65歳以上の人口比率が、まあ、あのう、人、限界集落は4、50%以上というような限定がありますが、まあ、この場合は45%ということで若干緩めておりますが、そういった、集落で新築あるいは増改築をされる世帯に対して、工事費の10%でございます。いずれも上限は100万円ということにしております。更に、あのう、いわゆる人口比率が45%以上の集落でそういった事業をなされた場合には、その他に住環境整備費助成ということで、更に付帯工事費等の助成もあわせて行うこととしております。対象経費の2分の1、上限は20万円ということであります。更に集落に対しまして、助成ということで、20万円を限度として集落に助成をするようにしております。またその他に、まあ、町内産材の建築材、まあ、主に内装材でございますが、そういったものを使用された場合に、これは窓口は農林振興課になりますけども、平米千円あるいは漆喰ボードを使われた場合は平米3千円ということになっております。それから、また、あのう、水道の未整備区域に設置されて、まあ、飲料水を供給する、まあ、井戸を設置されるといった場合には、最高30万円を限度で助成するという三つのセットになっておるところでございます。それで、あのう、昨年度の実績であります。三世代で、の適用を受けて実施されたところは、4件ございました。で、補助額にしてにせ、238万2千円ございました。それから、あのう、45%以上の集落に住まれて対象となった方は2件で200万円の助成です。あわせて住環境の整備分が2件で40万円、ほいから集落の方への振興対策費として2件で40万円、合わせて昨年度518万2千円の助成をしております。まあ、あのう、この事業は、国の交付金事業を受けてやとりまして、まあ、45%の補助と、交付金ということで、実施しておるところでございます。以上でございます。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(三上徹) はい、山中議員。

●山中議員(山中康樹) 課長の方から、あのう、21年、22年度の実績というものが、まあ、6件ということで、あのう、ございました。先ず、私が、あのう、この事業につきまして、あのう、課長の、まあ、所感を、若しくは町長の所感を聞きたいわけですが、この事業としては、111集落でしたかいねえ、多分、あのう、111集落が対象になると思います。そして地域的に見ましても、あの

う、羽須美地域が45集落、瑞穂地域で40集落、そして石見地域で26集落ということでございます。これの、まあ、比率というものが、あのう、これの元々の考え方は、先ず限界集落と言われております、その集落到若い人に定住をしてもらおうというようなことで、国の事業の交付金で町が45%でしたか、負担が。町負担は45パー、50パー、町負担が55%で、この事業は、まあ、進められているということでございます。それでこれが、まあ、1年として、今6月ですので、あのう、過ぎましたが、この事業を先ず見たときに、皆さんも感、あのう、分かりますように、この集落で今地域指定がされております。そして考え方はその集落が若返って欲しいという考え方もちろん分かりますが、しかし、現状が集落と集落の、その境界線というところが、あのう、大きく町村をまたげたような、あのう、格好でなしに、殆どが小さい川、そして又は県道、町道、農道そして又は、あのう、境も無いというようなところで、今集落は分かれております。そのような中で右の、極端に言いますと、右のA集落は45%以上の高齢化で、そして、まあ、三世代とで対象になりますと。しかしながら道路を挟んだ反対の家には、これは対象外であるというのが、この事業でございます。ということは、住んでおられる皆さま方、地域の皆さま方には大きな矛盾が、まあ、出てくると。言い換えれば、その集落を基本的には、あのう、手助けをしましょという、あのう、事業ですと言ってしまえば最後ですが、しかしながら同じ町内に住み、そして小さな川を挟んで右の集落には対象になります、そして左の集落は対象はありませんというような、まあ、事業が先ず、この事業だということで、私はこれが3年間、基本的には要綱として定められた以上、まあ、変えられないというのが、あのう、あるのか、若しくはそれはいろんな面でその要綱の改正はやはり考えるべきだというようなことを考えられるかどうかというのが先ず1点。この地域のバランスでございます。そして2点目には、この事業の中の、あのう、事業内容、この事業内容には、あのう、地元の建設業者、これの、まあ、見積書と、そして地元の建設屋さんの、あのう、施工というようになっております。それ以外は載っていないということで詳しいことは、やはり、あのう、担当課の方に電話をするしかないということですが、この事業の中で、私が、まあ、おかしいなと思いましたが、先ず、その集落の中に新たに新築で移転をする場合、上限が100万円と決まっておりますので、まあ、200万円、2千万円若しくは3千万円の新築をいたしましても、100万円が上限です。しかしながら2千万円の、あのう、いう上限で、100万の上限ですが、仮に2千万円の家、空き家を購入したときに、そして中を少し、まあ、改修せにゃいけんよという場合には、その改修費用が仮に10万で済んだ場合には、まあ、1万円ということで、簡単に言いますと、空き家を購入したその金、その物に対しては補助事業の対象になっていないと、新築をしたら上限100万で、あのう、補助しますよと。しかしながら今空き家がどんどん町内でも出ております。そして特に限界集落の地域につきましては、まあ、そういう空き家も今後、まあ、出てくると、そのような情勢の中で空き家を買ってもらって、他地域から来られた方若しくは町内での移動の方が、その1千万円かけてその空き家を購入されてもこれには補助金がないと、いう、ここの矛盾というものを、どのように、まあ、考えられるかというのが、あのう、2点目でございます。そして仕事内容ですが、私もそういう関係の仕事をしておりますので、特にその仕事の中での上限の10万円の中の見方ですが、1軒の家を、あのう、住居を仕事をさして貰いますと、必ず産業廃棄物というものが出てまいります。これは付きものです。しかしながら、この度の補助事業の要綱の中にはその産業廃棄物の費用というものが補助以外ということで対象に先ずなっていないということも、あのう、判明と言おうか、まあ、出ております。というように、この事業の私は矛盾点は、先ずその限界集落と言われる集落を救うための事業ということで割り切ってしまう最後ですが、しかしながら同じ町内にありながら、今集落と言いますか、それよりも自治会単位で物事を進め

て行こうじゃあないかというように、今盛んに自治会という言葉が今出されております。そのような中で、この集落の45%以上の集落に若い人がそだ、あのう、住んで欲しいというような事業だけをみてやるべきか、若しくは、その集落の中でも今事業費のように新築を建った場合には上限100万いいです、しかしながら空き家を購入した場合には、それが500万だろうが1千万だろうがこれはみませんという事業。そして、仕事をやっていく上には、その中では必要とされております産業廃棄物の処理費、これはまた補助外ですというのが、これの、あのう、特に1番目の住居の新築増改築に関する助成事業の、まあ、内容ということでございまして、始めこれにつきまして21年度、22年度の、この事業というものがどれくらい出ているかというようなことを質問、まあ、さしていただきましたが、これが、あのう、6件という、まあ、数字でございました。この数字が多いか少ないかということは、その集落以外でもやはり、あのう、盛んにそういう増改築をされておりますが、まあ、こういう矛盾点というものが無いものかということで、これにつきまして、あのう、担当課長さん若しくは、あのう、町長さんでも結構ですが、この事業についての、まあ、評価というものをどのように考えられておられるかということをお尋ねをいたします。

●東定住企画課長(東義正) 番外。

●議長(三上徹) はい、東定住企画課長。

●東定住企画課長(東義正) 先ず、あのう、議員さん冒頭申しあげられましたが、まあ、45%以上の集落に、まあ、三世代の方が家を建てると言われましたけども、まあ、三世代の方が家を建てるのは限界集落のみではなくて全集落が対象になるわけで、あのう、三世代の家45%以上の方が、の集落に建てられる場合は、三世代は全く関係ございませんので、まあ、もう一度、このチラシをよくご覧いただきたいと思いますけども。あのう、それと3年間是要綱を考えない、かんが、変えるのか変えないのかという質問でありますけども、まあ、これ21年度に既に、あのう、スタートしております。年の途中で、それぞれ、助成をする内容がですね、変わってはいけないと思います。ですので、交付金の制度がございまして23年度までは、この制度でまいりたい。ただ、要綱が切れた後ですね、どのようにするか、まあ、制度を存続するのかあるいはもうちょっと見直してやるのかということは、また、制度が終わる前の1年をかけてまた検討してまいりたいというふうに思っております。それから、あのう、地元業者の選定をしております、地元業、町内業者を、まあ、育成すると、今の経済状況でございますから、そういった意味で町内業者ということに指定をさせていただいております。それから、あのう、空き家の購入に対しての助成はみられないということでもあります。まあ、あのう、空き家を購入する場合に、その、あのう、財産の価値ですね、まあ、これが売り手と買い手で決まるものですから、ほんとにその適正な価格なんであるかどうかということも非常に問題があるところであります。ですから、そういった意味でいわゆる空き家の購入については、対象としないというふうにしております。ただ、空き家を購入されて、ない、増改築をされる場合は対象とするものでございます。それから、産廃の費用は対象外ということではありますが、まあ、まあ、あのう、助成をする場合にですね、まあ、いろいろ細かい内容は造っておるわけですが、皆さんに統一して、適用されるような内容でなければいけないと思っております。まあ、解体費は対象になりますけども、いわゆる運搬と処分だと思います、まあ、処分費でございます。これにつきましては、まあ、現物が残らないと言えばそうですけども、そういった意味で対象としておりません。まあ、その、その他諸々ですね、例えばトイレ一つに取りましても、非常に高価なトイレを造る場合と安価なトイレを造る場合がございしますので、一応は標準的な基準を決めさせていただいて、それに基づいて査定をさして、して助成をするようにというふうに基本的な考えは持っておりますので、まあ、申請をされる場合に

は、事前にご相談くださいというところは、そういったところでございます、以上でございます。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(三上徹) はい、山中議員。

●山中議員(山中康樹) 文書をよう読まんいうて初めて課長から怒られましたが、あのう、私の勘違いでございましたが、先ず、まあ、課長からそういうことを言っていただきましたが、私は、あのう、基本的な考え方として今申したのは、あのう、まあ、3年間は要綱で今変える意志がないというのが1点、課長からの、まあ、答弁でございました。そして、あのう、空き家の場合には、まあ、財産価値が分からないので、それでそのため、あのう、空き家購入には助成、補助、補助対象から外しているという、まあ、理由が示されました。それで、私は、あのう、まあ、町長にお尋ねしたいわけですが、まあ、今の話、あのう、私の質問に対して担当課の企画課長は、まあ、そういうことを、あのう、今申しましたが、やはり町長として、この政策、要するに、この3年間の今の、この事業について、これは誠そのとおりだということに思われているか、また誠、あのう、考えるべきところは多いなということに思われたか、この1点を先ずお聞きしたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええっと、あのう、先ほど実績のところちょっと、あのう、正確にしたいと思うんですが、課長の答弁では22年度は言っておりませんので、21年度の実績で三世代あるいは集落関係合わせて6件でございます。21年度だけです。で、はい、で、その合計額は、まあ、言ったとおり518万2千円でございますが、予算額が541万4千円でございますから、だいたい予算どおりにこうきてるのではないかなと、まあ、いうふうに思っております。まあ、ついでに言いますならば、22年度も6月11日現在でございますけれども、既に三世代同居分では1件100万円出ておりますし、集落定住分では3件も出ております。合計では380万弱が出ております。ですからやはりこういった、あのう、住民の皆さん方のニーズというのは、私はあるのではないかなあということで、まあ、1年半経過したところで、これ私がほんとは言い出しっぺの事業でございますから、言い、いや、あのう、なかなか言い難いんですが、これは、まあ、評価を、私としては評価をしたいなあということで、3年は変えずにやっていきたいなと、まあ、こういうふうに思います。

●東定住企画課長(東義正) 番外。

●議長(三上徹) はい、東定住企画課長。

●東定住企画課長(東義正) あのう、補足をさせていただきたいと思います。あのう、要綱は変えないと申しましたが、当初の要綱では平成21年2月28日現在の対象集落ということで3年間をやるということでありましたけれども、まあ、本年度は、2月28日、毎年2月、2月28日の、現在の対象集落を、をしております。ですから本年度は11集落増えていると思います。というのは当初作り出したときには、この制度は3年だから3年の内に、まあ、考えようと思われた方もおられると思います。それが何らかの理由で対象外から外れた場合には、対象とならないということもありますんで、まあ、皆さん方に不利益をた、伴わないように、今までの対象集落も含め、新しく対象となった集落も増やして対象としているものでございますのでそのへんはご理解いただきたいと思います。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(三上徹) はい、山中議員。

●山中議員(山中康樹) それでは、あのう、この要綱については執行部も町長も、あのう、3年間は、

まあ、変えないという決意は固いように、まあ、思いました。それでは、あのう、私の方からは提案といたしまして、これは、あのう、2年、まあ、3年経ちます前に、あのう、要綱を改正してでも、まあ、続けて欲しい事業ですが、提案といたしましては、現在、あのう、この4月1日でケーブルテレビの加入者、まあ、加入する工事、こうい、工事の金額ですが、これらも4月以後は今度は工事費がいるというようなことで、これについても、あのう、若者定住の関連の中から、この金額をどのような方向に持って行くか考えたいというのが今までの、あのう、議会の中での答弁でも、まあ、出ておりました。そして私はそういうものを混ぜまして、この度新過疎法で町長が、あのう、常に国の方に要望しておりましたソフト事業というものが6年間新過疎法によりまして、まあ、人件費とか、まあ、諸々のものに使えるというようなことが、あのう、出てまいりました。そうなりますと、これが9月までに、担当課の方では、あのう、約2億8千万でしたか、1億8千万でしたか、1億8千万の事業の概要を、また議会、そして町民の皆さんに示したいというようなことも、先般の委員、あのう、委員会の方でも出ておりましたが、私は、この新過疎法というもののの中に、基本的には今始め言いましたように、あのう、4月1日以後のケーブルテレビの加入者は工事費が、まあ、全額いりますと、しかしながら5月に帰った方には、あのう、まあ、全額いると、これはそのときの要するに要綱、あのう、で、決まっとりますので、まあ、仕方がないと言えば仕方ないわけですが、しかしそれを救う方法として、そういう新過疎法の中の、まあ、一つのメニューの中にそういうものを全部入れ込みまして、私はその中に、この度の事業、これは町単独事業でも結構ですので、今、この中で救われない人、救われない人の、あのう、人をどのように救っていくかというようなこともやはりその中に入れていくべきじゃあないかと、そしてそれは、あのう、私は民主党のように、あのう、個人に誰も彼も、要するに1万5千円、そして、あのう、水田の1万、あん、5千円こ、あのう、子育て支援、これを町民の皆さんに全員に出しなさいというようなことは言いません。やはり、あのう、所得制限というものを設けて、そしてその所得制限にあって、その一定のところから低い所得の人、そういう人がやはり、あのう、町内に残るまた若しくは町内に帰ってくる、住宅から出てく、出て行って集落に帰る、そういう人の集落が町内の全域の中でどこでも当てはまるというような格好の、この事業とは仮に別にいたしましても、そういう事業をやはり、あのう、考えるべきじゃあないかということで始め言いましたように、この要綱が3年間基本的には変えないということが分かっておりながらの質問というのは、9月に新過疎法というものが新たに出来ました。そしてその新過疎法の活用というものをやはり町単独事業としての、あのう、ものを考えるべきじゃあないかというような、まあ、提案を、がしたいというように思って、この度の通告に、まあ、出したわけでございますが、これにつきまして、あのう、もう、もう一度町長の見解をおか、お尋ねしたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、集落の維持、活性化はほんとに、あのう、喫緊の問題であるということとは私もよくわかっております。で、過疎法の活用のご提案でございますが、まあ、これはご承知のように借金でありますので、いくらソフトで使えるということになったとしても、まあ、ハードも含めて、これはやはり慎重にということも、私は当然考えなきゃならない問題であると思います。今9月に向けて取りまとめをやっておりますので、そういった財政状況の問題も勘案しながら、どうやっていったって有効な過疎債を使って行くかということについては、今からの、こう議論だというふうに思っておりますので、ご提案のことも含めてですね、まあ、考えていきたいなというふうに思っております。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(三上徹) はい、山中議員。

●山中議員(山中康樹) それでは始め通告しました、あのう、この事業につきましては、あのう、考えられたら考えていくということで、あのう、そういうような検討もあり、あのう、庁舎内で議論をしていただきたいということでございます。続きまして、あのう、二つ目に通告しております町内の各小中学校の今後としゅわ、日和小学校についてということを通告をしております。これにつきましては、この度の、あのう、一般質問、私を含めまして6名の議員の皆さんが、まあ、通告をされております。まあ、これだけ、この日和小学校の統廃合につきましては、あのう、町民始め議員も責任があると言いながらも、まあ、関心があるということでございます。そしてこれにつきましては午前中に3番議員さんの中村議員さんの方からこれ一本で質問をされ、そしてそれに対して教育長、そして町長の、あのう、思い、そして答弁というものを、まあ、聞いたわけですが、私は、まあ、そのやりとりを聞いた中での、あのう、ことに、またなろうかと思えます。私たち、まあ、議員としては、この定例会の最終日に議案が出ております62号の、この議案によりまして、町立小学校の設置条例の改正と、これを賛成するにより、23年の4月1日で日和小学校というものが無くなっていくという決断というものを議会は最終日に、あのう、やらなければいけないというような、まあ、心境でございます。そして本日までには執行部からの説明を受けまして、まあ、私を始めれば、あのう、皆さんが、あのう、理解をされていると、ではないかと、まあ、思っておりますが、この問題につきまして、私なりに簡単に、あのう、整理をさせていただきますが、まず、4月の9日に耐震診断の結果が、まあ、出たと、これが4月の9日です。そしてこれが危険度が大変大きいということが出まして、そして先月の5月の26日、日和地域の行政座談会、この間約2か月足らずの中に、これの決着はついたということで日和小学校というものが、あのう、統廃合というのが2か月間かからないうちに決着はついたということは、私は大変これは、まあ、あのう、全国レベルから言いますと異例なことではないかと、これは日和地域の皆さんに対しましては、あのう、良かったか悪かったかということは、まあ、分かりませんし、またこれに対して日和小学校を存続すべきだと、というようなことは、た、誰一人議員、議会の方からは、まあ、出ないと思っております。あのう、混乱を招く、まあ、元になるというようなことになると思えます。そして、この間に4月の9日から5月の26日の間に、やはり教育委員会は保護者会、そして自治会、そしてまた矢上小のPTAの役員の方の説明をされましたし、議会の方には全員協議会ということで、教育民生常任委員会で詳しく説明をされました。私は総務委員会の方に所属しておりますので、スタートの段階では耐震で日和小学校危険度は高いというのをまず、あのう、お聞きをいたしました。そして教育委員会としては学校を建て直すのか、補強するのか、まあ、廃校するのか、そして、あのう、まあ、統合です。この三つの中から選んでいかにやいけんというのが全員協議会での初めての、あの話でございました。そしてその後、教育常、民生委員会がございまして、新聞報道をき、見、見まして初めて休校という言葉が出てまいりました。新聞の中で。そういう中で、やはり、これは日和小学校は休校ということは、また再開をする可能性を含んだ休校じゃあないかということで、これを誰が発言されたかということは新聞ですので基本的には分かりませんでしたが、そういうような、まあ、経過の中で2回目に全員協議会で聞きましたときには、矢上小若しくは、あのう、保護者の自由により、あのう、他の学校を選択をしても良いですが、日和小学校は、あのう、廃校というのが、2回目の全員協議会で聞いたということで、私は議会議員として、この大きな問題を2回、始め、どうしましょうか、そして最後には決まりましたというふた、2回しか基本的には委員会が違いますので、まあ、聞いてないというような、まあ、ことが現状でござ

いました。そして、日和小学校につきましては先ず、この教育委員会が、この間4、5回開かれたというような報告を貰っております。そしてその教育委員会が4、5回開、開催された後に、5月の6日に教育委員会が議決を町長の方に提出をされたというようになっておりまして、殆ど、この4月9日いが、あのう、以後の動きは教育委員会が主導で、この度はう、あのう、動かれたというように、あのう、私は、まあ、感じております。そのような中で先ず、この4、5回の教育委員会を開催する中にあたって、教育委員会の中での、どのような議論を経て、そして、あのう、町長の方に議決をされたかというようなところを教育委員長が教育委員会の場でございますので、教育委員長の方から、その思いと、その場のことというものを説明をいただきたいと思っております。

●河野教育委員長(河野義則) はい。

●議長(三上徹) はい、河野教育委員長。

●河野教育委員長(河野義則) ご指摘のように今回日和小学校の廃校につきましては、2か月足らずの間に結論を出さなければならなかったと、まあ、非常に、あのう、地域の皆さんあるいは保護者の皆さんに対しては誠に申しわけない結果、結果と言いますか、あのう、経過であったというふうに思っています。しかし、これはいろいろ、いろいろな方面からよくよく検討した上で出した結論でございますので、まあ、その点は地域の皆さんにもご理解をいただけたというふうに思っております。先ほど、ご指摘がございましたように、先ず、4月9日に耐震診断の結果がはっきり提示をされました。それが、まあ、それまではですね、日和小学校、他の小学校の、あのう、結果については、まあ、あのう、もっとその早めに結果がでとったわけです。ところが、この日和小学校については、非常に、まあ、その期間を長く、期間が長く、結果が出るまでにですね、で、私たちも事前にその日和小学校の耐震結果は、あのう、低いということは事前に、あのう、周知、承知をしておりました。まあ、したがって補強工事はしなきゃいけないだろう、あるいは場合によっては、その改築、建て替えをしなければいけないだろうと、こういう思いでおったわけでございます。ところが4月9日に出されたその結果がですね、予想以上に非常に厳しいものであって、その今の状態で子ども達が非常に危険な状況の中で、まあ、学習をしておると、授業を受けておると、いうことが、まあ、明らかになったわけです。まあ、したがってなんとか早、早く子ども達を安全な教育環境の中で、教育を受けさせることを、その、まあ、教育委員会としては考えなければならないということで非常に急いだわけ、わけでございます。で、先ほどご指摘がございましたように三つの方法が、まあ、最初あったわけでございます。というのは補強工事をする、そしてもう一つは新たに建て替えをして、そこで授業を受けさせる、そしてもう一つが、あのう、統合、日和小学校から矢上小学校へ通学をすると、この三つの方法がございました。で、そこで、教育委員会、先ほど議員さんの方からもご指摘がございましたが、4月にゆ、ええっと4回教育委員会を開催しております。で、その中で、その、まあ、あのう、先ず、日和の地域へ出かけまして、その耐震結果の説明会つというのを、地域の皆さまあるいは保護者の皆さまに行っております。で、その時点では補強工事あるいは建て替えにしても1年、1年あればその補強工事でもできるであろうというふうに思っておりました。しかし実際に、これを設計して更に設計審査を受けるわけですね。で、その審査が通って工事に入ることになりますと最短でも2年は、そのかかると、こういう結論が出たわけです。で、そこで急遽教育委員会では方向が、その、まあ、変わったと言いますか、転換したと言いますか、あのう、2年間も、その子ども達、非常に窮屈な今、あのう、体育館を仕切って教室を作って、体育館で授業を受けておりますが、それを2年間、まあ、先ほど教、教育長も、あのう、申しましたけれども、そういうその教育環境の中で授業を受けさせるのが如何なものかということから教育委員会として結論を、先ず、じゃあ矢上小学校へと、あのう、通学

をさせようということで、まあ、町長の方へ、その文書で、あのう、教育委員会の、まあ、提案と言いますか、をしたわけでございます。まあ、そういったことで大変、今回の場合は、まあ、特殊でございまして、あのう、まあ、先ほど教育長も申しましたが耐震診断と、それから統合問題は別問題だということで、ずうっと教育委員会も認識をまいりましたけれども、まあ、今回の場合はそういう特殊な事情があったということで急遽、まあ、そういう結果にならざるを得なかったということでございます。その点につきましては地域の皆さんにもご理解をいた、いただきたい、それから、町民の皆さんにもご理解いただきたいというふうに思っております。

●山中議員(山中康樹) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、山中議員。

●山中議員(山中康樹) 教育委員長の方から教育委員会の、あのう、4回の会合の内容、そしてその中で、あのう、結論を出したということでございます。となりますと、やはり教育委員会が、あのう、学校問題、教育関係はもちろん責任を持ってやる部局でございます。しかしながら、この邑南町全体のトップはやはり町長である、そしてその町長の意見というものは私は、まあ、どの時点で出たのかなと思っておりますが、あのう、今の教育委員会が出した議決、あのう、に対して、あのう、オッケーを出したというような、まあ、雰囲気になっております。そして私は、特に、あのう、今までの3番議員の午前中の中村議員の質問に対する教育委員会、そして町長の答弁を聞いておりましても、仕方がないと、子どものためというとにかく子ども達のためというその言葉が主に前に進んで、まあ、いたというような、あのう、印象を受けております。そして、あのう、特に今教育委員長が申しましたように、耐震と統合は別問題であると考えていたと言いながらも、本日までにその合併後6年間いろいろな政策、施策というものをどのようにやってこられたかなというような、あのう、ことも、あのう、頭の中にありますが、私の知る限りではあまりそういうことは無かったのではないかなというような中で、今度は、あのう、質問をさしてもらいますが、やはりこの邑南町地域は少子高齢化というものが、どんどん進んでいる中で特に町長また教育長は、地域という言葉を数多く、今まで使用されております。そして、この地域というものはやはり小学校単位で地域は構成をされております。そしてそれが小学校単位から大きくなりまして、中学校単位、これが、まあ、地域というような中で、この日和地域につきましても、またあと他の地域につきましても、この地元の小学校は無くなるということは、その地域にとっては大変重大な問題の一つであると私は、まあ、認識をしております。そして、ただ今、教育委員長は数々の、まあ、説明をしてそして日和地域の皆さんに、また保護者の皆さんに理解をいただいたという、まあ、発言をされました。まあ、理解をいただいたので、このような結果に、あのう、まあ、なったということでございますが、私は、この日和小学校6名の皆さんの、あのう、保護者の方全員の話し合いの結果というものが、教育委員会の方に、まあ、返されております。その結果については、これは5月の23日だったと思いますが、日和小の保護者の方6名は、全員が統合については強く反対をすると、そしていろいろな、あのう、校舎そして、あのう、先生の問題、今後の児童数の問題、そういうような現状を踏まえた場合には仕方なく受け入れるというのが、保護者6名全員の方が教育委員会の方に、まあ、返されております。そしてそれは教育委員会の方としては、地域の皆さんが理解をしてもらった。しかしながら地域の保護者の皆さんは最後には仕方なく受け入れるという言葉です。私はこの仕方なくという、この言葉、この重みをどのように考えているかということです。仕方ないという言葉は、それに対して行政を始め教育委員会そして地域もろもろの皆さんが、精一杯やるだけやったがやはり児童数も、あのう、増えだったよなと、そして、あのう、校舎が、危険度が大きいというのは別問題で出てきましたので、この度、となりますと私は仕方

ないという言葉が地域の方が出されたということに対してどのような、まあ、重みそして考えを持たれているかということが、6年間に、この教育委員会も基本的にそういう小規模校のためにどのようなことをされたかと、そして行政は行政として、そのしょうきこ、小規模校のためにどのような行政指導、そして若しくは行政サイドでやられてきたかと、これがはっきり分かってそれで、それでも駄目だったので仕方がないという言葉が出るのは私はこれこそ仕方がないと思いますが、その前を6年間、合併して約6年が経ちます。これを教育委員会も行政も何をされたかというのが先ず問題であってそのために仕方がないという、仕方がないというのが地域から出ましたが、私はこれは日和小学校だけの問題でなしに、今後小規模校をもっている地域の皆さんはやはり行政というもの、教育委員会というものは最後には仕方がないというようなやり方へ持ってくるんかというような不安が出てくるのが、この今後ではないかということで、あのう、この度質問しとりますが、この質、中で、まあ、町長にお尋ねしたいわけですが、先ず、民主党の、この度の、あのう、選挙、まあ、今年の8月でしたが、沖縄の人には大変悪うございますが、沖縄の普天間基地を、あのう、一つのものにしてこれを、あのう、沖縄から基地を無くすということで、民主党は政権を取りました。しかしながら、この結果というものがご存じのようにできな、あのう、できませんでした。まあ、できないというのは、はたやま、鳩山総理のもとそういう基本的な根回し、そして政策これが出されなかったという結果で必然と鳩山総理は人気を落として、この度首相から降りられたというのが大きく言いますと、あのう、この民主党政権の、あのう、沖縄での末期というのを出てまいります。そして日和地域の座談会でも出たと聞いておりますが、石橋町長は6年前、その日和の地域の中で、まあ、公約かどうか分かりませんが、午前中も出ておりましたように、私が町長になったときには日和小学校の、は、基本的には廃校にしませんという言葉が言われて立候補をされたと聞いております。となりますと、これは町長にも、私は、この6年間の責任というものは出てくると思っております。ちょうど沖縄と比較したときには鳩山総理は沖縄問題で失敗し、そして、あのう、まあ、辞表を出したと。私は、この度の問題で町長に辞表だせとは、まあ、言いません。言いませんが、基本的には町長にはそれだけの認識を先ず持ってもらわんといけんというのが1点あります。そして、このためにはやはり教育委員会の問題として町長は、私は、この度は、あのう、投げておられたんじゃないかというような不審もございます。ということで、町長が先ず、あのう、教育委員会から議決をいただ、ええっといただいたと言おうか、議決の提出をいた、出された5月6日とこれには書いてありますが、5月6日に教育委員会としては、矢上小またその付近の小学校にの統廃合というおう、ようなちく、あのう、似たような、まあ、文面だとは思いますが、これをもって町長は、あのう、日和小の統廃合に決断をされたというように、私は5月6日以後ではないかと思っておりますが、要するに決断をされました。そのときの、まあ、理由は1点と、私は、この6年間やはり町行政のトップである石橋町長が、この6年間に、この日和小始め、町内の小規模校に対するいろいろな対策、配慮、こういうような行政手腕というものを示されたかどうかというのが大きな問題の一つではないかと、まあ、思っておりますので、私は、この度のことにつきましてはやはり行政のトップとして、あのう、日和小だけではありません。今後各、現在の小規模校の、あのう、保護者若しくは、まあ、地域の皆さんのためにやはり、あのう、6年間のことで私は町長はやはり反省をしそしてきちんと町民にやはり陳謝をすると、このスタートからやはり私は始めるべきじゃないかというように、まあ、思います。ということで、教育委員会につきましては、教育長も、午前中また、あのう、他の地域につきまして、あのう、日和小については、まあ、陳謝的要するに教育委員会として、あのう、反省と陳謝をされております。しかしながら私の聞く限りでは午前中の3番議員さんの質問に対して初めて町長の方から、日和小、日和

地域の皆さんに対しては申しわけなかったというような、あのう、ニュアンス的な言葉を、まあ、聞いたと、聞いたような気がいたしますので、もう一度私は町長のその信念というものを、この場でお尋ねしたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、午前中3番の議員さんの質問に対しては私は、まあ、一応自分の気持ちも込めてお詫びをしたということに変わりはないわけですが、まあ、敢えて仰るわけがありますので、確かに、あのう、町長選挙の時には言ったという中で、結果的に統合せざるを得なくなったということについては、ほんとに皆さん方にお詫びをしたい、いうふうに思います。よろしくお願いします。で、なぜ統合の、まあ、気持ちに至ったかということですが、やはり町長になってから教育委員会には、いわゆる小規模校のあり方について、まあ、議論をお願いしておりました。で、その中で今回はやはり子ども達、子どもの側に立っての議論が、しっかりされているのではないかなと私は、まあ、感じたわけがあります。確かに統廃合については地域の方々の、いろんな気持ちもありましよう、また子どものことありましよう、だけど私自身としても、やはり子どもにとっていかにあるべきかということが先ず一番大事な優先問題ではないかなと思います。私が、まあ、実は嬉しかったのは、これ山中議員さんもたぶん出席されておられましたが、日和のしょう、町政座談会、5月26日でありますけども、そのまではほんとに喧々がくがく、保護者の皆さん、地域の皆さん議論されたと思います。しかしその当日の冒頭にですね、自治会長さんがやっぱり保護者が決定したことには自分たちはもう従うと、これは、まあ、苦渋の選択ではあったと思いますけども、そのことを仰ったわけがあります。ほんとに私は、まあ、ありがたいなあと思うと同時に、まあ、そのためには今後ですね、日和のことについては一生懸命、まあ、頑張っていかなきゃならんという気持ちを、まあ、新たにしたわけがあります。で、まあ、特に日和のことについては、やはり一つの要因としては保育所の統合が実はあったんだろうと私は思います。それを機にですねえ、やはり矢上小学校に通う子ども達も少しずつ増えてきたということもあります。で、日和の町政座談会で聞かれたのは町長さん、その保育所の統廃合についてはどう考えるかと、こういうことがあったと思いますが、私は現時点では保育所の統廃合については、必要ありませんと、統合する気持ちはありませんとこういうことをはっきり申しあげた。やっぱり保育所が崩れると小学校もやはり影響してくるのはあたり前であります。今回そのへんの順序がどうだったかなということ実はあるわけでありまして、まあ、当時の石見町の時に、この決定はなされたわけでありすけれども、今後はそういうことでの反省も踏まえてですね、しっかり保育所も守って、そのためには午前中からいろいろ議論があるようにいかに若い人が住んでいただくかと、こういうことを真剣にですね、行政も考えなきゃならんという時期に来ていると思います。そういうことでご理解を賜りたいと思います。

●山中議員(山中康樹) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、山中議員。

●山中議員(山中康樹) 私はようやく町長が、町民の皆さんの前で、まあ、陳謝をしたというように私は、まあ、受け止めるわけでございますが、陳謝は陳謝として、これから先のことを先ず、考えにやいけませんというような中で、私は、この度の一般質問、この内容の中で、各担当課の課長を見ておりましても、教育委員会に関係しない課長は楽な顔しております。自分のところへは飛んでこんど、火の粉が。しかしながら、これが私は、この6年間のたいへんな一つの間違いではないかというように思います。先ず、この度の問題は町長はやはり教育委員会を中心に日和小学校については、ま

あ、任せて、あのう、やりました。しかしながら私が言いたいのは、この6年間やはり町長が選挙で日和小学校は残すというようなことを言われた以上は、やはりそれを補佐する副町長始め、そして各課の課長そして教育委員会もちろん縦の線から横の線に入って、だったら6年間小規模校の若い者を増やす定住施策は、なら定住課どのように、何を考えるべきか、そして今度、あのう、産業振興課、農林振興課だ。農林振興課はそういう地域に対してはどういうような、あのう、地域さんこう、をもってこうと、各課がやはり、この邑南町全体の小規模校、そしてその地域の対策というものはやはりトップがそれをやった以上は、それは全員でカバーをするのが、私はあたり前だというように思っております。特に、この度の一般質問6名が、この日和小学校、これは日和小学校だけの問題ではありません。この6年間に各担当課、そしてこれがどのようなことを今まで小規模校若しくは日和地域のためにやってきたかという結果が今の結果、話、午前中の話、そして、あのう、聞きましても、小規模校のあり方については教育委員会も町長も、これからの議論であると、そして耐震とそしてまた統合とは別問題で考えていたと、まあ、いうような、よそ事の発言が大変、まあ、多ゆうございます。しかしながらこういう、この度は日和地域の皆さん大変ご理解をいただいて、そして日和地域の子どもさん、あのう、子どもさんのために、計画から見てみましても、あと3、4年からはもう生徒数が10人以下というようになるのが、まあ、データーの中に出ていると、なりますと、やはりこの2、3年のうちに、その小学校に10人、20人というのは基本的には、あのう、まあ、早急には私は無理だというように、まあ、思います。となりますとやはり私は今後町内の小規模校のあり方、この基本理念というものを早急にやはり作るべきだというように思います。そして、この児童数が減っているというのは邑南町全部の問題でございしますが、住宅プランにつきましてもマスタープランというものがまた今後策定をされます。今までの住宅、やはり便利の良い所どうしても中心地、中心地に、町営住宅を作りますので、その回りの学校は必然と人数は多ゆうございますが、やはりそのマスタープランの作り方、そして同じ町営住宅でも、その町営住宅を他の県がやっておりますように何十年住んだらあげますよとか、そして農業施策につきましても、この地域に新たな農業をやる研修施設とか研修センター、そういうものやっぱり考えにゃあいけんというように、基本的には私は今後小規模校のそのまわりの地域に対しては各課が全部が連携をしながら、そしてそれを考える一つのチーム、それには、この度はたった2か月以内の中で教育委員会の中での話で決まりました。しかしながら、今後はやはり、あのう、学識経験者とか地域の代表とか若しくはこういうプロの大学の先生、こういう人を入れながら邑南町の小規模校の対策をどのようにやっていくかというようなことを真剣に、あのう、まあ、考えていくということが大変大事なことだというように思いますが、時間がまいりましたのでこれにつきまして町長最後に一言、若しくは、町長です。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 仰るとおりでありまして、やはり振興、地域振興という観点からも横断的なチームでやはり、その地域地域をどう盛り立てていくかいうことをよく検討していかなきゃならないというふうに、まあ、考えております。頑張りたいと思います。

●山中議員(山中康樹) はい。

●議長(三上徹) はい、山中議員。

●山中議員(山中康樹) ちょうど、あのう、私の持ち時間の1時間が、あのう、済みましたので、この度は、あのう、やはり今後小規模学校がどんどん増える中で、これを、あのう、地域とともに各担当課の皆さんがそういうプロジェクトチームというのをつくりまして、もう、もはや教育は教育委員

会だけに任せれば良いと、でなしにやはり 邑南町全体の子どもは邑南町全体で育てましょというような会を早急に作っていただきまして、そうして、あのう、邑南町のそういう小規模校に対する若しくは学校教育に対する、まあ、総合プランと、的なものをやはり、あのう、作っていただくというようなことを、あのう、お願いいたしまして私の一般質問を終わります。

- 議長(三上徹) 以上で山中議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩いたします。再開は 2 時 2 5 分といたします。

—— 午後 2 時 1 6 分 休憩 ——

—— 午後 2 時 2 5 分 再開 ——

- 議長(三上徹) それでは、再開をいたします。続きまして通告順位第 4 号、大屋議員登壇をお願いいたします。

- 大屋議員(大屋光宏) 議長。

- 議長(三上徹) はい、大屋議員。

- 大屋議員(大屋光宏) 議席番号 1 番大屋光宏です。今回日和小学校の問題ずうっと取りあげていますが、私自身も少し、あのう、日和小学校の問題について自分の考えなり思いを述べさせていただこうと思います。あのう、邑南町合併しまして現在の日和小学校入れまして小学校 9 校、中学校 3 校、高校は、まあ、町の管轄ではありませんが、町内に矢上高校っていう高校もあります。で、こういう小学校が 9 校あって中学校が 3 校、高校が 1 校、これは私自身は、あのう、邑南町が合併した一つのメリットであって、たくさんの学校がそれぞれの地域に、特に小学校がそれぞれの地域にあって、その地域の豊かな自然の中で、あのう、教育が行われている、これはすごい町にとっては大きなメリットだと思ってます。で、最近、あのう、比較的良好読む本で、まあ、以前流行ったのはちょっと古いんですけど国家の品格という本がありまして、それを書いておられるのが、あのう、藤原正彦さんという方です。で、この中で国の力、国力っていう話が良く出てきます。あのう、単なるその学力だけじゃなくてほんとに必要なのは科学の力であり、がく、あのう、芸術なり文化なりそういった、あのう、文化力っていうのがほんとの国の力だよという、で、邑南町にとってみてもやはり、あのう、ええっと小学校、中学校、学力ってことは多々言われますが、ほんとにそれだけで良いのか。で、地域に根ざした、あのう、根ざした小学校があることによって様々な文化なり地域の伝統学びながら学力も付けていく、いろんな意味で文化の力も付いていくっていうのがほんとに良いことではないのか。で、その文化の力がほんとに付く根本というのは豊かな自然があることだそうです。で、邑南町には、この自然があります。ただ単に学校を一つにまとめて、あのう、学力を付けさせれば良いのか、そういう思いからしますと、あのう、私自身は学校というのは、今の体制で地域に根ざし形で特に小学校はこういう形であるの、べきだと思いますし、小学校、中学校、高校に上がる中で様々な、あのう、人たちと、その同、同じ邑南町ではありますが、育った環境が違う中で切磋琢磨しながらいろんな刺激を受けながらのび、あのう、勉強していくということは単なる学力じゃあなくて将来ほんとに伸びる力になるんじゃないか、そういう思いを持っています。そういう思いから本来ですと早い段階で学校のあり方について、一般質問で議論をしたいという思いを持ってましたが、現実日和小学校のことを考えたときに、その今回の統合の、あのう、結果の一因の一つではありますが、保育所が統合されているということ、で、小学校に上がる段階で日和の子ども達は矢上に行くか日和小学校にそのまま行くか、あのう、二つに分かれている。そういう現状を見たときに、まあ、日和小学校についてほんとに、その早い段階で議論をして、私は残した方が良いと思うがどうですかということだけが、ほんとに良いことなのかどうなのか、で、まあ、多々悩みはありました。で、結果として、まあ、躊躇して、

もうちょっと先で良いかなと思いがらいたら、この今回こういう話となりました。で、今回、あのう、日和小学校の統合の話の切っ掛けになりました、あのう、耐震化問題について、で、自分自身もっとよく考えてみれば学校の耐震化の問題、ええと4月8、9日に結果が出て、まあ、耐震補強できるレベルではないという。これは、あのう、良く考えれば建ったのが昭和38年、で、48年目を今年迎えている。も、耐震どころか、まあ、過去から補強が必要、あのう、修繕なり建て替えが必要じゃあないかとずっと言われてた校舎です。で、3月には、あのう、事例は若干異なりますが、瑞穂小学校の屋体については積雪で耐えれない可能性がある、で、耐震補強だけでは済まないかもしれない、そういうことも出てます。で、そういうのを考えれば、その4月の結果を待たなくて、もっと早い段階でもっ、もしかしたら、ほんとに耐震できる結果ができ、あのう、耐震補強できる結果ができるのかどうかと。で、児童の数につきましても調べれば分かる話でして、将来人数が減ってきて、先生が、あのう、配置が少なくなるけどそれでもなんとか残していける形がとれるのか。もっと、あのう、自分自身勉強すれば早い段階で、こういった結果が考えれるけどどうですかっていう議論ができたんじゃないか。まあ、町の方でも若干、その反省はあるんだと思います。で、あのう、結果を待って議論するんじゃないかと、もうちょっと早めにそういう議、あのう、議論ができれば最終的な結果は同じであっても、地域の人たちなり、あのう、対象となる子ども達にとってはもっと、もう少し良い条件なり、早く結果を出して良い環境に早くするって、もう少し違う結果が出せたんじゃないかなあという思いを持っています。で、1年、あのう、委員にならしていただきましていろいろ振り返った中で、この1年国民健康保険の問題もありました。で、今回日和小学校の、で、こともありました。で、予算の組み方についても、そのいろんな考え方はあるかと思うんですけど、僕はできれば当初予算でしっかりいろんな1年の計画を立ててすべきじゃないかと思うんですけど、補正で新たに事業が出てくる、事業費が大きく変わるその、それをみた中で事業の継続性なり計画性っていうのは、その意識が低いんじゃないか、まあ、先ほどちょっとありましたけど、あのう、その住民からは、あのう、様々な面において長期展望がないんじゃないか、町に。行きあたりバツタリじゃないかという意見も聞きます。ただ、町では、あのう、第一次総合振興計画っていうことで町の、長期の計画はきちっと立ってます。で、先ほどもありましたように学校問題については町長も姿勢を示されています。そうすれば当然として様々な、その今回であれば日和小学校の整備っていうのはある程度進んでいても良いはずだという思いを持っています。で、全ての事業はやはり、あのう、もう少し計画的に実行できないかという思いで今回何点か質問させていただきます。で、1点目は、まあ、日和小学校なりに一つの事例としてではありますが、本来であれば、あのう、町の第一次総合振興計画、まあ、町長もその公約なり平素の、あのう、施政方針において決して学校統廃合するという話はされてません。地域に必要な人材は地域で育てるということを述べられています。そうすれば当然必要となる校舎については、もっと計画的に整備されてきてても全くおかしくないんじゃないかと思えます。で、あのう、日和小学校例にとりますと特に先ほど言いましたとおり、昭和38年建築で48年。もう補修どころか使うことさえどうなのかっていう状況です。もっと普通にみても整備はされてても良いとは思いますがなぜこれが、あのう、全く整備もされずにこまできたのか、このことについて、先ず1点目質問します。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、細貝学校教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 失礼します。あのう、まあ、なぜ整備をしてこなかったかというご指摘でございますが、まあ、実はああして平成16年に邑南町合併しました。その前もですね、先ほ

ど中村議員にもお答えしたんですが、いろいろ耐震等の対策については取り組んでまいっています。で、議員さんお手、お手元にお持ちだと思っんですが、総合振興計画の中では、教育の部分の中で教育環境の整備、施設整備ですね、をあげております。で、呼称は具体的には耐震のことを触れてませんが、それはあくまでも子どもの教育環境をきちんとしていくんだということでございます。しかしながらですね、耐震問題につきましては非常に予算を伴うということも、ご理解賜りたいと思っんです。で、実は、あのう、平成19年の新聞の切り抜きがあるんですが、このものを見ますとですね、見出しだけで恐縮なんです、財政難で補強が進まない、これ中国地方エリアの話です。学校耐震化率47%という見、見出しがあがっております。で、最後の末尾にですね、あのう、まあ、子どもの安心安全を守るために緊急度の高いはずのその施策が遅々として進まないのは財政が非常に厳しいからだということがあります。邑南町におきましてもそういう状況の中、合併来非常に、財政の厳しい状況でやってきております。まあ、ご承知のように町長の給与カット等々踏まえまして、財政難を乗り切ってきています。そういう意味であくまでも、この耐震化問題につきましては財政が伴うということで一つ理解いた、賜りたいんですが、実は、あのう、議員さん、まあ、1年目というふうに仰いましたですが、17年の12月にですね、議会の一般質問があつとります。で、この中で今後耐震調査が未実施の学校を教育施設について有利な補助金で対応するとしと、ということで答えております。で、これは裏を返せばですね、財源確保が整ったならばしていきましょうということで、やっぱり財源ここで触れております。また、あのう、質問の通告にありました、あのう、ご、議員ご指摘の石橋町長の施政方針のことでございますが、町長はですね、2期目を迎えられた、その春の3月の定例議会の中で、施政方針を示されておまして、校舎のあるいは屋体の耐震強度事業に積極的に取り組むという方針を打ち出されております。それに基づいて縷々今まで進めてきておまして、全く、あのう、それに拘わってない、あるいは、あのう、進めてなかったということではありません。そういう中で平成18年度でございますが、文部科学省の公立学校施設の耐震促進についての通知を受けまして、まあ、耐震化を進めなさいという通知でございます。国土交通省の事業を導入しまして、先ほど中村議員がご指摘し、され、されましたが優先度調査をしました。で、その後ですね、この調査だけでは、あのう、明快な数値が出ません。で、優先度は日和小学校は、あのう、繰り返しになりますが、1から5段階の中で4段階でございました。その後ですね、島根県の建築物耐震性判定委員会というところで、判定をかけにやいけんということがあります。それを経て、事業に入るわけでした、非常に、あのう、事業に入る前に段階を踏まなければならないと、そうこうしていますと、平成20年度の地域活性化緊急、緊急安心安全総合対策事業ということを採択いただきまして、やっと全域のですね、耐震の数値、いわゆる構造耐震指標の数値が出てきたわけです。あのう、以下は、あのう、数値についてはもうご承知のとおりです。現在、その数値を元に一番低い数値でありますところの屋体を、まあ、順次やっていこうということで、今年度は安心安全な学校づくり交付金事業というものを導入しまして、口羽小学校、市木小学校、石見東小学校の屋体の改修をするための現在設計の契約を済めたところです。で、今後もですね、計画に沿って進めてまいりたいと思いますので、全く、まあ、動いてないということではなくて、あのう、まあ、遅々として進まなかったかも知れませんが、そのへん理解賜ればというふうに思います。以上です。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、過去の議会での答弁等の説明もありました。で、さ、あのう、先ほど説明された中で、平成17年12月ということで、まあ、今後有利な補助金で対応したいという教

育長の答弁、で、それとは別に、あのう、議員のお名前一人ずつははぶ、あのう、省略させていただきますが、あのう、この当時から特に、あのう、石見地域の3校、ええと日和小学校、石見東小学校、石見中学校の校舎につきましては、あのう、町内でも耐震、まあ、耐震以外の、まあ、基本的な修繕ということも殆ど進んでないなと思います。その認識はあったんだと思いますが、あのう、早急に調査を行って段階的に、まあ、段、1度には無理だから段階的に改修すべきじゃあないかっていう指摘もあったんだと思います。で、その後ええっと、省略されてますが、あのう、平成18年6月にも、ええっと一般質問の中にあったんだと思います。あのう、特に石見地域の3校、整備が遅れてる、で、早急にすべきじゃあないか、で、そのときはええと、教育課長の答弁で学校施設整備計画を策定し、町長部局、部局と連携し努力するとある、ありました。で、まあ、あのう、僕も議会広報の中からひろってきましたんで、あのう、全て正しい、あのう、発言者が若干違う部分あるかと思いますが、あのう、最終的にはええっと事業、その町の中でいろんな事業をしなければいけないけど、それを峻別してでも、その学校の整備に努めていきたいということだったんだと思います。で、先ほどの予算の話はされました。それはよく分かります。ただ、学校の耐震化や整備よりも他のことが大事だったのか、その議会、あのう、その議会での一般質問の流れをみますと、議会も早くやって欲しい、子ども達のために整備をして欲しい、で、そういう中で、あのう、他の事業、いろんな事業の選別をして必要、あのう、予算を確保してでも頑張るってやるという理解でございましたけど、結局、予算がない、まあ、財源が確保できないということで、されてないんだと思います。で、ほいでどっかで個人的には問題がすれちが、あのう、変わってる気がしまして、あのう、本来は学校の整備の話だったんですけど、たまたまいろんな予算が付いたりして、結局耐震化の話にな、変わってきた。で、耐震化でやれば補助金が付く。で、その優先度調査はしたけど、耐力度調査をするにはお金がかかってそれができないままきました。で、あのう、やる、やらなきゃいけないことはきちんとやっていかなければ先延ばしすれば当然、その補助金は貰える可能性はあるかも知れないけど施設もどんどん古くなってくる。で、他の他のやらなきゃいけないじ、あのう、整備も遅れてくる。で、今の答弁だと、ただ補助金を待ってただけにしか聞こえないんですけど、現実には、あのう、例えば、その研究として校舎を建て替えたらいくらかかるのか、ほんとに耐震補強ができるのか、他の地域の学校はどうしたのか、で、あのう、まあ、補助金がない場合は、まあ、補助金貰えるのはどういう条件なのか、なければ自己資金でどうやってやるのか、その十分な設備じゃなくても最小限の施設で自己資金でできる範囲はないのか、現実として、その、まあ、何もしてないわけではないと言われたですけど、その一步踏み込んで実際にやるにしたらどうしたら良いのか、どういう方法がとれるのか、で、財源というのは、その昨年9月の一般質問でもあったんだと思いますが、あのう、教育委員会なり学校教育課だけでそれを考えていたのか、その知事部局と連携してやったんだけど、いろいろ要望はしてみたけど財源で待ってくれと言われてきたのか、その要は先ほどもありましたけど、その町全体の問題として財源をなんとかしようという努力をしてきたのか、その、そのあたりについて一つ聞かしてください。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、細貝学校教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) あのう、繰り返しになりますが、まあ、財源ということになりますと、まあ、邑南町はまあして非常に厳しいことの状況でございますが、財、うちの、あのう、財政当局ともずろ、いろいろ協議をしてまいりまして、できるだけ有意な補助じど、事業あるいは交付金事業を、あのう、捜してきております。で、なかなか、あのう、直ぐさまそういうものが、あのう、出てこないということもありますし、あのう、この補強工事だけを捉えていきますとですね、段階的に

優先度調査というのを、先ずやらなくてははいけない。これが、まあ、非常に、あのう、経費がかかります。で、それで優先順位を決めます。その後ですね、耐震構造の指標を出すことをします。で、それから耐震の設計のまた委託をして、その委託をしたものをまた審査いただくという段階を経ます。それでやっと工事発注になるわけですし、この間ですね、非常に、あのう、その専門官で仕様を調べていただく期間がですね、限られておりまして非常に時間がかかると、時間がかかっている中でまた次の事業導入に遅れていくという、まあ、堂々巡りがあったわけですし、議員ご指摘のように、あのう、もうちょっと踏み込んだ自主財源を加えてでもやった方が良くないんじゃないかというようなご指摘も十分理解しますし、まあ、あのう、今回の耐震問題等につきまして反省の意味で、聞かしていただきまして、今後は十分検証してまいりたいというふうに思い、思いますんでご理解賜ればというふうに思います。以上です。

●大屋議員(大屋光宏) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、まあ、今回も先ほど、あのう、教育委員長が、学校の、あのう、日和小学校の話をされたときに、その4月9日に結果を受けて、それからいろいろ考えて初期に思ったことと現実的にその建て替えなり、いろんなことを現実的にやろうと思うと、その設計に何か月、あのう、建築の審査に何か月、そうするととてもじゃあない1年でできない。だから、まあ、結論としては、やっぱり今の結論を出すしかなかったという話もありました。で、結果は一緒であっても今までやっぱりもう少しふり、踏み込んで、ほんとに施設をどうしていくのかっていう考えがあれば、耐震結果として4月9日に悪い結果が出て、じゃあ案として、まあ、建て替えておこうと、いろいろちょっと調べてみたんですけど、もう期間はこれだけかかりますよということをもう少し、あのう、初期の、次の段階に入る、しょ、あのう、結果を受けて議論のスタートがもうちょっと違ったんじゃないかと思うんです。で、日頃からいろんな問題に対して、もう少し真剣に、あのう、問題意識を持っていざどうするかという考えてないと、やっぱり問題が起きたときにスタート位置、位置がちょっとスタート時点が違う、そうすると結果までにかかる時間、もう今補助金もらう、ありますよ、あのう、今回の桃源の家の建て替えもそうですけど、ほんとに1年2年ですぐ計画を立ててやらなきゃいけない、そんな、そういう中で準備期間で限られてる中村でやはり、あのう、短い期間に良いものを作るということは、やっぱり普段から問題意識をしっかりと持つ必要があるんだと思います。で、今ちょっと日和小学校だけの話をしましたが、現実的には邑南町、あのう、指定管理を含めてたくさんの施設を持っています。で、当然年数が経てば痛んでくる、あのう、日頃の修繕も必要かも知れませんが、あのう、大規模な修繕が必要になるときもある。で、最終的には建て替えか廃止か考えなきゃいけないときもある。で、あのう、まあ、普通に企業なり経営されとって、その施設どうび、投資というのは大きな課題だと思います。あのう、修繕でやっていくのか、どこかで対用年数等を考慮して使えるものであっても、その計画的にやはり建て替えなり投資をしていかないと、ただ単に特に、あのう、町というのは単年度会計ですんで、今年の問題をただ延ばしてしまえば、やらなきゃいけないことが後の年にどんどんどんどん貯まるだけ。で、何年かは何もしなくて投資をしなくて済んだんですけど、気がついたら1度に建て替えをしなきゃいけないという結果も出てくるんだと思います。で、そういうことを避けるためにも早い段階でやっぱり、あのう、既存の施設について、その長期計画はある程度出てますんで、やはりそれに基づいて今後とも必要となるとされるものはピックアップしてきちんと、その整備計画、やるやらないは別にしても計画を立てて毎年ある程度の予算立て、立てをするなり、そうやって計画的な維持をする必要があるとは思いますが、その点いかがでしょうか。

●藤間財政課長(藤間修) 番外。

●議長(三上徹) はい、財政、藤間財政課長。

●藤間財政課長(藤間修) 議員ご指摘のとおりです。あのう、町の総合振興計画とか過疎計画がございしますが、これに沿って年次的に事務事業を推進するのが、町の本来の姿であるとは考えております。しかしながら、本町の財政状況を見ますと、先ず、それを先に申しあげますが、経常収支、基金残高、公債費負担など財政の主要な指標は現在のところ、いずれもまだ厳しい状況にあります。で、振り返ってみますと平成16年合併の時ですけども、その年に三位一体の改革がございました。そのときに実施された地方交付税の大幅な削減、これは大きな痛手でもございました。また、平成17年度から集中改革プランが始まりました。これは各種事務、それから事業の再編、整理、廃止、統合。これらの経費節減が必須でございまして、これらの、に対応した予算規模の縮小を行わない限りは財政の再建は難しいとそういう状況でございました。そういった中で、同年度から実は財政の方では公債費負担適正化計画を立てまして、国とか県のヒアリングを受けなければならなくなりました。そしてそういったことをしながら行財政改革に取り組んできたところでございます。財源不足に対処するために、平成19年度から2年間かけまして、一般財源充当部分の事務費、事業費について集中改革プランの経費節減も含めて、対平成18年度予算の30%カットという、これまでにないことを目標にしまして実施してまいったところでございます。で、まあ、そういった状況ではございましたけども、町民の皆さまの安心安全のために、可能な限り、皆さまのご要望にお答えできるように、予算措置をして執行していくことが必要と、と考えてこれまでに至っております。で、今ご質問の既存施設の維持修繕、建替え等の対応でございますが、毎年実は夏頃にかけて、新規事業、継続事業及び既存施設の維持修繕も含めまして、各課から要求のありました翌年度以降5年間の事業計画のヒアリングを毎年行ってきております。で、本年度は、まあ、過疎計画の策定のために今年度以降6年間の事業ヒアリングをあわせて行いますが、これまで毎年ヒアリングもし、継続してきて、きておりますので、毎年ローリングを実は行っております。そして、維持修繕も含めた多数の事業の中から、総合振興計画及び過疎計画等と照らしあわせ、更に補助事業がございましたら補助事業の採択基準等を勘案して、更に事業効果の高いもの及び緊急度の高いものを優先順位を付けまして、同一年度に大きな事業を、あのう、複数措置することは非常に、あのう、難しいこともございますので、年次的に計画して、中期財政計画と財政事情、これを整合をとりながら予算措置を行い、今まで実施してく、きておりますのでご理解いただきたいと存じます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、大変計画的には、あのう、毎年ヒアリングをしながら5年先を見据えてやっとならねということでした。あのう、当然苦しいときであってもやはりやるべく修繕なりはしていかなないと、先々に、あのう、先ほども言いましたように、あのう、1度に投資をしなきゃいけない時期がくる、で、今、まあ、借金の額徐々に減ってますけど、やはりここでやるべきことはやる、あのう、だ、あのう、押さえるべきものは押さえる、きちっとやっていかなと、まあ、もう4、5年もすると、その借金のこんだあ投資が増えて借金の額が減らないという状況もくるんだと思います。で、あのう、もったいないなあと思うのは、あのう、結局そうやってせ、投資に関してしっかりやりながら、補助金があればということで先ほどの日和小学校の話じゃあないですけど、あのう、その優先度調査をやった、その次にいかなかった、で、また今回耐震のやった、で、結果は悪かった、で、補助金があるからっていろんなことをその都度やってそれが結果として、そのやったけど次に繋

がってない。で、もう、もしかしてこれやっても駄目だったら、そのやるお金で補助金、まあ、補助金だけですめば良いですけど自己資、資金もあるんだったら、それはそのまま修繕なり投資に、補助金を貰うよりは直接回したらどうか。で、補助金があるとどうしても、あのう、補助分得した気になりましてど、あのう、事業の中身の精査というのが悪くなる可能性があります。あのう、無駄かなと思うけど、補助金があるから良いとか、で、補助金が無く自己資金でやらないといけないのであれば、先ほどからあるように町の財政厳しいっていうのは皆さんしっとられます。厳しいのであれば最低限の中でいかに効率よくやるか、もっと、あのう、補助金を貰う努力がある、の時間があれば、書類を書く時間があればそっちに振り替えるっていうことも時には必要なのかなあと思ってます。で、事業の計画性なりそういう中で、あのう、その予算についてもう少し、あのう、まあ、投資については、当初予算でしっかりやられてるってことだったです。で、一般の事業についてもう少し、あのう、本来であれば、今回で言いますと、あのう、ええっと、保健課が言われた子宮頸がんのワクチン接種のように、あのう、こういうことがしたい、で、対象が中学1年生何人だいたい、その内、接種率は何%ぐらいだろうって予算を組んでいく。で、その予算を効果的に使うために、ええっと研修等もやって、その対象者に理解を深めてもらって効果をあげていこうというのはよくわかる事業で、そういうのを当初で組んでやっていくっていうのが本来の姿だと思います。で、ただ何点かみた中で、あのう、補正でポッと事業があがってきたり、で、あのう、人件費の組み替えであるとか、国の制度が変わった、年度途中で変わってやむを得ないものはよくわかりますけど、新規にあがってくる、あのう、本来の事業費より大きな、あのう、全く違う金額のものが出てくる。で、やっぱり当初で、あのう、質疑、あのう、議案の質疑のときにも話をして、まあ、予算を組むのは12月であったり、早い段階でなかなか1年見通すのは難しい部分もあるっていう意味もよくわかりますけど、あのう、特に、あのう、効果を期待する事業と振興策についてはもっと、まあ、1年前であっても、何がしたいのか、事業効果はどうなのか、どれだけの予算が必要なのか、そういうのをきちっと当初でやるべきだと思います。で、やった結果として、思いよりも大きく違った、なんで違ったのか、もっとこうしなきゃいけなかったのか、で、もう少し、その予算もただ単に毎年継続するんじゃなくて、あのう、投資に、あのう、施設の投資については厳しくみてますという話だったですけど、もう少し、あのう、ほんとにこれが必要なのか、課によってはある程度、このもう何年も同じことをやってるんだから、もう止めて次のことをしたらどうかとか、まあ、普通に、あのう、スクラップだとか、スクラップアンドビルドだとかいう言葉も使われますが、あまりそういうところも見受けられないんですけど、あのう、思いとしては折角議会としても3月の当初予算の審査を合同でやります、委員会。もっともっと、あのう、当初予算を重点にして補正で、あのう、大幅な、あのう、新規の事業を入れたり、あのう、事業費を大きく変えることがない方が良くないかと思いますがそのへんについて考えを伺います。

●藤間財政課長(藤間修) 番外。

●議長(三上徹) はい、藤間財政課長。

●藤間財政課長(藤間修) ええと、当初予算と補正予算の考えでございますけども、先ず、あのう、当初予算編成にあたりましては、毎年10月頃に国から地方財政計画が策定されます。で、この発表を受けまして、税収入、地方交付税、各種の補助金等の、本町の翌年度の見通しを立てまして、本町の予算編成方針を作成します。で、それに全ての部署を集めまして説明会を開催します。で、全体の周知の上で11月に予算要求、財政課の査定を行いまして、年内に予算案を作成します。そして年明けに制度改正等の調整を行った後に、最終的には、あのう、町長と副町長査定を経まして、で、3月議会へ上程すると、そういう段取りをしております。で、また本町の予算編成方針の中には、年間予

算として要求すること。なお、年度中途の補正は制度改正に伴うもの、並びに災害関係等の経費に真にやむを得ないものについてのみ行うものとし、一般的な補正は行わないと記しております。で、その精神は変わっておりません。厳しい財政事情を勘案しながら、後年度以降の計画を立てて措置してきたところでございますが、今回平成20年度から21年度にかけましては、これは、あのう、世界的な不況の影響で、あのう、国の補正予算が各分野に渡り措置されました関係で、全国の自治体において大幅な補正予算を組むことが、になりました。それも、そ、しかもそのほとんどが10分の10の補助事業で、地方自治体の負担を伴わないものでございまして、これまでに例のない、今回限りの特別な措置でございます。で、これらの事業項目につきましては、実は、あのう、新たな事業を創設するというのはなくて、これまでに先ほど申しました計画に載ってるような、施工したくても、まあ、財源のことをおっしゃいますけども、補助対象にならなかつたり、単独の一般財源対応には、ちょっと財源不足でなかなかできなかったもの、そういったものを主に予算措置しております。ですから、日頃から町民の方々のご要望のあったものを載せているということでございます。いわば、あのう、年次的に執行計画、計画をしておりましたけども、事業の前倒しを今回させてもらったという意味で、非常に大きな補正予算が出たということでございます。今後は長期的に、交付税の合併特例が無くなるのが、平成31年になりますけども、そのときには健全財政の体制を作りあげておかねばなりません。で、そのためには平成19年度、20年度と厳しい予算削減を行っておりますが、平成21年度と本年度、ちょっと、あのう、その国の経済対策がありまして、多少息をついた感がありますけども、これは平成23年度以降、実は、このまま継続することは、とは考えられない状況で、と考えております。したがって、これまでの削減結果を持続していかなければならないと考えております。ですから、当初予算編成をとにかく重視して、やっていくという考えは変わっておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、予算編成の考えはよく分かりました。あのう、当初予算を重視ということで、あのう、やはりそうだと思います。で、ただ、まあ、今回も6月補正質疑もしましたけど、例えば、あのう、島根県野菜価格安定基金協会負担金、で、これ名目は負担金であって、まあ、会費かどうかという議論も少しはやったんですけど、あのう、これ、あのう、非常にある意味に分かりやすいものな、分かり難いものなんだと思います。あのう、協会の負担金ってありますけど、結果はその基金として積みあげて、あのう、生産者に対して野菜の価格補償をする制度です。一つの事業で、まあ、町が直接でなくて、県一括やる中で邑南町分を出すということです。で、負担金なもので言われたとおりただ出す。で、まあ、当初で組まずに額が確定した時点で組んだということで分らないくはない。ただやはり価格安定事業で、この事業がほんとに効果があるか、意味があるか、で、言われたから出したよというだけであれば、ほんとにその効果があったかどうか。で、今回はちょっと趣旨とは外れますんで、このことについては深く議論しませんが、あのう、その事業の主旨、で、邑南町の野菜の生産動向がほんとにどうなのか。ただ負担金で出すものでそういうところが見難い。で、個人的に今回特にこれに固執したのは、あのう、あまりその生産者のためにほんとに意味をなしてない。で、今回その当初で是非やってもっと検証して欲しいというのは農業関係は特にそうですけど、今朝の質問でも、あのう、野菜の生産額が減ってる理由は何だと思われましかつていう中で、何も考えずにただ高齢化って言ってしまえば済む話です。特に今回、まあ、白ネギとかそういう、その価格補償も付いて転作のお金も出て、重点でやってるものが減ってる。その減ってる理由はほんと

に何なのか。ただ単に高齢化と言えば済むんだけど、そういう意味でも、その違う原因っていうのはまだまだあると思ってます。で、そういうところを探るためにももっと、あのう、当初でしっかりあげて、議論してほんとに自分たちが必要かどうかを考えて揭示をすべきであって、あのう、補正で歩んでいくべきではない。まあ、それは、あのう、財政課長の答弁もありましたのでそのあたりもう少し注意してやっていただきたいと思います。で、もう1点、先ほど説明中で経済危機対策っていうことで臨時交付金がたくさんあったもんで、大きな補正を組んだということがありました。で、今日、まあ、計画的に事業をもっとしてくださいという主旨ですんで、そん中で、あのう、多額の、ええっと、具体的に言いますと、あのう、平成21年9月に地域活性化経済危機対策臨時交付金事業っていうことで、あのう、補正で計上しまして、その事業が、ええっと、15件、約ええっと、4億3千300万程度繰り越されていると思います。で、もう1点、3月、これは急だったもんで繰り越すのがやむを得なかったとは思いますが、あのう、経、ええっと地域活性化きめ細かな臨時交付金事業ということで16件、約2億8千500万程度繰り越されていると思います。合わせて30件超える事業だと思います。で、既に、まあ、今年度3か月過ぎてますが、あのう、これだけの事業が今後適切な時期に実施されていけるかどうか、その点について伺います。

●藤間財政課長(藤間修) 番外。

●議長(三上徹) はい、藤間財政課長。

●藤間財政課長(藤間修) 臨時交付金関係のご質問でございます。ええと、21年度の前に実は平成20年度でも二つ、交付金がございます、緊急安心安全総合、緊急安心実現総合対策交付金、これが、まあ、約2千万円ぐらいで学校の耐震、それからもう一つが、地域活性化生活対策臨時交付金、これは、あのう、FTTH事業とか、除雪車を購入したりとか、プレミアム食品、商、商品券とかございましたが、これが4億7千200万円余り、21年度へ繰り越して、20年度、21年度で執行しているのがございます。これは、まあ、21年度中に執行が終わっております。先ほど質問がございましたのは、21年度の補正予算でございますが、先ず、経済対策臨時交付金でございますが、ええっと、5億4千185万7千円、交付されておまして、これは旧口羽小学校の解体とか瑞穂小の、小学校のプール及び、あのう、福祉施設のスプリンクラー関係、事業費に関しますと5億6千万余りでございますが、同時に実は、あのう、公共投資臨時交付金が8千508万8千円、交、交付されております。で、またもう一つありましたきめ細かな臨時交付金、これが、交付が2億6千634万9千円で事業費にしまして、2億9千万円ぐらいのものなんですけども、これらはですね、全て、先ほど申されましたように繰り越し事業になっておまして、それについては、ええっと現在ですね進捗といたしまして、すべて先ほど言いました、あのう、ものと加えまして、まだ他にも子ども手当関係とか、森林総合研究所の造林関係とか、林道の改良とか、学校関係の耐震、理科備品、太陽光発電、これらでまた2、2億6千250万円余りのものと一緒にしまして、11億9千700万円余りの事業がございます。で、この内10億2千300万円ほど、あのう、繰り越しにしております。で、今、あのう、進捗でございますが、現在で、発注が約36.3%、4億130万円余りです。6月中、今月の発注予定を含めると50%、半分発注予定でございます。額にして5億9千390万円、5億の、その、その額でいきますと58.1%。で、繰越事業につきましては、翌年度でございますので、今年度、22年度中に執行することが義務付けとなっております。したがって本年度末までに完了する予定にしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** ええと、あのう、進捗率等説明ありました、まあ、今年度中に使わなきゃいけないという話はよくわかります。で、もう一つ、適切な時期についていう思いもあるんですが、あのう、今プールの話もあったんですけど、あのう、今回、その子ども達なり、その解体とか時期は問わないものと、できれば早い時期にして欲しいもの、されるだろうと思ったものがあります。で、その中で何点か、あのう、プールの話がありまして、あのう、ええっと瑞穂小学校のプールの改修。で、その他、ええっと、あのう、各校のプールで濾過器等異常がありますんで直したいということだったです。で、それらについてはもう執行済みであって今年の夏、今からの事業には新しいプールなり、新しい施設、まあ、改修が終わって使えるのかどうか、が一つ。で、もう一つ、あのう、保育所の園庭、石見西保育所の園庭の拡張も、この事業にあったと思います。で、これはもともと、まあ、保護者の、等の要望から園庭が狭いから、あのう、運動会等で広いところでやらしてあげたいということだったと思います。ですんで、適切な時期って言えばできれば9月の運動会までには園庭を広げて欲しいとは思いますが、そのへんができるのかどうか。で、もう一つ、あのう、昨年、まあ、9月に、あのう、補正であがったものもある、の中にも、あのう、例えば、あのう、瑞穂インターの看板設置っていうのもあったです、あのう、まだ設置されてないようですが、あのう、事業効果等考えて、まあ、いつでも良いとは思いますが、早く、この程度であればすれば良いのになあっていう思い、思いもあるんですが、あのう、こ、あのう、進捗の中で、この3点について確認をさしてください。

●**細貝学校教育課長(細貝芳弘)** 議長、番外。

●**議長(三上徹)** はい、細貝学校教育課長。

●**細貝学校教育課長(細貝芳弘)** プールの関係ですが、あのう、ご心配かけておるんですが、私が、あのう、4月1日付けで教育委員会へ来まして、副町長の方から、大至急それを進めなさいという指示を受けました。で、非常に、あのう、現場の確認等で、いろいろ学校の先生方の協議を踏まえまして、4月30日でございますが、設計の契約をしたところでございます。実は、あのう、本議会の最終日に上程すべく、16日の入札を準備しておりまして、まあ、あのう、議員さん、皆さん非常に関心がありまして夏時分には是非子ども達をとという熱い思いがあるわけでございますが、できるだけ1回でも2回でもプールに入らせていただくように努力しておるところでございます。で、その間、あのう、非常に不便を掛けておりますが、あのう、高原小学校等々あるいは石見東小学校等、お願いしましてプールを共有していただくというようなこともサポートしとります。濾過器については何とか間に合うようにということで、契約の準備をしております。以上でございます。

●**福祉課長(三上洋司)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、三上福祉課長。

●**福祉課長(三上洋司)** 石見西保育所の園庭につきましては議員ご指摘のとおり、そういった予定で進めるように指示しております。以上です。

●**東定住企画課長(東義正)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、東定住企画課長。

●**東定住企画課長(東義正)** あのう、看板の件でございますが、これは市木のインター、入っ、まあ、外から来られた方は入ったか、入ってこられた方、まあ、これらが非常に目に付くところが良いだろうということで、私の方では一応の設置場所の案は持っております。まあ、とは言いましても、地域の方を無視するわけにはいきません。たまたま、あのう、地域再生重点プロジェクト事業で今取り組んでおられます。それと、まあ、市木の自治会とでもミーモの森づくり事業ということで、その周辺を

ですね、自治会も一緒になって整備をしようという計画があがっておりまして、まあ、それを含めたところで、一緒に整備したいなということで、あのう、一応看板の案はできております。ただ、まあ、場所の決定が非常にまだされていないということでございますので、まあ、場所の決定がされればすぐにも発注したいというふうに考えております。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、今日、まあ、最初の質問から、そのやらなきゃいけないことは、まあ、計画的に少しでも、あのう、予算がなくても考えとかいうのはできるんだからってという思いを持ってやれば、あのう、やらなきゃいけないのについてという思いを持ってました。で、今回の経済危機対策臨時交付金も、その今までの説明は、あのう、今までしたかったけどできなかった事業今回取りあげてきたっていう中で、だったら当然即や、あのう、できて不思議じゃあないと思います。で、あのう、まあ、瑞穂小学校のプールについても必要だからある程度の考えが進んでれば他の予算がついた時点で、その設計が、まあ、なぜ早くできなかったのかっていろんなことは今言っても仕方ないことなんですけど、あのう、やらなきゃいけないことであれば普段からもっと考えておけば予算がついたときにもっと早くできるのじゃあないかなという思いも持ってます。で、プールについても、ううんと、まあ、使えるか使えない程度の答弁で、まあ、じゃあなんで、この時期やるんだろうとは思いますが、あのう、経済危機対策で、ですんで、本来で言えば、経、あのう、事業効果というのは経済危機対策、あのう、予算が付いたときに速やかに執行して、地域経済の活性化に繋げるべきだと思いますし、たくさんの事業をやはり早い時期に、その、まあ、延ばして、その時期をあわしてというのは必要かも知れませんが、プール等、使う前に当然整備するのはあたり前の話ですんで、それをただ延ばしてしまえば、また1年ただ無駄になるだけぞう、まあ、交付金の意味合いそれぞれ事業の意味合いと考えればもう少し適切な時期にしっかりやるべきだと思います。で、最後に町長に聞きたいんですけど、あのう、まあ、今回の経済危機対策についてもたくさんの事業あげた。で、なかなかその1年でそれを執行するだけのその職員の能力っていったら失礼かも知れませんが、日常の業務の中でこれだけのことをやるキャパがなかったんじゃないかという思いがあります。で、個々で対応する、あのう、それぞれの課で対応するのは難しいんだと思います。あのう、施設を建てるというある意味共通のこともあります。もう少し、あのう、職員同士の交流を図るなり情報交換する中でもっとスムーズに1個ずつの事業を進めて、その町全体の、あのう、職員の全体の問題としてこれだけの事業を早急に今年度中にしっかりやるべきだと思いますが、そのへんの対応として、その職員相互の交流なり情報交換進めてしっかりやるべきだとは思いますが、町長の考えを聞かしてください。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、今回の、あのう、経済対策はもう、予想にもしなかった大変な額でありまして、まあ、これをやっぱり1年、2年で消化するというのは大変なことなんです。で、やはりそれをやはりやり遂げなきゃならんということは、当初から職員にも話をしておりますし、課長会議にもしておりますし、遅れなくやろうということで、皆頑張っておりますので、まあ、年度末には必ずできるというふうに、まあ、私は確信をしております。まあ、相互の交流も含めてということですが、まあ、それは今回のことに限らずですね、いろんなやることについては、やはりお互いに助け合いながらやるということは、まあ、これ基本中の基本でありますからそういう方向で是非やらせたいというふうに思っております。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) まあ、やっぱり、あのう、日頃から町にとって何が必要であるとか、しなきゃいけないことどうやってやっていくかという、もう少し考えて、いざ、まあ、やっぱり補助金とかチャンスがあったときにはしっかりできる体制を整えていただきたいと思います。で、あのう、次の質問で口蹄疫のこと取りあげてます。これも、まあ、日頃からどれだけ危機管理をして意識をもっとくかっていう、まあ、あのう、いざ起こったときの対応が違ってくる話だと思います。で、あのう、口蹄疫について、あのう、どちらかという、あのう、生産者なり、あのう、拘わっている人は、この口蹄疫の怖さ、対応をどうすれば良いかっていうのはしっかりわかっと思えます。で、あのう、宮崎で発生してますけど、一般の人から見たときに、その何であれだけ牛を殺さなきゃいけないのか、あのう、道に消毒とか移動制限とかいろんな言葉があるけど、住民として何か協力しなきゃいけないのか、まあ、協力しなきゃいけないと思って貰えれば良いですけど、反対に何か生活に支障があるんじゃないかっていう、いろんな不安もあると思います。で、そこで、あのう、口蹄疫につきまして、口蹄疫がどんな病気であるのか、で、また、あのう、町内で発生した場合、まあ、畜産業と影響は分かりますけど日常の中他産業、地域経済にどのような影響があるのか、また、あのう、発生した場合テレビを見とりますと、あのう、まあ、該当の牛舎とその地域の牛、豚等が、あのう、埋められている映像は見てますんで、あのう、埋却されるのは分かりますが、あのう、邑南町の場合、堆肥等につきましては広域的な流通等もありまして、あのう、発生農場とは別の場所に、あのう、基幹処理場があったりする。で、そういう中で見たときに、あのう、もし、あのう、発生した場合、あのう、埋却の対象は家畜だけじゃなくて、ふん尿や堆肥も含まれるのかどうか。でまた、あのう、最後発生した場合の防疫対策において、あのう、移動制限等地域住民の生活に支障を来すことがあるのかどうか。3点につきまして、あのう、簡単に結構ですんで、あのう、答弁をお願いします。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 口蹄疫についてのご質問でございますが、ええと最初に、まあ、どのような病気であるか、あるいは影響についてであります。家畜伝染病の一つでありまして、いわゆる蹄が二つある動物、偶蹄類というふうに呼んでおりますがこれが感染するウイルス性の伝染病であります。で、この病気の特徴は一つは、あのう、伝染力が非常に強いということ、それから二つ目に仮にかかると販売ができないというふうなこと、あるいは仔牛がかかると死亡率が、まあ、非常に高いというふうなことから、あのう、大変に畜産業界では恐れられている病気であります。で仮に患畜として、これが認定をされますと速やかに、まあ、殺処分が行われます。また移動制限区域、通常は半径10キロ以内に、まあ、設定をされるわけでありまして、この中にある牛、豚については殺処分を前提としてワクチンの接種が行われるということになっております。それから人への感染についてですが、これは基本的には、あのう、仮にかかった牛豚の肉を食べても人間が感染するということはありません。市、そういう肉が市場に出回ることにはなりませんので、その点ではご安心をいただきたいというふうに思います。それから他産業への影響ということでもあります。殺処分の対象となりました生産者にとっては、国なりいろいろな、あのう、補填金等で全額補償されます。ただし、発生前の状況に戻るということになりますと数年かかりますので、その間においては、まあ、いわゆる関連業界であります、例えば流通業でありますとかあるいは食肉の加工販売業といったような業種については何らかの影響があるものというふうに思われます。それから邑南町では酪農家を対象

にした飼料稲を昨年から作っておりまして、今年35ヘクタールにもなっておりますので、仮に町内でそういうことになりますと、まあ、耕畜連携にも影響出てまいりますし、水田農業そのものにも影響が出るということになるというふうに思っております。それから埋却処分は家畜のみかあるいはふん尿はどうかというご質問ですが、基本的には、10キロ圏内移動制限区域内の牛、豚は殺処分になるわけでありましたが、それ以外にも該当農家のふん尿なり堆肥なりについては同じように埋設をする、埋却をするということになっております。ただ既に他の堆肥舎等に行ってる分については、あのう、今情報がありませんので、西部の対策本部なりあるいは江津家保のようなところと協議をしなければいけないというふうに思っております。それから発生した場合の地域住民への、まあ、生活的な制限についてであります、ええっとこれは以前はですね、あのう、家畜伝染病予防法という法律で、防疫の対策がとられておりましたが、今回の宮崎県の事態に対応するために口蹄疫特別措置法が先ほど、ごろ制定をされております。で、これによりまして指定地域になりますと、まあ、いわゆる消毒ポイントが設置をされますが、今までは消毒は協力でありましたが、この措置法ができてからは義務化されたので、そこを通る車は必ず消毒を受けなければならないということになっております。それから更に今回、宮崎県境では交通の制限というふうなものも実施をされております。これは、あのう、家畜車輛のみに拘わらず、一般車両についても通行制限がされているというふうなこともあります。またイベント等も既に中止をされている例もありますので、まあ、そういう意味では一般住民への影響も次第に大きくなっております。最後ですが、えびの市の報告では、生産者、行政、関係機関、警察、地域住民の協力が無ければ、まあ、ここは、あのう、既に終息宣言が出されておりますが、この早く出た原因の中に、やっぱり地域住民の協力があってこれほど早く終息宣言が出されたというふうな報告もありますので、まあ、いろいろな意味で邑南町民の皆さんにもご協力をいただく場面がくるかも知れません。以上でございます。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、最後にありましたとおり、あのう、口蹄疫発生した場合、まあ、初期対応、防疫そして復興へといくわけですけど、その中で地域住民の協力が必要ということがありました。そのとおりだと思います。で、今回の質問の主旨もその地域に対する影響はどうかと言ったのは畜産がどれだけ地域にとって大事な産業なのか、それはやは、やはり先ずは地域の邑南町の人たちに知って貰う。知って貰った上で万が一感染して発生があった場合は、あのう、地域、地域の人たちも率先して協力して早期に、その撲滅をさせる。で、これが一番大事なことなんだと思います。で、若干ちょっと補足しますと、あのう、口蹄疫を、その今回の誤り、あのう、初期対応が悪かったんじゃないかという誤りの一つで、あのう、先ほどちょっと、あのう、ありましたけど、あのう、感染した牛とか豚とかの肉を食べても人体には影響ありませんよっていう話が先に、あのう、風評被害防止のために出ました。で、ある意味これが間違いだったのかなあとと思います。あのう、中身は事実です。だけど、あのう、なぜそ、その食べても大丈夫なものを殺すのかっていう説明がきちんとされていないわけです。で、そこで、あのう、だから、あのう、感染したって良いんじゃないか、何でそこまでするんじゃないかっていうじ、住民の意識が出たんだとおも、あのう、あったんだと思います。で、そのなぜ感染してはいけないのかっていう中で、あのう、やはり、あのう、その、まあ、ウイルスですんで、あのう、例えばインフルエンザのようにこうやって、あのう、梅雨に入るとか、あのう、空気が湿るとか、温度が高くなると死滅すれば良いんですけど、ここは、このへんちょっとあんまり分からないんですけど、なかなか、あのう、ウイルス自体死なないみたいですし、一旦感染した牛とか、

まあ、特に豚が感染した場合は、あのう、増殖してウイルスを更に発生したのを、まあ、感染しやすい、あのう、どんどんどんどん感染していく、だから早い段階でしっかりした対応をしないと感染が広がっていく、で、その感染する元の原因っていうのは、あのう、例えば肉製品、その肉は食べても大丈夫ですけど、肉製品が感染源になっていることは多いみたい、それは、あのう、日本で言えば他国から入る場合ですけど、だから、あのう、日本は、あのう、防疫上、あのう、ウィ、あのう、予防接種等してる、あのう、ワクチンを使ったり何かして、あのう、清浄国でない国からの輸入はしてません。肉を。もし日本で発、このまま発生してウイルスを使って押さえてしまえば、あのう、清浄国じゃあないということでどんどんどんどんこう輸入も進んでくるそういう意味では絶対、あのう、一部地域で発生しても押さえて早急に清浄国にしないと、その国際的な立場も変わってくる。で、まあ、それで押さえてしまえば後は、あのう、人の移動等でしか感染というのは少ないですんで、か、あのう、移動制限等かけてしっかりやるんだと思います。で、そういった中で、あのう、まあ、しっかり、あのう、朝も、あのう、どんな対応されてるかっていうことはあったんだと思います。で、初期対応で今回は、まあ、特に宮崎の場合、報道ではいろいろされてます、あのう、政府の対応が悪かったんじゃないか、あのう、情報が遅いというのもあります。で、あのう、他の野菜に比べまして、あのう、畜産につきましては、あのう、良いのは、あのう、組織がきちんとしてる、で、酪農は酪農の組合がある、和牛はJAに問い合わせすれば生産者がしっかり把握されている。そういった中でやはり、あのう、まあ、各生産者を回らなくてもそういう団体と協議しながら必要な情報はもっと県に求めるなりして、あのう、しっかりした対応とっていただきたいと思います。で、一つだけ聞きたいのは、あのう、まあ、堆肥の処理、ええっとすいません、あのう、埋却処分というところで牛とか豚で特にええっと朝の答弁でもあったと思うんですけど、先々は、あのう、町が埋却地を捜していかなきゃいけないんじゃないか、いざというときはっていう話があったと思います。で、あのう、現在今問題になつとるのは、あのう、畜産においても酪農とか和牛は、まあ、和牛は生産者が小さいですんで、あのう、飼育頭数が少ないから埋却地、特にさ、あのう、不自由することはないんだと思います。で、酪農についても殆ど、あのう、放牧地を持ったりそれなりの広い土地があるもので何とかできてるんだと思います。で、問題は豚は、あのう、施設で、あのう、施設だけの建物が良いもので、あのう、余分な土地が少ないということでなかなか埋却地が見つからなくて苦労されてるみたいです。で、邑南町においては、まあ、いわみファーム1社ですが、あのう、そこも現在、あのう、まあ、埋却地の問題もいざというときは出るかも知れませんが、あと、ふん尿処理の問題で、あのう、ええと污水の問題がありましたんで、あのう、過去1月ぐらいから3月まで、あのう、污水を貯めて、あのう、排出できなかった分が、ええっと40日分程度約千500てん、千500トンぐらいになるんだと思いますが、あのう、貯まっています。で、これは、まあ、産業廃棄物じゃあなくて処理中の污水ということだったと思います。で、処理中の污水であればもし、あのう、不謹慎な、あったら申しわけないんですが、万が一をやっぱり考えにゃいけないということで、万が一そのいわみファームの農場で発生した場合、あのう、豚の処理はすぐできても、そのそこに貯まっている污水の処理が終わらなければ、その清浄したことにならないのか、あれは污水であって水だから良いのか、その点について分かっていることがあったら教えてください。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 議長。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) いわみファーム社の污水の問題ではありますが、約40日分ぐらいです、千800トンぐらいあると思いますが、これが今貯留されております。で、これにつきまして

は、あのう、具体的にですね、仮に、その患畜になった場合に豚舎内の汚水というふうに判断をされるのか、あるいは別所し、施設の処理途中の水というふうに判断されるのかっていうのは、今まだ出ておりませんので、まあ、仮にそういう事態が近づけば、西部対策本部なり江津家保なりと、まあ、事前に協議をしておきたいというふうに思います。現在のところ不明であります。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、口蹄疫ってやっぱり、あのう、大変に恐ろしい問題です。で、町の担当者はやはり、あのう、まあ、町全体に大変だっていうのを先ず、やってしまうと、その早くから危機意識高めると、あのう、モチベーション続けるの大変で途中で気が抜けてしまう可能性があります。で、担当者っていうのはやはり、あのう、万が一を様々なことを想定しとくべきだと思います。で、特に、あのう、今回は宮崎で最初に発生してすぐに、あのう、終息したところもある。で、かん、あのう、地域住民の協力が必要だという情報もきてます。で、もう少し情報収集して、やはり、あのう、いざとなったら問い合わせるんじゃないで、今必要でもし万が一何か起こったらどうしなけりゃいけない、あれは大丈夫かこれは大丈夫か、今やとくのは問い合わせして確認しとくのは十分、そのお金がかかることでもありませんし、空いた時間にやれば良いことだと思うんです。で、そういうことをやっとけば万が一発生してもその後の対応がスムーズになるんだと思います。で、あのう、ずうっと話の中は同じなんですけど、やはり普段からいろんなことを考えておくべきであって、何か起こってそこからスタートじゃなくて、少しでも足踏みしていろいろ考えとけば、やはりスタートが違う対応が早く終わるっていう思いを持っています。で、口蹄疫については一つお願いがありまして、まあ、町長さん、町長さん、まあ、町長がどんな認識を持たれているかっていうのはあるんですけど、やはり、あのう、邑南町、あのう、朝も、朝もありましたが、あのう、畜産で8億、あのう、豚も入れる9億近い生産額なんだと思います。大変なウエイトを占めています。地域経済に与える影響も大きい。そういう中で、あのう、やはり、あのう、地域住民の協力っていう前に関係機関、あのう、町の職員全体の統一した意識、あとは、あのう、関係機関、警察なり、そのなりの関係機関、まあ、県ともありますが、問題意識の共有。そういった意味で、あのう、対策本部というのは大袈裟ですが、まあ、早い段階で課長会議等で議題にあげて共通の問題、あのう、意識を持つ、今やとけることがあるんであればやっておく必要があるとは思いますが、そのへんにつきまして、何か考えがありますでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、そういう懸念もあるわけですから、あのう、議会前に既に庁内会合をやりまして、情報の共有を図っております。で、まあ、そのときに議論がなったのは、現時点で対策本部を開くかどうかということについては少しまだ早いんじゃないかと、つまり対策本部を開きますと風評被害等もあります。でやはり町の対策本部もですけど、やはり県、県とやはり行動を共にして、むしろ県が指導を取りながら我々と共にやっぱりやっていくということが肝要であるというふうに思っておりますので、まあ、現時点では町の単独の対策本部開くことはやっておりませんが、仰るように常々情報の共有ということはもう既に始めております。その中でJ Aあるいは警察との、もう連絡もいろいろとやってるということでもあります。よろしくお願いします。

●議長(三上徹) 時間がまいっております。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、まあ、どういう段階でやるかはありますが、しっかりした問題意識を持っていただいて、あのう、危機意識を持っていただいて万が一発生しても速やかな対応ができるように、対応を事前に考えることはしっかり、あのう、口蹄疫だけじゃありませんが考えていただきたいと思います。あのう、今日ずうっと同じようなことで、ではありましたが普段からいろいろなものを考えてほしいということでやってきました。今後とも、あのう、しっかり考えながら町政を、あのう、担っていただきたいと思います。ありがとうございました

●議長(三上徹) 以上で、大屋議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は3時40分といたします。

—— 午後 3 時 2 7 分 休憩 ——

—— 午後 3 時 4 0 分 再開 ——

●議長(三上徹) それでは、再開をいたします。続きまして通告順位第5号、宮田議員登壇をお願いいたします。

●宮田議員(宮田秀行) 議長。

●議長(三上徹) はい、宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) はい、議席番号2番、宮田と申します。本来であれば私の得手としております医学的見地からの一般質問をしたかたんですけども、今回は、視点を変えまして2件の案件について質問をさせていただきたいと思います。まず、第1点、下水道事業の今後のあり方についてということですけども、町村合併前の施策が、そのまま運用されている状況下において、地域において様々な不公平感が、見受けられると聞いております。これらを踏まえて四つの質問を、させていただきたいと思います。まず始めに下水道使用料、ここで敢えて使用料と言っておりますが、この算定基準と従量制への移行を検討をしていただきたいということですが、まず、下水道の課金の正式名称、これは使用料なのかあるいは利用料なのかどちらでしょうか。

●松川水道課長(松川好史) 番外。

●議長(三上徹) はい、水道課長。

●松川水道課長(松川好史) 下水道料金につきまして使用料なのか利用料なのかというご質問でございますが、使用料でございます。

●宮田議員(宮田秀行) 議長。

●議長(三上徹) はい、宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) これ私の主観かも知れませんが、使用料というのは私のイメージでは使った分だけにかかる金額というイメージなんですね。で、利用料というのはよく施設だとか、そういったところに入館するだけでかかる料金だとか、そういった形のイメージが利用料という、まあ、イメージであります。ですので、この度また、あのう、使用料ということですので、次の質問に拘わってきますから、まず、間違いなく使用料であるということで認識をさせていただきました。それとですね、一般家庭においては人員割り加算、この方式を導入した経緯はどのようなものなのかお答えをお願いします。

●松川水道課長(松川好史) 番外。

●議長(三上徹) はい、松川水道課長。

●松川水道課長(松川好史) 下水道使用料に決定した経緯についてということでお答えさせていただきます。下水道使用料につきましては、旧3町村とも一般家庭基本料金千575円、1人あたりの使

用料は525円と同一料金でございました。新町におきまして、合併協議にあたりまして、一般家庭につきましては旧3町村とも同額でございましたので、それをそのまま引き継ぎまして、また事業所、公共施設、店舗等には若干の、その差異はございましたが、や、あのう、いずれの、一番安い町村より若干、その安い方向で合併時に調整がなされており17年度より、その統一がさ、なされたところでございます。

●宮田議員(宮田秀行) 議長。

●議長(三上徹) はい、宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) はい、平成17年から、まあ、そのような形になっておるということで3町村とも基本料金が千575円、頭割りとして525円であったということで、あのう、ですね、本来であれば私としては日本全国の下水道料金、この課金の仕方というものを知りたいわけなんです、まあ、データー収集が大変でしょうから、まあ、島根県下の21市町村、これで結構ですので、下水道料の課金方法、これを報告いただけますでしょうか。

●松川水道課長(松川好史) 番外。

●議長(三上徹) はい、松川水道課長。

●松川水道課長(松川好史) 県下の、あのう、下水道の課金の方法ということでございますが、21市町村ございますが、従量制を、まあ、ご承知のとおり従量制というのは水道料金の使用料に対して、その使用料を、使用料を、あのう、汚水量と算定いたしまして、それを下水道料金反映するものでございますが、松江市を始め、益田市まで市部におきましては従量制が全て採用されておられます。で、市町村におきましては、残る12町村かと思いますが、その内の、13で7町村が定額制で、6町村が従量制でございます。まあ、ただ、あのう、市におきましてもまだ、あのう、合併で統合されておりまして、あのう、旧市においては、あのう、従量制でございますが、そのまだ、その統一されておられません。例えば益田市、浜田市で言いますと旭町とか三隅町とか、そういったところにつきましては、あのう、市の、市ではありますが、定額制が採用されておるところでございます。

●宮田議員(宮田秀行) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) はい、私の方も調べさせていただきましたが、確かに、あのう、合併時においてですね、あのう、旧町村のやり方をとっておられるところ、市もあるようです。しかしながら、まあ、従量制が大半であるというのは事実でございます。で、私が調べますところによりますと21市町村中、まあ、約という言い方をさせていただきますが、14市町村が従量料金制をとっております。で、そこでですね、平均の基本料金というのが約千396円になります。で、従量料金の平均、こちらが約154円という、まあ、単純計算で出てきます。で、このような形の数字をですね、邑南町のように人員割り加算525円、これを一人頭で計算しますと一人あたり、10立方メートルプラス3.4立方メートルを、まあ、使っているという計算になるわけなんですね。で、そこで、まあ、実際今、あのう、従量料金の場合は上水に対する、まあ、従量制ということでありますが、現状邑南町において上水、一般家庭において上水道の平均使用料というのは大体どのぐらいになる、なりますでしょうか。

●松川水道課長(松川好史) 番外。

●議長(三上徹) はい、松川水道課長。

●松川水道課長(松川好史) 水道料金の、あのう、平均の使用料についてでございますが、現在その料の平均については、手元に持ちあわせておりません。ただ、一般的に言われますのは、あのう、どう

言いますか、あのう、定額制で言いますと、3人の世帯で料金がいくらか、で、一般、あのう、従量制を、と比較する場合ですが、概ね20米立を、との比較で料金を比較することがよくあると思っております。

●宮田議員(宮田秀行) 議長。

●議長(三上徹) はい、宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) はい、ええっと、ちょっと聞き漏らしたかも知れませんが、一般家庭において3人お住まいの家庭を基準にして20米立ということでした。

●松川水道課長(松川好史) よく、あのう。

●議長(三上徹) 松川水道課長。

●松川水道課長(松川好史) 失礼しました。よく、あのう、料金比較をさ、あのう、郡内あたり県下でされる場合に、まあ、県あたりも、その料金の比較を、表を出されるわけですが、そういった場合に従量制で言いますと、3人世帯でいくらか、定額制、定額制で言いますと3人世帯でいくらか、従量制で言いますと、1世帯で20米立で、20トンでいくらになるかいうことを、それぞれ出し合いまして比較されるのがもっぱらです。

●宮田議員(宮田秀行) 議長。

●議長(三上徹) はい、宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) はい、ええっと、まあ、20米立が、まあ、大体基準になるということになりますとですね、従量制にした場合は、下手したらば今までの課金される金額よりも高くなる可能性も出てくるというような、まあ、単純計算ではなってしまうんですけども、まあ、私、まあ、これも、あまり、あのう、イメージだとか憶測とか、そういうような言葉は前回、まあ、国会等でもいろいろ議論がありましたけれども、私自身実際に使っておる、まあ、水道の使用料というのは殆ど基本料金、これ4人家族で使っている料金がもう基本料金内で済んでおると、ていうことは基本10立方ですか、ですね、8ですか、8ですか。はい、まあ、基本料金内で済んでおるといことですからけれども、それから計算しますとやはり頭割りでもし下水道が一人525円。そうすると4人家族ですと、単純に、4、5、20の4、2が8で、まあ、3千円近く、プラスαということですからかなりの金額になるわけなんです。で、まあ、一般家庭で、よそでどの、どれだけ使われているかっていうものもあるかも知れませんが、で、実際に、あのう、飲水、上水を飲水として使ったりですね、家庭内のはいい、あのう、利用のみで留まっている家庭あるいは、まあ、農業用に、まあ、散水されたりしてですね、水道、上水道の使用量が非常に多いという家庭も中にはあると思います。で、それを勘案してですね、まあ、いろいろな、あのう、市町村においては、事業所別の料金制度を設けたりだとか、あるいは口頭で、農業用に非常に上水道を使っているということを一言言ってくれば下水道の使用料を考えてみますよっていう市町村もあるようです。実際に、この21市町村の中に何件か存在しております。ですので、あのう、私の方は、まあ、正直ですね、この従量料金制の方が適正じゃあないかという意味合いで、まあ、従量料金制の、まあ、導入を検討していただきたいということなんですけど、まあ、今は一般家庭においての、この下水道料の算定基準について、まあ、質問をしたわけなんですけれども、下水道料の商業利用においてですね、面積按分となっていますけれども、なぜ上水を使わない倉庫だとか、そういったものが面積に含まれて下水道料金を算定する基礎となっているのか、この点についてご説明をお願いいたします。

●松川水道課長(松川好史) 番外。

●議長(三上徹) はい、松川水道課長。

●**松川水道課長(松川好史)** 事業所等あるいは飲食店あるいは店舗等々につきましては、あのう、下水道料の算定にあたりましては、その事業所あたりの使用人員を算定して、算出しております。そういった中で、その算定の元としましては、建築基準法施行令32条1項に基づく規定に準ずる基準のいわゆる人、処理対象人員算定表というものがございまして、それに基づいて、その一定の係数掛ける面積、その面積もどういったものが対象になるかいうところを踏まえて対応しておるところでございます。

●**宮田議員(宮田秀行)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、宮田議員。

●**宮田議員(宮田秀行)** はい、ここがですね、私が一番始め、冒頭に下水道の課金、正式名称は使用料か利用料なのかというところで、まあ、お尋ねをした次第なんですが、今、正に、この商業利用において面積按分、正に、あのう、水道設備が付いていない倉庫だとかも全て面積に含まれているというのが、非常に私個人としてはクエスチョンマークが付くわけなんです。で、いろいろ聞いておりますとですね、まあ、その商業利用においても各市においてホームページに詳細に載っているところもあります。例えばスーパーの場合はこうである、飲食店の場合はこうであるというような形になっておりますけれども、まあ、邑南町のホームページには一般利用の使用料しか掲載されていませんよね。で、実際に請求が来て初めて知るといような状況が、まあ、商業の区分においてはあ、これが事実です。で、今、まあ、面積按分ということで、それを最終的には頭、人数を割り出しておるといことですが、これは、あのう、例えばスーパーにおいても例えば、床屋さんだとかあるいは飲食店だとか、ああいったところすべて同じ計算の方式をとっておるんでしょうか。

●**松川水道課長(松川好史)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、松川水道課長。

●**松川水道課長(松川好史)** ええっと、あのう、算定におきまして、その、いわゆる、その人員を算定するにあたりまして、その係数は、それぞれ店舗あるいは事業所、それから飲食店等々の、その店舗の種類によって係数は違いますが、人員を算定するにあたっては係数掛ける面積で算定をしております。

●**宮田議員(宮田秀行)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、宮田議員。

●**宮田議員(宮田秀行)** はい何度も往復させて申しわけございませんけども、あのう、まあ、係数が違うということで初めて知ったわけなんです、まあ、こういったこともですね、聞かないと分からないというような状態が、まあ、今までいろんなところにあります。で、今日一般質問の中にもいろいろ、その知らなかったとかですね、まあ、たまたま私ちょっと質問とは関係ないんですけども、あるところから、まあ、ちょっと違った件で、5年前のあれですね、ええっと、広報、それに載って、書い、書いてあるからそれを見てくれみたいなのは、返答があったという例もあります。いろんな意味でですね、知らない、まあ、結局もの言わなきゃそのまま貰え、貰えないとか損をするだとか、そういう状況が非常に見受けられるんですね。ですから、あのう、いろんな意味でですね、ちょっと、この質問とは関係ないんですけども、暮らしの手帖みたいなような形の小冊子をですね、各戸配っていただくような対策をとっていただいて、で、改訂があれば改訂したものの中身を入れ替えるような形でですね、毎年更新して行って、それを永久保存版だというような形で各戸配っていただければですね、知らなかったから損をするだとか、あるいは知りたいのに一々聞かないと答えが出てこないだとか、まあ、そういう問題は無くなるんだと思うんですね。だから今後そういうところをですね、

まあ、先ほど来ありますけれども、縦割りではなく横割りの体制で一つのものを仕上げていただいて、で、町民全部に解るような形での何かの広報の方法を考えていただきたいと思います。そうですね、まあ、今、あのう、そうやって面積按分で係数によって頭割りをするというところ、ようやくここで初めて分かりました。しかしながら、まあ、一番最初に申しあげましたですね、その合併前の施策がそのまま運用されていて、まあ、不公平感が見受けられるというところなんです、これも一部耳にしたところなんです、合併前の町村においてはこういう商業関係でそういう計算を、係数を掛けてされたときにですね、料金が低いとクレームを付けたら安くし、してくれたという例があるそうです。何でこういう不公平感があるのか、どのように考えますか。

●松川水道課長(松川好史) 番外。

●議長(三上徹) はい、松川水道課長。

●松川水道課長(松川好史) あのう、議員が言われました、あのう、そのその要望すれば、あのう、料金を下げることができたということを言われましたですが、私、あのう、水道課の方へ携わっておりますが初めて聞いたような状況でございます。

●宮田議員(宮田秀行) 議長。

●議長(三上徹) はい、宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) はい、初めて耳にされたということですが、これは事実でございます。で、実際その係数を掛けてどうこうと言ってもですね、まあ、ある店舗に置いては、その係数によって割り出された人数というのが、とてつもなく実際の水道使用料に対してかけ離れているという事実もあるわけなんです。ですので、まあ、それはなぜかと言いますと、そういう、まあ、聞いた話ですけども、そういう店舗においては上水道料金は基本料金内なわけなんです。しかしながら、下水道使用料はその係数によって26人から30人という数字が出てきて、1万円を超える料金を請求されておると、ということは、まあ、正に、この係数が本当に正しいのかどうか、逆に使用料という言葉が正式であれば上水を使った量に対して下水道料の課金をする従量制の方が、これが本来であれば下水道使用料というのが正しいんじゃないかということを私は、まあ、言いたいわけなんです。是非、この従量制の導入ということを、まあ、検討していただきたいと思います。次にですね、これは町水と敢えて言いますが、町の水道、上水の対象地域において井戸水の利用者に対する今後の対応についてということなんですけれども、これは、まあ、これも聞いた話なんです、実際に、この町水の対象区域内のご家庭なんですけれども、川を挟んで対岸にそのお宅があると、で、橋脚の下でも、あのう、上水の管を通して、で、上水を使える環境にある家庭だそうですけれども、当時、これは瑞穂町の時代なんですけれども、町の方でボーリングをして井戸水を敷設したというじ、実態があります。で、この敷設した井戸水を敷設した、その家庭というのが実際に何件あるのか、またそれが、この井戸の所有権というのがですね、町がボーリングをした、だけれどもそれは町のものなのか、あるいは個別にボーリングしたんで、それはその個別の家庭のものなのかどうか。この所有権、この2点についてお伺いいたします。

●松川水道課長(松川好史) 番外。

●議長(三上徹) はい、松川水道課長。

●松川水道課長(松川好史) 議員のご質問でございますが、あのう、瑞穂の方で、簡、簡易水道の拡張工事をしたときに、その井戸で対応したケースのことを、についてのお問い合わせでしょうか。はい、事業の概要でございますが、平成4年度から平成8年度にかけてまして、簡易水道とうぎょう、統合事業におきまして、給水区域の拡張事業を実施しております。簡易水道未普及地域の解消に取り

組んでおりまして、対象集落は9集落ございました。で、本管からその各世帯への、あのう、どう言いますか量水器ま、までの延長が大変長い所がございまして、数、3地区、8世帯におきまして、いわゆる、その水道の本管を敷設するのではなしに井戸を、井戸を設置し、ポンプを設置することで地元と理解を得て進めた経緯がございます。このことにつきましては、ちょうど今言われたケースの地区ではございませんが、起案決済の文書に基づきましてご報告させていただきますが、所有権につきましては、工事完了後につきましては、受益者負担、受益者の維持管理につきましては受益、受益者ということでございました。それと、あのう、工事をしたのが、あのう、町ではございませんで、当時制度化されておりました瑞穂時代の飲料水供給設置の事業の補助金を、の制度を利用して、地元で施工していただいて、その、ついて町が負担をしているということでございます。

●宮田議員(宮田秀行) 議長。

●議長(三上徹) はい、宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) はい、今ご報告していただいた中で、まあ、3地区8世帯が対象になっておって、まあ、所有権は最終的には受益者が、持っておるということです。で、補助事業を使われたということですが、これ100%の補助でした、それとも、あのう、実際ですね、聞いておるところによりますと、その配管が非常に長いからといっても、それは町の負担でやるべきところであって、で、当時実際に家、家庭内に引かれる直前までは町が敷設してそこから先に関しては7万何ぼかの個人負担において上水を利用できたという話ですけれども、実際に、そのボーリングをするのが、全てこの補助事業で100%補助されたものなのかどうか、それによって配管を通すよりも安くすんだという解釈になっ、なるんでしょうか。

●松川水道課長(松川好史) 番外。

●議長(三上徹) はい、松川水道課長。

●松川水道課長(松川好史) ご質問の飲料水供給井戸設置事業補助金につ、で対応しておりますが、その事業は全く町単でございます。で、7万何がしかと言われましたが、8、当時8万2千400円、それは、あのう、いわゆる、そのその額は、当時の、あのう、水道加入の分担金相当額を本人に負担していただいて、あのう、残った、まあ、100万から150万掛かった井戸の分については町で、その差額は負担して事業、申請者の負担工事で、あのう、事業主体でやっていただいたという経緯がございます。

●宮田議員(宮田秀行) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) はい、ええっとそうしますとですね、まあ、先ほどの質問の、まあ、答えがちょっとまだ返ってきてないんですけども、町単でやられたということは実際にボーリング代を全部支払われたということですから、その延長する配管を設置するよりもボーリングの方が安かったということなんですかね。それともう1件、まあ、受益者が実際に所有権を持つということになっておるんですけども、まあ、実際に、その井戸水を掘られて20数年という、まあ、時間が経過しておるわけなんですけど、こういった、まあ、経年劣化によってポンプの故障だとかですね、まあ、堆積物、これによって使用不可能になった場合、最終的に、この所有権が受益者負担ということになりますと、修理をするのは個人で直なさいという解釈になりますでしょうか。

●松川水道課長(松川好史) 番外。

●議長(三上徹) はい、松川水道課長。

●松川水道課長(松川好史) まあ、井戸の、その井戸が、あのう、使えなくなった場合にどう町は対

応するかということかと思いますが、それにつきましては現在も、あのう、飲用井戸設置事業ではございませんが、井戸に、あのう、各世帯がやられる方に定住対策の観点からも、設置要綱を設けております。で、それに、それにつき、あのう、おきまして、その方の事情を、まあ、聞き取りをさしていただきまして、対応できるものがあればその事業で対応することも可能ではないかと思っておりますのでございます。

●宮田議員(宮田秀行) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) 何、何だかちょっと、あやふやな感じを受けたんですが、対応できれば対応を検討をするという、何、何か私にはうまく理解できないんですけれども事実こういう例はあるんですか。現状、故障がして使えなくなったが、あのう、家庭が。で、それを使えなくなった家庭があるんであればどういう対応を現在されているのか、これについてちょっとお答えをください。

●松川水道課長(松川好史) 番外。

●議長(三上徹) はい、松川水道課長。

●松川水道課長(松川好史) あのう、1件ほど、あのう、そういった問い合わせが来ておりまして、支所の方でどういう経緯で、どういうところが不具合なのかという協議を進めていただいておりますのでございます。

●宮田議員(宮田秀行) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) 何か、あのう、うまくこう噛み合わないというかですね、まあ、結局今その家庭はほんじゃあ使えないというか、まあ、水量が落ちただとか、まるきり水圧がかからなくなって全然出てこないだとか、まあ、状況にもよるんでしょうけれども、まあ、現在進行形だということですのでよろしいわけですね。はい。まあ、これもですね、実際に8世帯あるということで、まあ、たまたま現状は1世帯に留まっているということなんですけれども、残り7世帯にまたそういったものがどんどんこう波及してくるような環境も出てくるかも知れませんので、なるべく早い機会にですね、良い策を考えていただいて、実際の利用者に負担のかからないような対策をとっていただければと思います。で、次の質問なんですけど、私これも知りませんでしたけど、あのう、閉栓キャップというのがあるそうですけれども、あのう、閉栓キャップの設置家屋に対する今後の対応について、この閉栓キャップっていうのが、あのう、水道のメーターの上にどうも被せる装置らしいですね。それで物によっては、町側の栓のところを外して、で、そこにキャップをはめ込んでしまって完全に断水してしまうというような、まあ、機能の付いている、まあ、閉栓キャップもあるそうですけれども、この閉栓キャップというのは割と高価な物だと聞いております。この閉栓キャップの必要性というのがほんとにあるのかどうか、それとまた、あのう、本来であればですね、今実際に長期間使わないとかいうことになりますと、上水を長期間使わないということになりますと、町側の、あのう、バルブを閉めて、ほんで基本料金のかからない状態にしておけるとするのが事実だと思うんですけれども、まあ、長期の休みだとかに、たまたまこちらに帰ってきてまた開栓をお願いするという連絡が入れば、まあ、高給取りな、町の役場職員さんがですね、わざわざ家庭に出向いて開栓作業をしてですね、で、開栓手数料などというものも徴収しておると、非常に無駄な、あのう、作業行為に、であるというふうに私は思うんですけれども、この何かうまく検針だけで済ませてですね、メーターが動いてなければ、この家庭は使っていない、まあ、転出届けが出ておれば、もちろんその家庭は水道を利用していないわけですから検針だけで何か済ませる良い方法はないものかどうかということについてちょっとお尋ねいたします。

●松川水道課長(松川好史) 番外。

●議長(三上徹) はい、松川水道課長。

●松川水道課長(松川好史) 閉栓キャップの設置についての必要性についてでございますが、若干経緯も踏まえてご説明させていただきたいと思います。合併前の旧町村間におきまして、水道事業等に関する水道使用料また分担金、各種手数料、業務体制等には若干の差異がございました。合併協議におきまして、殆どの事務事業が調整されまして、平成16年度の合併時から適用されてきたところでございます。しかしながら水道料金につきましては、経過措置により18年度からの実施となったところでございます。ご承知のように、水道料金は基本料金、超過料金、メーター使用料から構成されております。ご質問のありました閉栓キャップの取り付けにつきましては、平成17年度までは、旧羽須美村と旧石見町は閉栓キャップを取り付けて対応してきておりました。旧瑞穂町におきましては閉栓キャップは取り付けしておりませんでした。水道料金に算定に関することで、統一するために18年度から閉栓キャップを取り付けることといたしました。旧、じゃあない、合併後の町村が同一の形態で進もうというところで進めております。そういった中、閉栓キャップは使用者からの使用中止届け出により、使用料メーターに取り付け施錠します。使用を中止される方は、長期間、家を留守にしたり、普段は町外に住居され、年に数回帰省され、その際に開栓し、また閉栓をされる方が大半でございます。閉栓されている間は、一切水、水道料金は発生いたしません。また、使用を再開される場合は、開、先ほど言われましたように開栓手数料を徴収し、開栓期間内の水道料金を徴収する、することとしておるところでございます。先ほども言いましたが、旧瑞穂町では、使用の中止又は使用の再開の場合は、届け出により職員が開閉をしてはまいりましたが、閉栓キャップは取り付けしていないため使用される方の、が自由に開閉することが可能であったところがございます。閉栓期間中の水道料金につきましては、毎月のメーター使用料と年に1回の定期検針により過去1年間の使用した、水量相当の料金を徴収しておりましたが、自由に開閉栓が行えるため、無届で使用された場合、毎月の検針をしていないため、また宅内漏水の発見が遅れたり、開栓の届け出なしで使用された場合、使用した月の水道料金が確認できませんでした。そのために公平を保つため、届出者以外の全ての閉栓者に、水道を使用したか否かを確認する業務が発生しますし、使用した場合には検針が必要となります。このことは業務や使、使用水量における料金算定事務を繁雑にさせ水道料金徴収システムの構築に支障を来すものだと思っております。邑南町におきましても水道業務全般の効率的な一元化を図るためにも今後とも現行の体制で進めていきたいと思っております。

●宮田議員(宮田秀行) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) はい、確かに仰るとおり無届けで使われたりなんかするとですね、やはり解らないということで、その必要性はあるということで理解をいたしました。次にですね財政面から見た下水道事業の町営の必要性についてというところなんですけれども、これはですね、国交省により平成16年3月30日付け、すいません、元に戻ります。下水道事業という形で今こちらに書かせていただいておりますが、上下水道ということにしてください。上の文字が抜けております。国交省によって平成16年の3月30日付けで、指定管理者制度による下水道の管理及び下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進についてという、まあ、文書が出ております。これは平成15年の6月13日に交付された地方自治法の一部を改正する法律、これにおいて公の施設の管理に関する指定管理者制度、指定管理者制度が、まあ、創設されてですね、で、同年9月2日に施行されたところであるということです。で、本制度は下水道においても、まあ、適用可能であるということを示す

かにしておるというものでございます。また上水道においてはですね、岐阜県の高山市、こちらが平成18年の4月から全国の自治体で初めて、市内の52か所に上る上水道施設に指定管理者制度を導入した例もあります。まあ、こういった中ですね、財源補填でなんとか、まあ、切り盛りをしているという邑南町の上下水道事業を指定管理者制度に移行する考えはないのかどうか、これを担当課長と町長の方からお答えをいただきたいと思います。

●松川水道課長(松川好史) 番外。

●議長(三上徹) はい、松川水道課長。

●松川水道課長(松川好史) 失礼します。上下ということです。先ほど、あのう、議員が言われました国交省の方からも、そういった、あのう、いわゆる包括的な民間委託の推進について通知が出ています。これにつきましては、平成15年に指定管理の制度が制定されたものを受けて、国交省が、それに踏まえて16年にその通知をしたものだ認識しておるところでございます。邑南町の先ず、下水道からについてでございますが、まあ、あのう、ご承知のように下水道会計につきましては大変厳しい運営をしておるところでございます。予算、22年度予算におきましても予算総額の65%が公債費を占めておると、大変厳しい中で、まあ、町といたしましても、歳出削減に努めているところでございます。施設管理につきましては、邑南町では公共下水道1地区、農業集落排水施設9地区、それから小規模でございますが4地区、合併浄化槽を772基、これは平成22年度予算ベースでございますが、管理をしておるところでございます。ご指摘のように指定管理をして、管理費の削減を図れということでございますが、これまで邑南町下水、水、下水道管理にあたって取り組んできたことをご説明いたしますと、平成17年度までは農業集落排水施設が9つあったところを、全部指定管理ではありませんが、管理委託しておりました。で、18年度以降2地区、4地区、6地区というように平成20年度には6地区を直営で管理してきて、いわゆるそれは、あのう、委託費を削減するために直営で管理してきて20、21に、20、21、22も6地区を現在直営で管理している状況でございます。で、そういったところで、あのう、いわゆる、その委託料と、あのう、そのそれに携わる職員の人件費の相殺になろうかと思いますが、そういった中、現時点では、あのう、直営に今切り替えて、現時点では良かったかなと思っているところでございます。で、下水道管理におきましても、指定管理することは、可能だと伺っております。議員が先ほど申されましたように全国的にも指定管理で対応しておることもございます。まあ、県下では指定管理しとるところはどうも伺いますと無いようでございますが、まあ、そういったことも含めてアンテナを伸ばしながらそういったかん、ことも視野に入れながら対応していきたいと思っております。それと、あのう、簡易水道、水道の方についてでございますが、簡易水道につきましては、簡易水道と、それから飲料水供給施設5地区を町の方で管理しておるところでございますが、簡易水道につきましては瑞穂、羽須美、石見にあります各その事業につきましては全て直営で管理しております。で、飲供につきましては石見に2地区、羽須美に3地区がございますが、その内、羽須美の3地区につきましては、18年度より指定管理で対応しております。以上でございます。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、まあ、いろいろと今、指定管理の研究もしたいということを言っておりますが、大体は、今だいたい直営でやって、まあ、一定の効果が出ておると、まあ、課長の答弁もありました。ただこれは、まあ、現状の職員の活用という意味では確かにそれで効果が上がってる面もあるかも知れません。指定管理料に比べれば。しかしながらやはり200人という一定の人員

の、こう絞っていく中で、やはりその仕事をやっておる、おることによって、その仕事の職員は確保しなきゃならんとなればやはり削減の効果についてもなかなか難しい面もあるかと思ってます。だから、まあ、どの時点でということはなかなか言い難いわけですが、やはり人員の削減の中で、指定管理をすることも、その視野に入れながら研究していかなくちゃいけない課題だろうというふうに、まあ、思ってます。

●宮田議員(宮田秀行) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) はい、まあ、正に先ほど担当課長の方からもありましたとおりに、委託をしていたために委託料が発生していた、これはあたり前のことですから、まあ、その削減のためということで、直営に切り替えていったことによって、まあ、割と経営的にはうまくいっておるということで、まあ、理解をさせていただきました。まあ、しかしながら長い目でみてですね、やはり、その財政面等というところで、まあ、かなり逼迫しておるというのは事実でございますので、どういう形でか、また検討をいただければというふうに思っております。まあ、時間もないものですから、次の質問に移らさせていただきます。ええっと、先ず、あのう、これはですね、言葉が適切かどうかという判断になりますが、現状ですね、あのう、新聞や、まあ、テレビ、雑誌等各種メディアにおいてですね、買い物難民という言葉が、普通に使われております。ですので、敢えて、この場において各種メディアと同じ言葉の表現を使わさせていただきたいと思うんですが、この買い物難民に対する町の対応策についてということなんですけれども、これが、あのう、中山かい、間地域において、買い物難民という言葉も、まあ、よく耳、よく耳にします。これが最近はですね、都会地においてもこういう状況にあるということも、まあ、実際に起き始めておるそうです。これはですね、地元密着型の、まあ、小規模な店舗というのは、まあ、交通手段を持たない住民にとっては必要不可欠なものであると、しかし経営難等で閉店する店舗も後を絶たない状態であると、まあ、こういった店舗に対して何らかの支援策を考えていただけないかということなんです。この、まあ、地元密着型の小規模店舗の必要性を町としてどういうふうに考えているのか、これは先ず、あのう、お客様と経営者の両者の視点から、を見て、質問したいと思うんですけれども、こういった地元密着型の小規模店舗というのは、まあ、非常に苦勞をして赤字でも、まあ、言い換えればですね、ボランティアのような形で経営している店舗というのが町内でも複数存在しております。しかしながらですね、まあ、少人数ながらも歩いて買い物に来られるお客様のことを考えるとですね、自分を犠牲にしても経営を続けていかなければいけないというような、いわば、まあ、正義感で経営しているような店もあります。このような店の火を消さないためにもですね、町として何らかの救済策を考えられないかどうか。昨年の、まあ、私、議員意見交換の席でもですね、井原の農協が閉鎖したことによって、とても悔やんでいるという意見を聞いております。その方は今車で行き来ができるので、大型店舗に買い物に行っていたそうですけれども、閉鎖してから気づいたのは車の運転ができなくなったときのことを考えていなかったと、地元の住民として普段から利用しておけば閉店することもなかったのにと意見を聞いております。更にですね、遡ること何年前ですか、去年です、2009年の6月27日、これ読売新聞の抜粋記事なんです。ちょっと読ませさせていただきますとですね、生活ドキュメント買い物難民という題で、十日間読売新聞に連載をしたそうですが、これに対して非常に多くの反響が寄せられたそうです。自分も買い物に非常に苦勞していると、あるいは将来が不安になったという声が多く、また商店街の衰退やですね、撤退などで、各地で、この問題が深刻視化している状況が浮かびあがっているそうです。具体的にはですね、近所に商店が無くなって遠方まで買い物に行く85歳の

女性はバスのステップを上がるのも一苦勞である。また他の人はですね、最寄りのスーパーまで歩いて30分かかると、帰りは上り坂で、荷物を乗せた自転車を押すのも非常に負担であると、また道も狭く大型車の風圧に煽られて自転車ごと転倒したこともあると、いつか大怪我をするかもと1年前から、行き来にバスを利用するようになったそうですけれども、1日数本しかないために帰りはタクシーを使うことも多いと、出費を抑えようと買い物は週1回に減らしてしまったと、正にこういうのは小規模小売店舗が閉鎖していく一番の原因なんですよ。毎日足繁く通ってくれるお客さんが少しずつでもお金を落としてくださることによって、小売店舗は成り立っていくのに、週1回に留まったことによって閉店に追い込まれるというようなのも、も、実情でございます。まあ、いろいろこういう状況が今あってですね、で、まあ、最後の末尾にはですね、市の補助金を得て2004年に始まった事業で電話注文を受けて市内なら無料で配達するということをしている店もあるそうです。しかし、利用者は伸び悩んで参加する85店の内、実際に受発注があるのが半数も満たないのが事実だそうです。で、ある生花店の店主はですね、少額の安い商品をただで届けて貰うのは気が引けると逆にお客さんから言われてハッとしたということです。客と店の関係が希薄なもの利用が伸びない一因と話す他の店主もおるような状況であります。ええっとこういったですね、ことで、まあ、最終的には他の地域でも買い物支援の継続にくる、苦勞しているケースがあって、行政も巻き込みながら地域全体で対策を考えていく必要があるという形にしん、締めくくれ、くくられておりました。この中身はですね。で、そこで先ずですね、地元密着型の小規模店舗の必要性を町としてはどういうふうに考えているのか、それともう一つ地元消費を促す施策を町として何か考えているか、まあ、以前のような、あのう、プレミアム商品券のようなもののような物ですね。これについて、まあ、担当課長及び町長の方から、お答えをいただきたいと思います。

●東定住企画課長(東義正) 番外。

●議長(三上徹) はい、東定住企画課長。

●東定住企画課長(東義正) 時間がありませんので、いろいろ申したいんですが簡潔に申させていただきます。議員仰るとおに、仰るように確かに、あのう、地元密着型の小規模店舗、私は必要だと思っております。ただ、あのう、最近の若い方はですね、あのう、まあ、買い物がレジャー化しております、いわゆる、あのう、町外への大型店舗へ流出されるというところが非常に顕著であります。しかし、片や、まあ、高齢化の進展等によりまして、非常に買い物に困難されるところがあります。まあ、全域を私も網羅しておりませんけども、私の近くの小売店舗でもそれぞれの店舗で注文を受けながら、あのう、配達をされている店舗がございます。まあ、それはそれで、その店舗はいろいろと努力をされているんだと思います。そういった意味で、まあ、地元購買力を向上させることは非常に、あのう、重要だと思っております。まあ、これにつきましては、商工会等も一緒になってですね、対策を考えていかなければいけないというふうに思っております。それで、まあ、あのう、議員仰いましたように21年度には、プレミアム付き商品券1億5千万円を発売して全てが町内消費の拡大に繋がったと思っておりますし、また、あのう、商品券の発行が、ではありません。あのう、ポイントカードですね、羽須美、瑞穂カード、あるいは石見Iカードなど、そういったあのポイントカードの発行あるいは贈答やお返しなどの商品券を購入して、まあ、お渡しになるといったようなことを通じてですね、町内の消費の拡大に向けた取り組みが行われております。また、あのう、商工会ではエコポイントの交換商品として商品券を登録されております。まあ、この交換が始まった昨年秋から非常に商品券の発行額が伸びておるといふふうに聞いております。まあ、あのう、そのような状況の中でも町としては、昨年度中小企業への緊急融資、補助金、大変に商工会でも喜ばれておりまして利用いた

だいておりますし、また、あのう、商、商店がですね、改装するとかあるいは改善をしたいとかそれから、あのう、移動通信販売を行いたとか、行いたいとか、そういったことに取り組まれば、それに対する助成制度を用意しておりますので、まあ、そういったものを利用しながら、整備をしていただければ有り難いかなというふうにおもいと、思っております。まあ、あのう、いろいろと移動販売者がた、他から、他町村から入っておりますけども、まあ、地産地消ということも考えながら地元の産品を地元で販売をするあるいは購入される方も地元の物を購入するといったようなことも訴えながら展開したいと思いますが、まあ、いずれにしても商工会と連携をしながら、方策を検討してまいりたいというふうに思っております。

●議長(三上徹) はい、残り1分少々ですが町長。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 冒頭、あのう、議員がこれは都会の問題でもあるよとむしろ都会の方がものすごく数が多いんだろうと思います。こういう方は。だからこれは、あのう、やっぱり都会、我々のような地域、やっぱ含めてやっぱり今は知恵の出どころ、どこだろうと思うんですよ。それでやっぱり、この物を買うということは、やはりいかにその、そのニーズにあわせていくかということですから、店舗も発想を変えていただかないとこれは、つまり一つは高齢化社会のためにはどうするかということですね。あのう、建物だけ用意して、さあ来て下さいじゃあ。それは、まあ、なかなか無理な話です。で、先般、あのう、出羽の町政座談会で話がありました。生協さんが入ってやれんよと。だから出羽の商店街大変灯がこう厳しい、だけどやっぱり生協のやり方というのは一つ学べべき点があるんだろうと思います。移動販売もある、取りまとめ役もいる、ほいから中身も、まあ、安心安全だねっていうところ、やっぱそういうところをやっぱり商店としてどう考えていくかですね。で、先般、あのう、起業家の支援ということで、ビジネスの発表会が邑南町でありました。矢上のある方が自分は広島の団地をもうターゲットにして移動販売車を出してやっていくんだと、絶対これ、ニーズがあるよと、まあ、そう、やっぱり新たなチャンスだと逆に捉えて貰えば様々な発想が私には出てくるのではないかなと、それをしっかり行政と商工会、皆さま方とやっぱり考えて行く、もう時期になってきているのではないかなと思っておりますので、まあ、今後ともよろしくお願いします。

●宮田議員(宮田秀行) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) はい、時間もまいりましたので、まあ、確かに、今担当課長及び町長の仰るとおりだと思います。いろんな意味で考えていくべき時期がきているんじゃないかと実際に閉店もいろんなところでありますので、それで無くなったがために、地元の方が非常に苦労している、大変な思いをしているというのはこれは事実でございますので、是非、まあ、行政も含めて商工会も含めてそういった商店主集まってですね、いろんな知恵を出しながら、うまくやっていければというふうに思っておる次第でございます。また、あのう、過疎法等もありますのでそういったものを利用してですね、町単で、多岐にわたるそのソフト面での支援というものも、検討していただければということで最後まとめさせていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

●議長(三上徹) 以上で宮田議員の一般質問は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●議長(三上徹) 本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労さんでございました。

—— 午後 4 時 4 2 分 散会 ——